

花と緑と自然の先端都市・生駒 をめざして

守る・創る・育む そして伝える “市民の緑・市民の心”

生駒市緑の基本計画

平成16年9月

生 駒 市

ごあいさつ



生駒市は、昭和30年代後半から、大都市近郊の緑豊かな住宅都市として、人口が増えつづけ、昭和50年代には、近畿圏でも屈指の人口増加率を示すなど、その時代の社会的役割を果たしつつ発展してきました。こうした人口急増によって、山地・丘陵の面積は減少したものの、今なお緑豊かな山並み、身近な樹林などに囲まれた本市への住宅需要は根強く、宅地化は現在も進行しています。

本市では、こうした良好な緑の都市環境を次世代にも引き継いでいくためには、現状をどうとらえ、どのような方法で守り・育てて行けばよいのかを方向づけるため、市民参画のもとで生駒市緑の基本計画を策定しました。

策定途上では、緑の減少を危機感のみでとらえることなく、この環境を培い守ってきてくれた先人たちに感謝しつつ、前向きな議論が展開できました。そして、「本市の緑の骨格でもある自然的な緑の維持・活用」と「身近できめ細やかな花と緑のまちづくり」に並行して取り組むことで『花と緑と自然の先端都市・生駒』の実現を具体化していく方向を打ち出しています。

今後、『花と緑と自然の先端都市・生駒』の実現に向けて、市民と行政の考え方をつなぐ機関の設置など、持続的な協働関係を築き、市民と市民、市民と行政の協働による取り組みを進めたいと思っています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心な議論をしていただいた生駒市緑の基本計画策定委員並びに、貴重なご提案をいただいた生駒市緑の基本計画策定懇話会委員各位に、この場を借りて謝意を表します。また、“花と緑と自然の都市・まちづくり”に向け、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成16年9月

生駒市長 中本幸一

総目次

【生駒市緑の基本計画】

序章

第1節 緑の基本計画の概要	2
第2節 緑と緑地の定義	4
第1章 生駒市の“花と緑と自然の将来像”	
第1節 “緑の住宅都市・生駒”の現況と課題	8
第2節 “花と緑と自然の将来都市構造”	10
第3節 “花と緑と自然の先端都市・生駒”	12
第2章 “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み方針	
第1節 山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心”を未来に伝える	16
第2節 川の環境を取りもどし生駒に“水と緑の骨格”を創り・育む	18
第3節 樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚み”を育み・伝える	20
第4節 市民の英知で“楽しく・使いやすい公園”を育む	22
第5節 民間施設と公共施設の緑化でまちなかに“花と緑のシンボル”を創る	24
第6節 “花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育む	26
第3章 緑地等の配置・整備方針	
第1節 機能別緑地の配置方針	30
第2節 緑地の整備及び緑化の目標と方針	39
第3節 複合的に緑化を推進するエリア - 緑化重点地区 -	44
第4章 “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み推進	
第1節 “花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への取り組み体制	58
第2節 “花と緑と自然の先端都市・生駒”実現へのプログラム	61
資料編	
第1節 市域の緑の現況	64
第2節 市域の緑視率の現況	68
第3節 緑地保全に向けた法の適用状況	70
第4節 公園緑地の整備状況	77
第5節 公共公益施設の緑化現況	88

【生駒市緑の基本計画 策定の経過等】

1. 素案検討から市民公表への流れ	92
2. 生駒市緑の基本計画策定委員会・策定懇話会委員名簿	93
3. 生駒市緑の基本計画策定委員会・策定懇話会の経過	94
4. 生駒市緑の基本計画策定委員会報告	95
5. 生駒市緑の基本計画策定懇話会からの提案	103

序章

第1節 緑の基本計画の概要

- 1．緑の基本計画策定の背景と計画の必要性
- 2．緑の基本計画の位置づけと考え方
- 3．緑の基本計画の視点と構成

第2節 緑と緑地の定義

- 1．緑の領域
- 2．緑の効果と機能
- 3．緑地の種別

第1節 緑の基本計画の概要

1. 緑の基本計画策定の背景と計画の必要性



“緑の住宅都市・生駒”の中心部



先人たちによって培われてきた緑の都市環境



身近な生活空間に創造された花と緑の環境

○生駒市は“緑の住宅都市”として広く知られています。本市の魅力的な緑の都市環境は、生駒山系、矢田丘陵の山並み、寺社林や住宅地間の樹林、農地など自然的な環境資源にその多くが支えられています。“緑の住宅都市・生駒”は、これらの資源を培い、維持してきた先人たちの努力のうえに成り立っています。一方で、この資源の一部は、都市的発展とともに土地利用が転換され姿を変えてきました。

○本市では社会的要請を背景に、今後も都市的発展が予想されます。その場合にも緑の都市環境に配慮した発展を目指します。しかし、自然的な環境資源の『保全』のみに頼ることなく、“花と緑と自然のまちづくり”など、魅力的な緑の都市環境の『創造』への取り組みも本格軌道に乗せ、その両面を次世代に引き継いでいくことを目指します。

○魅力的な緑の都市環境の『保全と創造』と『次世代への継承』を目指すためには、本市の緑の都市環境——花・緑・自然など——全般について、長期的視野から、実現可能な将来のあるべき姿を描き、市民・事業者・行政が協力し合い、その実現に取り組む必要があります。

○「生駒市緑の基本計画」は、緑の持つ様々な機能・役割を踏まえ、長期的視野から、実現可能な将来のあるべき姿とその実現に向けた取り組みに関する方針を定めるものです。

2. 緑の基本計画の位置づけと考え方

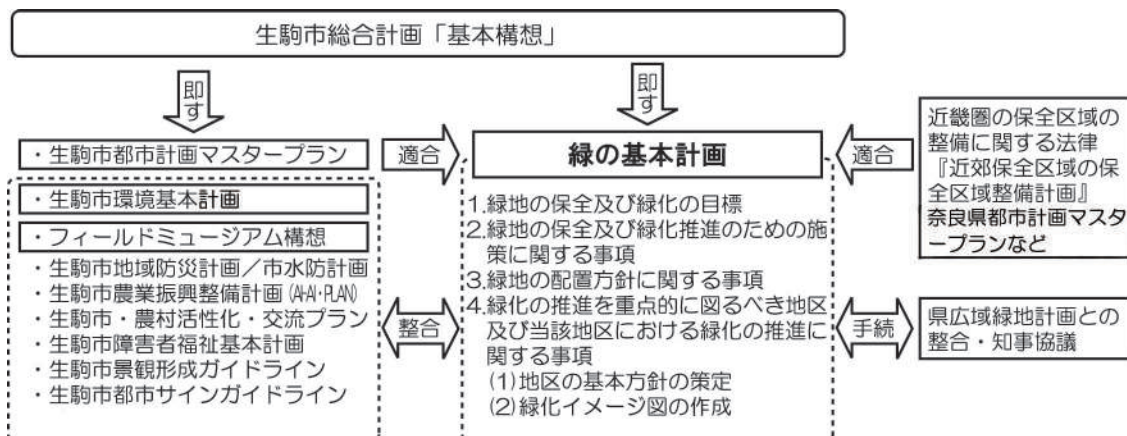
○「緑の基本計画」は、都市緑地保全法^{*1}第2条の2（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）に基づき生駒市が定める計画です。計画の基本的な考え方は、本市の都市づくり・まちづくり全ての分野にわたる基本方針である「生駒市総合計画」の“基本構想”を上位計画としています。また、都市計画に関する基本的な方針を定めた「生駒市都市計画マスタープラン」にも整合しています。

○このような前提のもとに策定する本計画は「生駒市総合計画」の実現のための『緑に関するマスタープラン』としての役割を担います。本計画に掲げる施策は、「生駒市都市計画マスタープラン」に掲げられた施策などとともに、本市の“花と緑と自然の将来像”の実現に向けた指針として位置づけられます。

*1 「都市緑地保全法」の一部改正：

「都市緑地法」への題名改正等（平成16年）

【生駒市緑の基本計画の位置づけ】



3. 緑の基本計画の視点と構成

- 「生駒市緑の基本計画」は次の4つの章と資料編から構成されています。

第1章 生駒市の“花と緑と自然の将来像”

- 本市は、『花と緑と自然の先端都市』を目指すこととし、
“守る・創る・育てる そして伝える市民の緑・市民の心”
を市民と行政が共有する合い言葉として設定しました。

第2章 “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み方針

- 「山並みの自然的な緑」から「庭先・窓辺の花や緑」までが一体となった本市の緑の環境を6つの領域に区分し、それぞれについて「現況と課題」「施策体系」「計画」を整理することにより、“花と緑と自然のまちづくり”として目指すべき方向、行政の役割、市民のみなさんとの協力関係のあり方などを示しています。

第3章 緑地等の配置・整備方針

- 本市の緑の環境資源（緑地等）の機能を「環境保全系統」「レクリエーション系統」「防災系統」「景観系統」の4つに分け、それぞれの配置方針、整備と緑化の方針を明らかにするとともに、複合的に緑化を進めるべきエリア（緑化重点地区）を選定します。

第4章 “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み推進

- “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み体制と、施策推進の流れを示しています。具体的な取り組み方針は、今後、市民と行政が議論を重ねながら組み立てていくこととします。

【緑の基本計画の基準年次

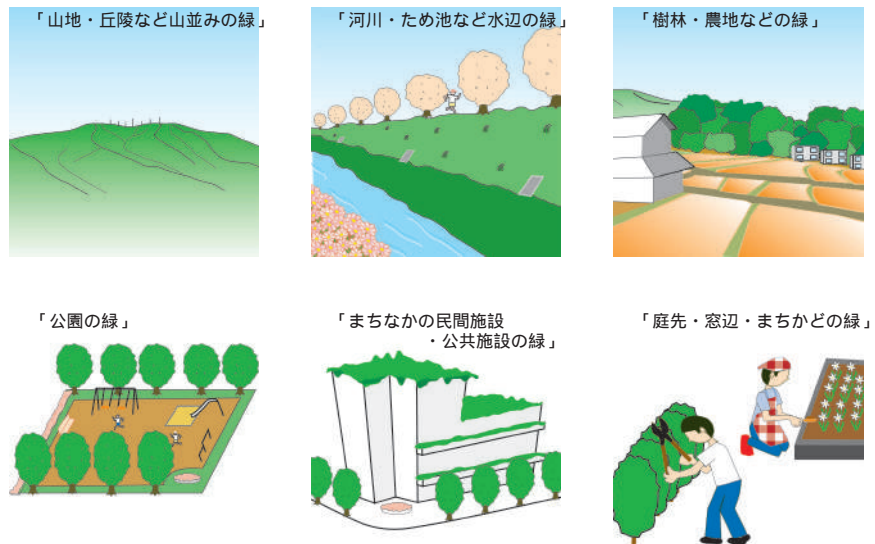
及び目標年次】

- [生駒市緑の基本計画]は基準年次（計画の出発点となる年次）を平成12年（2000年）とし、生駒市総合計画、生駒市都市計画マスタープランと足並みをそろえます。
- 目標年次を平成32年（2020年）とした20年間の計画とします。
- なお、本計画は関連する様々な事業や施策の進捗状況を確認しながら推進していくこととします。また、社会、経済情勢や環境の変化などに合わせながら、必要に応じた修正を行うこととします。

第2節 緑と緑地の定義

1. 緑の領域

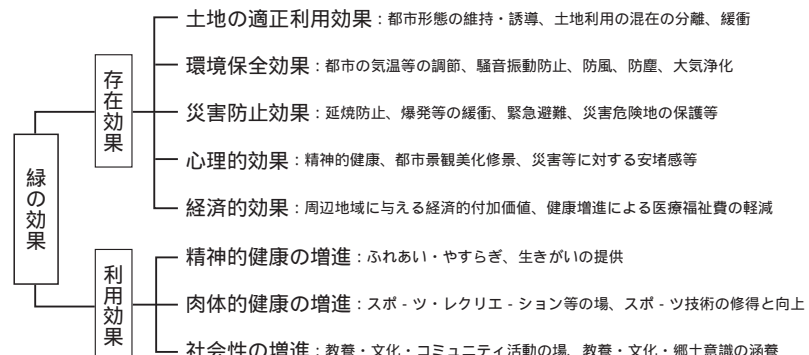
- 「緑の基本計画」が対象とする“緑”には、公園緑地や公共施設の緑だけでなく、本市の自然的環境の骨格である山並みや河川から、生活に身近な庭先・窓辺などを彩る花や緑までを含むこととします。
- このように、幅広く多岐にわたる緑についての将来像を考えるにあたり、本市の「緑の環境」を次の6つの領域に区分することとしました。本市では、これら6つの領域の花や緑や自然が、連続し重なり合いながら一体の“緑の住宅都市”の環境をかたちづくっているとと言えます。



2. 緑の効果と機能

- “緑”は本市の都市環境を形成する重要な要素です。また、市民生活の様々な面に大きな効果をもたらす好ましい要素です。その効果は、一般的に「存在効果」と「利用効果」に分けられています。
- 「存在効果」とは、“緑”が存在することにより都市機能や環境にもたらされる効果です。「利用効果」とは、休養、散策やスポーツ・レクリエーション活動など“緑”を利用する市民に直接もたらされる効果です。

【緑の効果】



○本計画では、“緑”がもたらす様々な効果を「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観構成機能」の4つに集約することとします。そして、これらの4つが相互に補完しながら機能するよう、「すでにある緑の環境を適切に保全・活用すること」「公園や緑地の配置を見直していくこと」「市街地や住宅地などの緑化を推進していくこと」を基本に、緑の将来像を組み立てていくこととします。

①環境保全機能

- 骨格を形成する山並み
- 市街地を縦貫する川筋
- 歴史風土を維持してきた寺社林
- 市街地に残る樹林・農地

②レクリエーション機能

- 市街地型レクリエーション：都市公園、運動施設
- 自然型レクリエーション：生駒山ハイキング道、矢田丘陵遊歩道
- 自然型・市街地型の中間的なレクリエーション空間：河川及び支流流域、市街地内の樹林地や寺社林

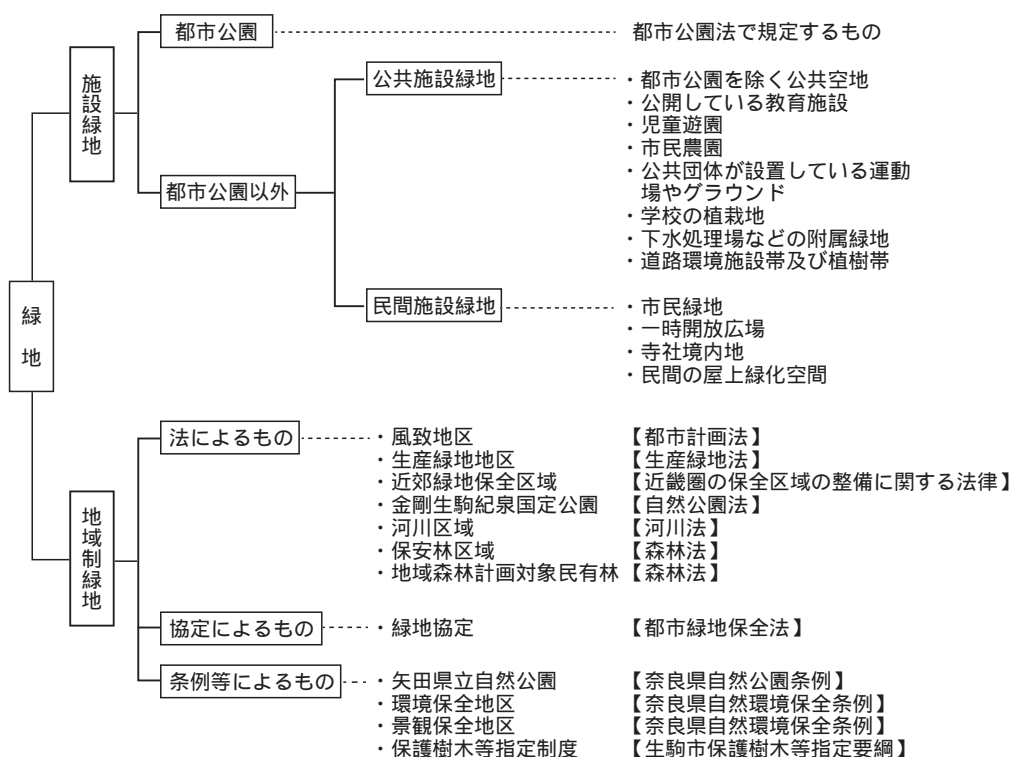
③防災機能

- 自然災害防止
- 都市災害対策
- 幹線道路の沿道対策

④景観構成機能

- 自然系景観
- 歴史系景観
- 市街地景観

3. 緑地の種別



***施設緑地：**
施設そのものが、環境保全、レクリエーション、防災、景観の保全・形成を目的として配置・整備されているもの。

***地域制緑地：**
法律や条例などにより一定条件の土地の形状の変更が制限されている土地のこと。底地は民有地である場合がほとんどであり、必ずしも持続性を持つものではない。

出典：「緑の基本計画ハンドブック 2001年版」平成13年11月15日

(国土交通省地域整備局都市計画課・公園緑地課)に加筆

第1章 生駒市の “花と緑と自然の将来像”

第1節 “緑の住宅都市・生駒”の現況と課題

- 1．生駒市の緑の都市環境
- 2．“新たな緑の住宅都市・生駒”実現への
取り組み課題

第2節 “花と緑と自然の将来都市構造”

- 1．生駒市の緑の都市構造
- 2．花と緑と自然の将来都市構造

第3節 “花と緑と自然の先端都市・生駒”

- 1．計画の基本理念
 - “花と緑と自然の先端都市・生駒”を
目指して
- 2．“花と緑と自然の先端都市・生駒”
 - 実現に向けた施策の展開
- 3．“花と緑と自然の先端都市・生駒”
 - 花と緑と自然の将来像

第1節 “緑の住宅都市・生駒”の現況と課題

1. 生駒市の緑の都市環境

- ・昭和35年(1960年)人口：23,138人
- ・平成12年(2000年)人口：113,992人
(平均 2,271人/年の増加)

- [市街化区域内の樹林地面積]
- ・昭和60年(1985年)：346.8ha
 - ・平成11年(1999年)：181.8ha
(年平均 11.8ha/年の減少)

[緑の都市構造]



[新たな“緑の住宅都市・生駒”づくり]

- “緑の将来像 - 緑の将来都市構造”の市民・事業者・行政による共有
- “緑の自然的資源”の維持と次世代に引き継ぐ方策の検討
- まちなかでの“花と緑の環境”創出方策の検討

○本市は、大阪都市圏で交通利便性の高い位置にあり、“緑の住宅都市”としての環境を維持しています。その理由として、生駒山系、矢田丘陵などの山並みの緑、身近に点在する樹林地、集落地の緑などが、快い丘陵地形のもとで重なり合い、他都市に例を見ない緑の都市環境をかたちづくっていることがあげられます。

○本市の人口は、昭和30年代後半から急速に増加し、現在は当時の約5倍に達しています。反面、山並み、身近な樹林地は順次住宅地へと変化し、緑の量は減少しています。市街化区域内の樹林地のほとんどは開発が可能な民有地であり、現在の“緑の都市環境”の背景には、山地、樹林地を今に残し、管理されてきた所有者の努力があることを忘れてはなりません。

○本市の緑の都市環境は、必ずしも将来にわたって残るとは限りません。このため、従来の緑の都市環境を次世代に引き継ぎながら、今後の緑の都市環境をどのようにつくり上げていくかを考えておく必要があります。その一つとして、山並み、樹林地などの『自然的資源をどう維持し、次の世代に伝えていくか』が検討テーマとなります。一方、まちなかでは自然的資源に頼るだけでなく、自分たちの手で今以上の『花や緑の環境創造をどう実現していくか』が検討テーマとなります。これらは共に“新たな緑の住宅都市・生駒”づくりの検討であり、その基本的な考え方を市民・事業者・行政が共有できるよう準備しておく必要があります。

○“新たな緑の住宅都市・生駒”づくりに向けた『自然的な資源の保全と次世代への継承』『自分たちの手による花や緑の環境創造』の議論を開始するにあたり、本市の6つの緑の環境領域での課題を次のようにとらえます。

2. “新たな緑の住宅都市・生駒”実現への取り組み課題

(1) 山地・丘陵など山並みの緑

- 『山地・丘陵など山並みの緑』には、国定公園区域、近郊緑地保全区域など、環境保全のための法的な網がかけられています。今後は、緑の広がりとしての『量』、市民と自然的環境とのふれあいの場、多様な生物が生息できる環境としての『質』の両面から、この環境を保全・活用し、次世代に引き継ぐ心を育んでいく必要があります。



(2) 河川・ため池など水辺の緑

- 『河川・ため池など水辺の緑』は、「多様な生物の生息の場」「山林、ため池、河川などが果たす環境循環の基盤」などの役割を担っています。今後は、この役割の維持・回復に配慮しつつ、市民により身近な水辺環境づくりに取り組む必要があります。この取り組みは、大和川、淀川水系の最上流都市に求められる水質浄化効果にもつながります。



(3) 樹林・農地などの緑

- 市街地に残る『樹林・農地などの緑』は、“緑の住宅都市”の環境を支えています。今後も都市的発展が予想される本市では、緑と調和したまちづくりへの配慮とともに、所有者、市民の相互理解のもとで、一つでも多くの樹林を維持し、次世代に伝えていく方策が必要です。



(4) 公園の緑

- 『既存公園』については、市民の創意・工夫によって、安全で楽しく使いやすい公園へのリニュー - アル(再生)に取り組む必要があります。一方で、『公園不足地区』の解消が急務です。また、身近な樹林の保全・活用策にもつながる“樹林公園”づくりの検討なども必要です。



(5) まちなかの民間施設・公共施設の緑

- 高層化がすすむ中心部、活性化が必要な商店街、新たな広がりを見せる沿道商業ゾーンなど『まちなか』では、花や緑の環境づくりの必要性が高まっています。今後、大規模民間施設、商店街などの緑化推進に向け、公共施設での緑化・花かざりへの取り組みが必要となります。



(6) 庭先・窓辺・まちかどの緑

- 『庭先・窓辺・まちかどの緑』は、生活にうるおいをもたらし、花づくりが市民の会話を育みます。今後は“花と緑の市民まちづくり”の活発化を目指して、「市民の共通認識の醸成」と「花のまちづくりセンター - ふろ - らむの充実」の両面から取り組む必要があります。



第2節 “花と緑と自然の将来都市構造”

1. 生駒市の緑の都市構造

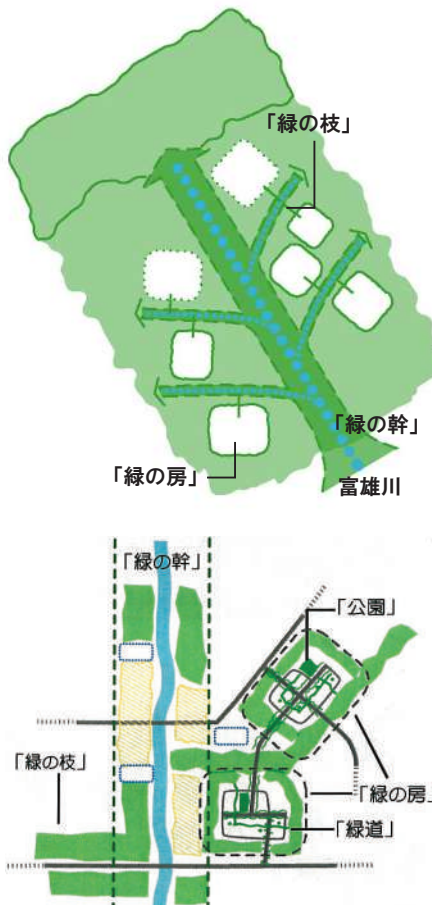
* 1 クラスター状：開発地等が連担して広がるのではなく、まとまりをもった複数の市街地がぶどうの房状に独立性をもって連なって形成される状態

〔北部地域の緑の景観〕



〔北部地域の骨格パターン〕

— ツリー（樹木）型 —



○本市の緑の都市環境は、富雄川流域の「北部地域」と竜田川流域の「中・南部地域」で次のように大きく異なっています。

○北部地域では、生駒山系と矢田丘陵、西の京丘陵の出会いによる緑の柔らかな丘陵地形が市街化調整区域として広がっています。その中に集落地が点在し、大規模開発型の住宅市街地（市街化区域）がクラスター状^{*1}に連なっています。今後も大規模開発が続くと予想されますが、「緑の丘陵地・集落地（市街化調整区域）」と「計画的な開発住宅地（市街化区域）」の対比が、この地域の緑の都市構造と景観を特徴づけています。

○中・南部地域では、生駒山系と矢田丘陵の自然系の緑の間に、市街地（市街化区域）が広がり、その中に樹林地、農地、集落地、住宅市街地が併存しています。樹林地、農地の宅地化は現在も徐々にすすんでいます。樹林地～集落地～住宅市街地がきめ細かく重なり合い、さらに生駒山系、矢田丘陵の緑にも重なり合う状況が、この地域の緑の都市構造と景観を特徴づけています。

2. 花と緑と自然の将来都市構造

○「北部地域」「中・南部地域」が、将来どのような花と緑と自然の都市環境をかたちづくるべきかを方向づけるために、“花と緑と自然の将来都市構造”を次のように設定します。

（1）北部地域：ツリー（樹木）型の緑の骨格づくり

○北部地域は、広い範囲が市街化調整区域とされていますが、一定の要件を満たす計画的開発は、今後もすすむと考えられます。“花と緑と自然の将来都市構造”は、今後の開発を現在の環境の中にどう組み込み、どのような緑の環境を維持していくべきかを方向づけるものです。この方向づけを市民・開発事業者・行政が共有し、それぞれの立場で、この緑の都市構造の維持・創造を目指すことが目標となります。

○北部地域の“花と緑と自然の将来都市構造”を『緑の幹』～『緑の枝』～『緑の房』から構成される『ツリー（樹木）型の緑の骨格』として設定します。

○富雄川、山田川、天野川を北部地域の『緑の幹（緑地軸）』とします。支流河川や一体の樹林・農地は「幹」から伸びる『緑の枝』です。集落地や住宅開発地は「枝」の先の『緑の房』（花と緑の環境創造の場）です。今後の住宅地開発などをこの樹木型の“花と緑と自然の将来都市構造”のなかにしっかりと位置づけることによって、北部地域の基本的な緑の環境を維持していこうという考え方です。

○富雄川、山田川、天野川は、河川のみを『緑の幹』とするのではなく、河川沿いの田園環境や樹林環境を含めた“骨太の緑の幹”としてとらえます。また、“市民に親しまれる水辺空間”づくりへの市民の取り組みを積極的に支援し『緑の幹』のイメージ強化に努めます。

○住宅市街地では、『緑の房』にふさわしい公園緑地づくり、庭先・窓辺の花かざりなどを促進し、市民・開発事業者・行政の協働による「花と緑の環境創造」への持続的な取り組みを目指すこととします。

[中・南部地域の緑の景観]

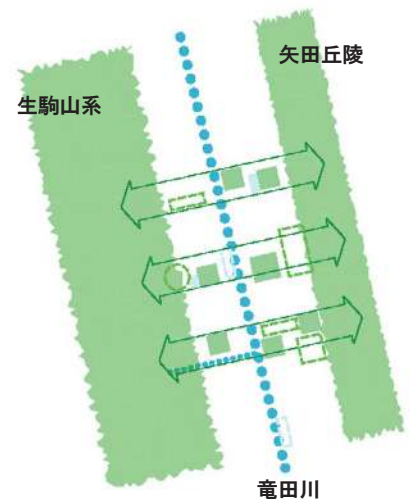


（２）中・南部地域：ラダー（はしご）型の緑の骨格づくり

○中・南部市街地のなかに、生駒山系～矢田丘陵の間をつなぐ東西方向の緑の帯をできるだけ多く配置し、東西の山並みの緑が、今後とも景観的、機能的なつながりを失わないように守り・育てていくことを目指します。この緑のつながりは、従来からの緑の市街地環境が、今後、急激に変化しないように維持するばかりではなく、野鳥や昆虫の“渡り”など生態系のつながりをも守り・育てていくこととします。

[中・南部地域の緑骨格パターン]

—ラダー（はしご）型—



○このような緑の都市構造を『ラダー（はしご）型の緑の骨格』として設定します。すなわち、寺社林、市街地に残る樹林・農地、中小河川、ため池を保全し、集落地や新しい住宅地の緑や公園などを連ねていくことによってこの都市構造を実現していくこととします。

○また、竜田川、東生駒川を緑の“はしご段の中継軸”として位置づけ、これにふさわしい河川環境づくりを目指すこととします。

第3節 “花と緑と自然の先端都市・生駒”

1. 計画の基本理念

— “花と緑と自然の先端都市・生駒”を目指して

- “新たな緑の住宅都市・生駒”の基本となる“花と緑と自然の将来都市構造”実現に向け、『先人たちが培い守ってきた自然的環境の保全・活用』と『市民の手による身近できめ細やかな花と緑の環境創造』に並行して取り組むこととします。この取り組みは、自然的な緑の環境の中に“住宅都市”を創ってきた20世紀の先人たちの手法を継承しつつ、一方で、住宅都市の中からも、花と緑の都市環境を積極的に創造していこうとする取り組みであり、市民の主体性と工夫のもとで、新旧の環境と文化^{*1}を融合し、一体の花と緑と自然の都市環境に育てていこうとする先端的な取り組みといえます。

*1 「新旧の環境と文化」

新：住宅都市の中にかたちづくられる花と緑の都市環境と、それを創造し、育もうとする市民文化

旧：自然的環境の中にかたちづくられてきた緑の住宅都市環境と、これを育んできた市民文化

- “花と緑と自然の先端都市・生駒”づくりは、生駒市民のためばかりでなく、他都市での取り組みを先導する先端的なモデルとしても実現させたいものです。そして、このようなまちづくりへの取り組みの輪を徐々に広げ、花と緑と豊かな自然に彩られた地域環境づくりへと広げ、さらに地球環境を考える市民の心の醸成へとつながっていけば素晴らしいことです。
- このような願いを理念に、“花と緑と自然の先端都市・生駒”づくりに向け、市民のみんなが共有しあう“合い言葉”として、次のような言葉がふさわしいと考えています。

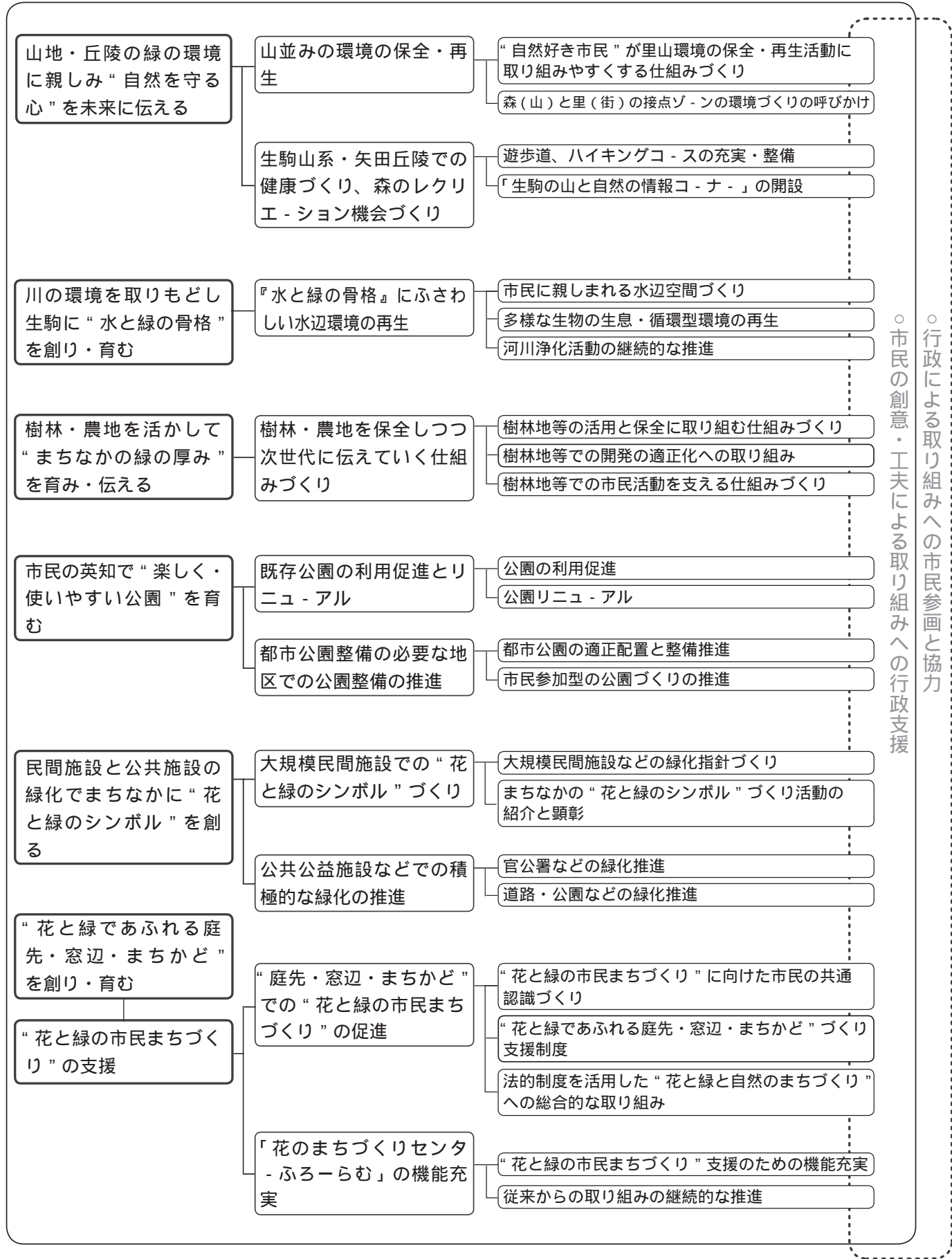
「花と緑と自然の先端都市・生駒」をめざして

守る・創る・育む そして伝える

“市民の緑・市民の心”

2. “花と緑と自然の先端都市・生駒”

― 実現に向けた施策の展開（一覧）



3. “花と緑と自然の先端都市・生駒”

— 花と緑と自然の将来像 —



〔緑の骨格パターン〕



〔山地・丘陵ゾーン（山林等緑地）〕

○緑の山並み環境を市民が活用しつつ、環境保全の心を育む



〔田園・集落環境ゾーン（農地・田園集落地）〕

○樹林・農地の環境を保全し次世代に伝えることを目指す



〔市街地ゾーン（商業地・住宅地）〕

○公共施設・商業施設などの緑化や花とみどりの市民まちづくりにより、うるおいある市街地環境を創る



〔川沿いの緑化など『水と緑の骨格』にふさわしい河川環境づくりを目指す〕



〔水辺のレクリエーションの場づくりを目指す〕



〔寺社林の保全を目指す〕



〔公園の整備・拡張を目指す〕



〔公園の機能充実と利用促進を目指す〕



〔文教施設や生涯学習施設などの緑化を推進する〕



〔公共公益施設の緑化を推進する〕



〔駅前空間の緑化を推進する〕



〔市民農園の整備と利用促進を図る〕



〔矢田丘陵遊歩道の整備と利用促進を図る〕



〔街路樹等の育成・整備を目指す〕



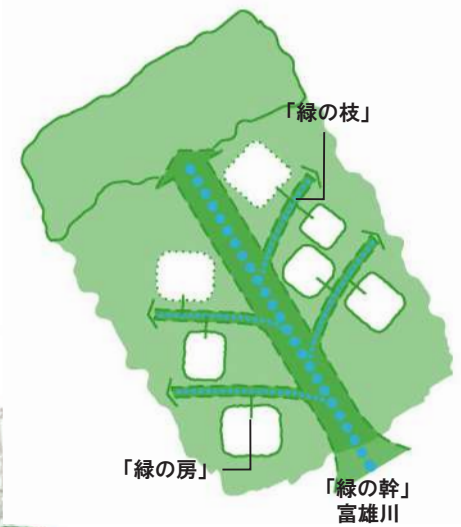
〔桜並木の育成・整備を目指す〕



〔「川堤の花かざり」など、市民による親しまれる水辺空間づくりの支援〕

〔北部地域の骨格パターン〕

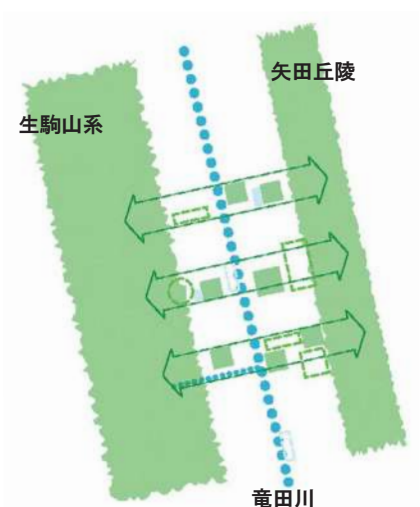
— ツリー（樹木）型 —



花のまちづくりセンター
ふろーらむ

〔中・南部地域の緑骨格パターン〕

— ラダー（はしご）型 —



第2章 “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み方針

第1節 山地・丘陵の緑の環境に親しみ
“自然を守る心”を未来に伝える

第2節 川の環境を取りもどし生駒に
“水と緑の骨格”を創り・育む

第3節 樹林・農地を活かして
“まちなかの緑の厚み”を育み・伝える

第4節 市民の英知で
“楽しく・使いやすい公園”を育む

第5節 民間施設と公共施設の緑化で
まちなかに“花と緑のシンボル”を創る

第6節 “花と緑であふれる
庭先・窓辺・まちかど”を創り・育む

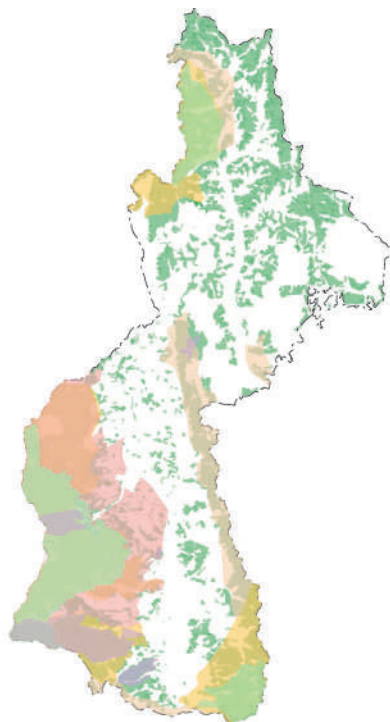
第1節 山地・丘陵の緑の環境に親しみ “自然を守る心”を未来に伝える



◇生駒山系・矢田丘陵にかかる地域制緑地の現状

区分		指定の根拠	面積 (ha)
自然公園区域	金剛生駒紀泉国定公園	自然公園法	612.0
	矢田県立自然公園	奈良県立自然公園条例	82.0
近郊緑地保全地区		近畿圏の保全区域の整備に関する法律	1007.0
環境保全地区		奈良県自然環境保全条例	319.0
景観保全地区		奈良県自然環境保全条例	93.0
風致地区	第2種風致地区	都市計画法	348.5
	第3種風致地区	都市計画法	287.5
	第4種風致地区	都市計画法	316.9
	第5種風致地区	都市計画法	57.1
保安林		森林法	137.0
小計			3260.0
重複部分			995.0
合計			2265.0

巻末資料「地域制緑地の指定状況」参照



■ 風致地区 ■ 自然公園区域
■ 保安林 ■ 近郊緑地保全区域
■ 奈良県環境保全区域、景観保全区域

1. 現況と課題

○生駒山系、矢田丘陵は、古くから生活に直結した“里山”として、また、信仰の地として自然的環境が維持されてきました。植生の多くを占めるクヌギ・コナラ林や、旧街道沿いに広がる水田などに、“里山”の面影が見られます。山麓には、起源を中世以前にさかのぼる寺社が数多く、暗峠には旧暗峠越奈良街道の要衝として栄えた様子がうかがえます。現在の本市は、このような文化と歴史を育んできた生駒山系と矢田丘陵を緑のバックスクリーンとした“緑の住宅都市”として成長を続けています。

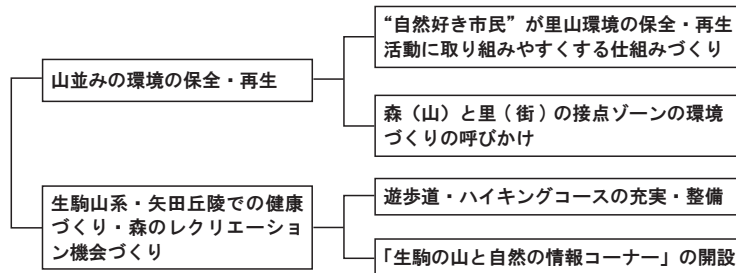
○本市域の生駒山系は、中腹以上が金剛生駒紀泉国定公園に指定され、矢田丘陵の南部は矢田県立自然公園に指定されています。さらに、近郊緑地保全地区、環境保全地区、景観保全地区、風致地区、保安林など、緑の環境と風致を維持するための地域制緑地^{*1}の網が重層的にかけられています。その指定面積は、重複部を除いても2,265haであり、市域の約40%を占めています。

○本市は、生駒山系、矢田丘陵が市民のレクリエーション活動や健康づくりの場となることを目指して、「くろんどの森」や「矢田丘陵遊歩道」の整備などをすすめています。また、「生駒山系広域利用促進協議会」「矢田丘陵利用促進協議会」^{*2}を関係市町で組織し、市域を越えた広域的なハイキングコースの設定とその利用促進に向けた取り組みをすすめています。

○生駒山系、矢田丘陵は、市民に大量の自然的環境を提供しています。しかし、かつての“里山”が人びとの生活とのかかわりによって培ってきた土壌、立木の質や多様な生物の生息環境としての質の面は大きく変化しています。本市が今後も“緑の住宅都市”であるためには、先人たちが培い伝えてくれた山並み環境を次世代に継承していく必要があります。その場合、今ある山並みの緑の量的な保全だけでなく、市民が親しめる現代の里山としてのあり方、里山を舞台とした多様な生物の生息環境のあり方など、山並み環境の多面性を再確認し、これらを総合する視点で、環境を保全・再生・活用していく姿勢が必要となります。

2. 施策体系

◆山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心”を未来に伝える



※1 地域性緑地：法律や条例などにより、一定条件の土地の形状の変更が制限されている土地

3. 計画

（1）山並みの環境の保全・再生

1）“自然好き市民”が里山環境の保全・再生活動に取り組みやすくする仕組みづくり

- 生駒山系、矢田丘陵などの山並み環境の保全と再生に取り組む第一歩として、市民と行政が地域制緑地の意義を共有しその継承に努めます。
- 里山環境の再生には市民の力が不可欠です。一人でも多くの市民が、“自然好き市民”^{*3}となり、その人びとの創意・工夫による活動が里山環境の再生につながっていくような、多様で柔軟な仕組みづくりに、市民とともに取り組みます。

2）森（山）と里（街）の接点ゾーンの環境づくりの呼びかけ

- 山並みに接して行われる開発では、周辺環境が極端に損なわれないよう、影響緩和への配慮（ミティゲーション）^{*4}が必要です。このため、適切な環境回復に向けた取り組みを開発事業者などに積極的に呼びかけます。

（2）生駒山系・矢田丘陵での健康づくり・森のレクリエーション機会づくり

1）遊歩道・ハイキングコースの充実・整備

- 市民が山並みの自然環境と気軽にふれあえるよう「矢田丘陵遊歩道」の整備に継続的に取り組みます。
- “自然好き市民”の協力のもとで、埋もれた山道の再生やハイキング道の充実に努めます。また、「ハイキング道」「くろんどの森」「生駒山麓公園」などを舞台に、誰もが山並みの自然に親しめるイベントの企画・開催に努めます。

2）「生駒の山と自然の情報コーナー」の開設

- 市民や本市を訪れる人びとに、生駒山、矢田丘陵の森での楽しみ方を伝え、山並み環境の役割や、保全・再生のための市民活動状況などを分かりやすく伝えるとともに、自然に親しむためのマナー向上の啓発などを目指して、市内の公共施設や生駒市ホ－ムページ上に「生駒の山と自然の情報コ－ナ－」を開設します。

※2 「生駒山系広域利用促進協議会」：

生駒山系に整備された自然レクリエーション施設及び寺社などの名勝旧跡を有機的にネットワークし、魅力的なレクリエーションゾーンとしていくことを目的として、1府1県8市2町により構成されている

参加自治体：大阪府、奈良県、交野市、枚方市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、生駒市、平群町、三郷町

「矢田丘陵利用促進協議会」：

矢田丘陵における自然レクリエーション施設と、寺社などの歴史的遺産や景勝地を有機的にネットワークすることにより、利用者の促進休養及び広域的な利用促進を図ることを目的に、1県3市2町により構成されている

参加自治体：奈良県、奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、斑鳩町

※3 “自然好き市民”：自分自身が山並みや樹林の緑に親しみ、かつ他の市民とともにその歓びを分かち合いたいと思う市民

※4 ミティゲーション：様々な開発行為や公共事業の中で、野生生物の種あるいはその生育、生息環境である生態系の保全に向けた取り組みの手法

第2節 川の環境を取りもどし 生駒に“水と緑の骨格”を創り・育む

1. 現況と課題



* 2 「アユの泳ぐ川、はだしで入りたい川」：BOD5mg/l
以下
BOD：Biochemical Oxygen Demand（生物化学的
酸素要求量）の略

○本市には、万葉集などにも詠まれた竜田川や、富雄川、天野川、山田川など、生駒の山並みを源流とし、大和川、淀川の最上流にあたる河川があります。これらの河川は、支流河川・ため池とともに、本市の貴重な水辺環境です。これらの水辺環境と市民とのかかわりは一部に限られ、市民が水辺とふれあえる環境づくりは十分とはいえません。また、これらの河川は、家庭排水や開発の影響による水質の悪化が課題となっています。

○本市では、最上流都市の取り組みとして、竜田川を対象に、平成23年を目途に「アユの泳ぐ川、はだしで入りたい川」*1を目指す「たつたがわ万葉クリーン計画」を推進し、公共下水道事業の推進、合併浄化槽設置の促進、各家庭での生活排水対策の呼びかけ、市民参加の河川の清掃活動などに取り組んでいます。その成果は、水質が徐々に改善されるかたちで現れています。

○“うるおい・安らぎの水辺空間づくり”として、竜田川での桜、東生駒川でのアジサイ、富雄川でのコスモスなどによる緑化への取り組みが市民主体ですめられています。また、富雄川上流域では河川改修にあたり、計画段階から整備後の維持管理まで、河川管理者と市民が協働して取り組む「地域が育む川づくり事業」がすすめられています。

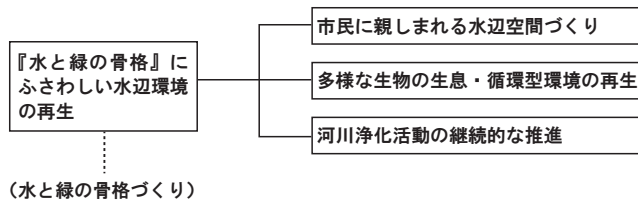
○竜田川、富雄川、天野川、山田川や支流河川、ため池などの水辺環境は、山地・丘陵の緑の環境とともに、“緑の住宅都市・生駒”にとって貴重な自然的環境です。このため、身近な水辺環境を市民意識の中に取り戻し、この環境を守り・育み・活用するための取り組みが必要です。そのためには「うるおいと安らぎの水辺空間づくり」「大和川、淀川の最上流都市としての水質浄化への取り組み」、その両方に関わる「多様な生物が生息可能な環境の回復」の3つの側面からの総合的な取り組みが必要です。

○これらの取り組みには、長い時間をかけた市民の主体的な取り組みが欠かせません。このために、すでに始まっている種々の市民活動を支援し、その輪を広げるための仕組みや、この仕組みを市民と行政が協働して実践していくための方針づくりが必要となります。



2. 施策体系

◆川の環境を取りもどし生駒に“水と緑の骨格”を創り・育む



3. 計画

(1) 水と緑の骨格づくり

- 水辺環境は、「多様な生物が生息する場」「循環型環境の基盤」としての役割を回復することによって、豊かな自然が保全され、都市にうるおいをもたらします。本市においてもこのような水辺環境のあり方を市民、行政が再認識し、その恵みを次世代にも引き継ぐことを目標として、ため池～河川などのつながり全体を山地・丘陵とともに『水と緑の骨格』として位置づけます。そして、この位置づけにふさわしい水辺環境の再生に取り組みます。

(2) 『水と緑の骨格』にふさわしい水辺環境の再生

1) 市民に親しまれる水辺空間づくり

- 既存の竜田川、東生駒川、富雄川などでの活動の支援を継続するとともに、類似の活動を発掘・支援し、個性ある水辺空間づくりと、そのつながりづくりを促進します。
- 道路整備事業や市街地整備事業にあわせた川沿いの緑化、修景など、『水と緑の骨格』にふさわしい河川環境づくりに努めます。
- 川沿いやため池など適切な地区を選定し、親水拠点となる公園や緑地の整備をすすめます。

2) 多様な生物の生息・循環型環境の再生

- かつて、市内の小川やため池で見ることのできたサワガニやホタルが棲め、水際の植物が生育できる環境の再生に配慮した河川改修に取り組むとともに、地域や学校でのビオトープ^{*2}づくりを積極的に支援します。
- すでに多様な生物の生息環境が形成されている水辺では、現状の保全と人びととのふれあいの実現を目指します。

3) 河川浄化活動の継続的な推進

- 本市河川の水質浄化への取り組みは、大和川、淀川流域全体の環境浄化にもつながります。このため、公共下水道の整備を推進するとともに、市民の協力のもとに「たつたがわ万葉クリ－ン計画」を今後とも継続し、清流の回復を目指します。

*2 ビオトープ：ドイツ語のBio（生物）とTop（場所）の合成語で、多様な生き物が持続して暮らせる生息空間を意味する言葉

第3節 樹林・農地を活かして “まちなかの緑の厚み”を育み・伝える



1. 現況と課題

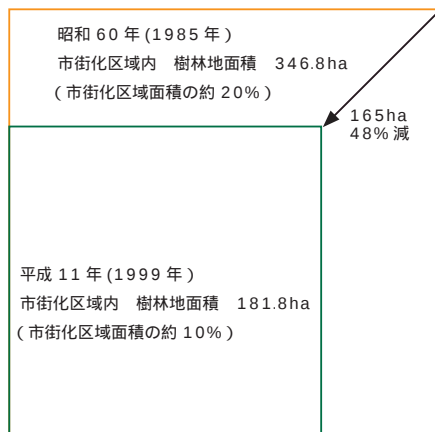
○本市は、大阪都市圏への人口集中が始まる昭和30年代後半（1960年代）ごろから、近郊の住宅都市として成長してきました。その背景として、交通利便性の高さだけでなく、緑の山並みが住宅地にふさわしい環境を備えていたことと、利便のよい市街地・集落地のすぐそばまで開発に適した緩傾斜の樹林・農地（以下「樹林地等」という）が多く残されていたことなどがあります。

○住宅地の間に残る樹林地等は、山並みの緑と重なり合って、住宅都市の緑の環境を一層奥行きのあるものにしています。市街化区域内の樹林地等はほとんどが個人所有の土地です。今後とも、樹林地等を緑豊かな生活環境を演出する資源として活かしていくためには、現在までこれらの樹林地を残してくれた所有者に感謝しつつ、市民と行政が知恵を出し合い、所有者と協力し合っこれらを残していくための方策を検討する必要があります。また、開発をしようとする所有者には、緑豊かな環境づくりへの配慮を呼びかける必要があります。

○樹林地等は、ただ現状のまま残すだけでなく、身近な“里山”として、自然体験型レクリエーションや野外活動の場として活用するとともに、多様な生物が生息できる場としての配慮も必要です。このような配慮により、市街化区域内に残る樹林地等を“まちなかの緑に厚みをつくる資源”として一つでも多く保全し、適切に管理しつつ次世代に伝えていくために、市民・所有者の協力を前提とした種々の保全・活用の仕組みづくりに取り組みます。

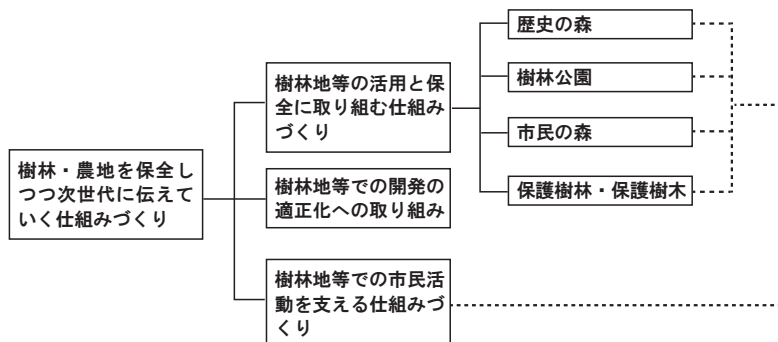
◇生駒市の市街化区域内に残る樹林の現状

市街化区域内に残る樹林の規模	ヶ所
0.03ha未満	50
0.03ha以上0.5ha未満	214
0.5ha以上1ha未満	28
1ha以上2ha未満	18
2ha以上5ha未満	16
5ha以上	7



2. 施策体系

◆樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚み”を育み・伝える



3. 計画

(1) 樹林地等の活用と保全に取り組む仕組みづくり

- 樹林地等は、所有者にとっては運用可能な資産であり、市民にとっては暮らしを豊かにする緑の環境資源です。所有者・市民が相互に樹林地等の意味を理解し合うことを前提に、次のような保全・活用の仕組みをつくります。

a. 『歴史の森』

- 本市の固有の歴史・文化に寄与している寺社・史跡などと一体の樹林地等は、その風致を今後とも損なうことのないよう『歴史の森』に位置づけます。そして、市民の協力によって適切に維持管理していくことを目指します。

b. 『樹林公園』

- 不足する公園機能を補う位置と規模を有し、かつ“緑の住宅都市”らしさに寄与している樹林地等を選定し、都市公園の一環として『樹林公園』^{*1}に位置づけます。そして現代の“里山”(自然体験型のレクリエーションや環境学習の場)として市民へ開放するとともに、“自然好き市民”の参加のもとで適正な維持管理を目指します。

c. 『市民の森』

- 『樹林公園』以外にも同等の性格を持つ樹林地等は、所有者の申し出により、期限を設定して『市民の森』^{*2}とすることができることとし、『樹林公園』と同様に市民主体の活用と適正な維持管理を目指します。

d. 『保護樹林・保護樹木』

- 杜さん^{*3}など由緒由来ある樹林や、地域の人びとに親しまれている巨樹・古木などを所有者の賛同を得て『保護樹林・保護樹木』^{*4}に指定し、その存在を顕彰するとともに、広く市民に知らせます。

(2) 樹林地等での開発の適正化への取り組み

- 樹林地等の - 部で行われる開発では、周辺環境が極端に損なわれないよう、影響緩和への配慮(ミティゲーション)が必要です。このため、周辺樹林地等の保全や適切な環境回復に向けた取り組みを開発事業者などに積極的に呼びかけます。

(3) 樹林地等での市民活動を支える仕組みづくり

- 『歴史の森』『樹林公園』『市民の森』での自然体験型レクリエーション活動や遊休農地の活用^{*5}への市民参加の促進に向け、本市の友好都市である上北山村や竹野町の協力を得て、多くの市民が“自然好き市民”になれるように努めます。また、樹林地等に親しむ市民イベントなどを支援します。



* 1 『樹林公園』:

樹林地等の環境保全に重点を置き、現代の“里山”として、自然体験型レクリエーションや自然学習の場としての活用を目指す公園
このため必要最低限の散策路などの整備にとどめる

* 2 『市民の森』: 都市緑地保全法による「市民緑地」制度を基本に、所有者の申し出により、一定期間、市が借り上げ、市民参加のもと、活用と維持管理を行う樹林地

* 3 杜さん: 市内各所に伝わる七つ森など人びとの信仰の対象として伝えられ、畏怖の場となってきた樹林

* 4 『保護樹林・保護樹木』:

生駒市環境基本条例に基づき、緑あふれるまちづくりを推進し、人と自然が共生できる都市の実現を目指して、市街地の緑をより多く残すために、保護樹林・保護樹木を指定する制度
土地所有者等からの申請を受けて市が指定し、保護樹林等の維持管理に必要な経費の一部を助成する

* 5 遊休農地の活用: AI-AI・PLANに基づく生産緑地の市民農園としての活用、山麓部分の棚田環境の保全活動など

第4節 市民の英知で “楽しく・使いやすい公園”を育む



街区公園：児童、高齢者の遊技、運動の場

（誘致圏：街区内）

近隣公園：住民の日常的なレクリエーションの場

（誘致圏：近隣）

地区公園：住民の身近なスポーツレクリエーションの場

（誘致圏：徒歩圏域）

総合公園：休養、運動、散策などの場であり、都市のシンボル的な性格を持つ場

1. 現況と課題

○都市公園は、市民の健康づくりやレクリエーションの場としての役割だけでなく、災害時の避難地、緑や水辺環境の保全、良好な景観をつくる役割などを持っています。このため、市街地の広がりや密度に応じて適切に配置・整備していく必要があります。法的には、身近な「街区公園」から利用圏の広がりや機能、性格に応じて「近隣公園」「地区公園」「総合公園」などに区分されています。

○本市では、法的な区分に基づいて公園の整備をすすめてきました。平成12年10月末現在で、総公園数184ヶ所、総公園面積89.12haとなっています。しかし、市の中心部や集落地など公園用地の確保が困難な地域においては、街区公園や近隣公園の整備がたち遅れています。特に、近隣公園は、市の中・南部地域で整備が遅れており、適正配置を目指して積極的に整備をすすめる必要があります。

○すでにできあがった公園では、市民にどれだけ活用されているかが課題となっています。この課題には、各公園で市民が交流やレクリエーション活動を活発に行なっているかなど「公園の利用促進」の視点と、利用しにくい公園を使いやすくする「公園リニュー・アル（再生）」の視点の両面から公園の現状を確認する必要があります。その両面ともに、市民の視点が必要です。

○「公園の利用促進」の視点からは、すでに“市民による花壇づくり”など特色ある公園づくりに取り組んでいます。しかし、この取り組みは一部の公園に限られています。今後は、市民の英知と工夫に支えられた、憩いの場、世代間の交流の場としての公園づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

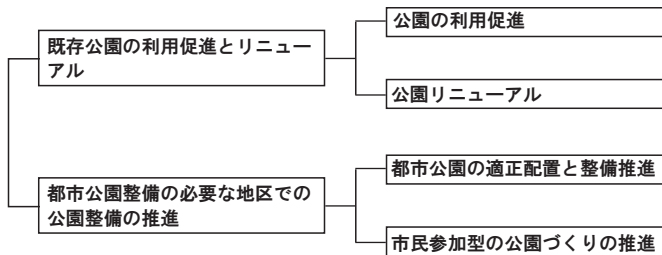
○「公園リニュー・アル（再生）」の視点からは、幼児、高齢者、身体に障害を持つ人びとも安全に利用できるようバリアフリー化に取り組んでいます。しかし、「こんなふうに使えたらもっと楽しい公園になる」といった市民の視点からの改善への取り組みはまだ不十分です。このような取り組みを実現するためには、既存公園の診断からリニュー・アルまで、市民と行政が協働してすすめる必要があります。

◇公園整備状況

公園種別		年次		平成2年		平成12年	
		ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)	ヶ所	面積 (ha)
住区 基幹公園	街区公園	139	24.14	169	26.58		
	近隣公園	8	11.15	10	14.53		
	地区公園	2	10.10	3	13.97		
都市 基幹公園	総合公園	2	30.80	2	34.04		
	運動公園	0	0	0	0		
基幹公園計		151	76.19	184	89.12		

2. 施策体系

◆市民の英知で“楽しく・使いやすい公園”を育む



3. 計画

(1) 既存公園の利用促進とリニューアル

1) 公園の利用促進

- 公園の利用促進に向け、世代交流型の遊びの伝承などのイベントや、地区の花壇づくりなど、市民の英知と工夫により、自分たちの公園として、愛着と親しみを持てる公園づくりに向けた仕組みづくりに取り組みます。

2) 公園リニューアル

- だれもが安全で自由に使える公園づくりに向けたバリアフリー化と、市民が愛着と誇りを持って利用できる身近な公園とするために、市民参加による「公園リニュー - アルワ - クショップ」*1の仕組みをつくります。この仕組みのもとで、市民の英知と工夫を反映し、現状の使い勝手の確認、改善の実現、管理手法の確立とその推進までを地域住民と行政が協働して行います。

*1「公園（リニューアル）ワークショップ」：公園の再生や新設に向け、地域住民の参加によって、現状の問題点や再生・新設の方針を検討し決定していく方法

(2) 都市公園整備の必要な地区での公園整備の推進

1) 都市公園の適正配置と整備推進

- 「街区公園」については、1自治会1公園を当面の目標として、生産緑地などを活用しながら適正配置と整備に努めます。「近隣公園」については、中・南部地域での重点整備を目指して、既存街区公園の拡充、身近な場所で自然とふれあえる樹林地等の活用による『樹林公園』、河川沿いで『（仮称）河川緑地』などの整備を目指します。

2) 市民参加型の公園づくりの推進

- 公園の新設にあたっては、「公園ワ - クショップ」の仕組みのもとに、計画～整備の段階から地域での活用・管理段階まで、一貫した市民参加型の公園づくりに取り組みます。

第5節 民間施設と公共施設の緑化でまちなかに “花と緑のシンボル”を創る



1. 現況と課題

○本市が今後とも“緑の住宅都市”らしさを維持、増進していくためには、まちなかの緑に厚みをもたらす“花と緑のシンボル”づくりが必要です。そのために、公園、道路などの公共空間の緑化推進はもとより、官公署や商業・業務施設、集合住宅など、まちなかの大規模施設での魅力ある緑化活動が望まれます。大規模店舗や商店街、業務ビルなどの“花と緑のシンボル”化への取り組みは、集客の有効な手段であり、地域の活性化にもつながります。また、ヒートアイランド化対策としての効果にも期待できます。

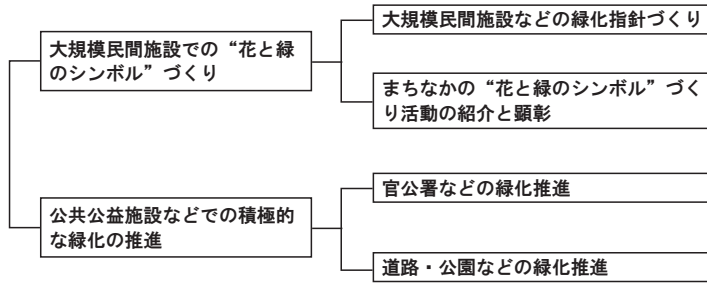
○民間施設での“花と緑のシンボル”づくりを促進するためには、「花のまちづくりセンタ－ふろ－らむ」による“花と緑と自然のまちづくり”のためのガイドラインづくりなど、多面的な支援策づくりが必要となります。一方、官公署は、“花と緑のシンボル”づくりの先導的役割を果たす必要があると考えられ、官公署の創意と工夫による取り組みが望まれます。地区公民館や集会所などの緑化は、地域の“花と緑と自然のまちづくり”意識を表現する“シンボル”として、市民の創意と工夫によって花と緑で飾りつけられることが望まれます。

○まちなかの“花や緑の環境”の基礎的な空間である公園や道路などの公共空間は、街路樹周りの雑草・落葉の除去や花植えなど、市民のみなさんによるきめ細やかな手入れによって支えられています。しかし、公共空間であるため、市民にとっては、どこまで関わって良いのかが分かりにくい面があります。このため、まちなかの公共空間の緑化や花かざりなどに、市民と行政が協働して取り組みやすい仕組みを整備する必要があります。

○公共空間の“花や緑の環境づくり”として、すでに全国各地で、道路の清掃やまちかど花壇の維持管理などを市民グル－プや企業が責任を持って行う「市民アダプト（里親）制度」^{*1}が広がっています。本市においても、これらの手法を参考に、取り組みやすい協働のあり方を市民のみなさんとともに考えることから始めることとします。

*1 「市民アダプト制度」：地域住民が道路や河川など公共空間管理のための“里親”となって植栽管理や清掃などの日常管理を行う制度

2. 施策体系



3. 計画

(1) 大規模民間施設での“花と緑のシンボル”づくり

1) 大規模民間施設などの緑化指針づくり

○市街地中心部の商業・業務施設や幹線道路沿いの商業施設などで、“新たな緑の生駒らしさ”をつくり、その地域にうるおいと活力を生み出すため、まちなかの“花と緑のシンボル”づくりを促進します。そのために、大規模民間施設や幹線道路沿いの商業施設などを対象とした「緑化ガイドライン」を作成し、啓発に努めるとともに、緑化を支援するための制度づくりに取り組みます。

2) まちなかの“花と緑のシンボル”づくり活動の紹介と顕彰

○まちなかの大規模民間施設などでの“花と緑のシンボル”づくりは、事業者による取り組みであり、社会的な位置づけと評価が求められます。このため、“花と緑のシンボル”づくりのさまざまな取り組みを、広報やホ－ムペ－ジ上で紹介し、活動の顕彰に努めます。

(2) 公共公益施設などでの積極的な緑化の推進

1) 官公署などの緑化推進

○官公署、コミュニティセンタ－、公民館、学校、駅前広場などをまちなかの“花と緑のシンボル”づくりを先導する施設として位置づけます。そして、計画段階から周辺市民と協力し合い、各施設にふさわしい創意と工夫にあふれる緑化や花かざりに取り組みます。

2) 道路・公園などの緑化推進

○幹線道路、歴史的な道、河川沿いの道路、公園などが今まで以上に“花と緑のシンボル”となるよう積極的な緑化に取り組むとともに、適切な維持管理や周辺美化に取り組みます。この取り組みをより効果的に推進するために、周辺の市民や企業の協力が得られるよう、市民・事業者・行政の協働の仕組みづくりに取り組みます。

第6節 “花と緑であふれる 庭先・窓辺・まちかど”を創り・育む



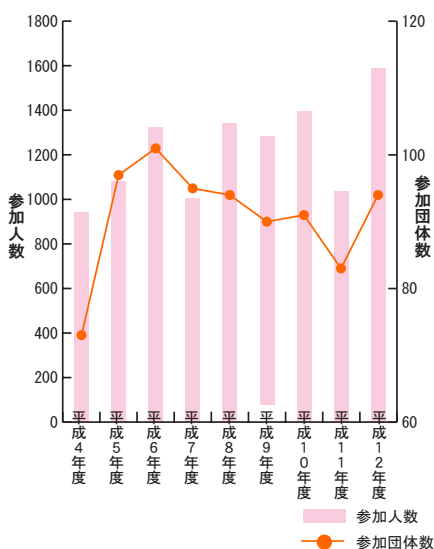
※1 緑に被われた面積：「生駒市緑の現況調査」（平成12年）による（資料編集第1節参照）

※2 「花と緑のまちづくりコンテスト」：多くの人の目にふれる場所で花づくりの成果を競うコンテスト（対象はグループ）

※3 「地区計画」：地区住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じた良好な環境の維持や形成に向けて、建築物の形態、生垣や柵の形態などのルールを都市計画法として定める制度

※4 「風致地区」：都市の風致を維持するために都市計画法によって定められた地区

◇花のまちづくりコンテスト参加状況



※5 “フラワーシティ推進事業”：

市民や事業者のみならずとともに楽しみながら緑化や花づくりを進める事業

「花のまちづくり整備事業」、「緑のスポット事業」、「特色ある公園づくり」、「花苗交付制度」

1. 現況と課題

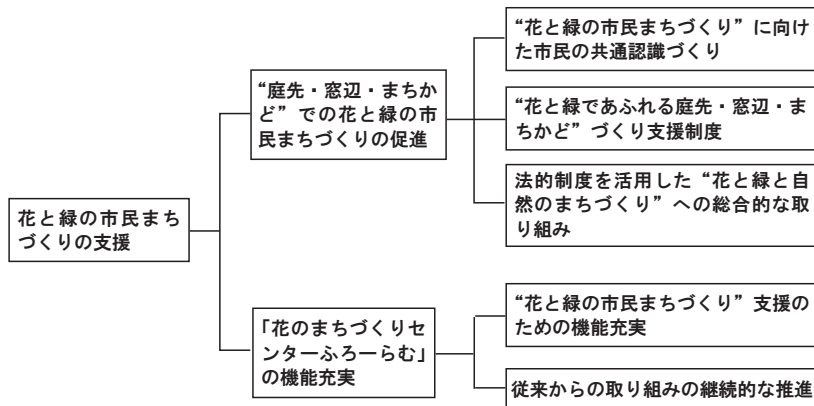
○ “庭先・窓辺・まちかど”の花や緑は、地域に暮らす人びとの心の現れであり、周囲の人びとへの心づくしです。そして、まちの季節感を演出します。本市の市街化区域 2,098ha のうち、緑に被われた面積^{*1}は 663ha です。その約 1/4 にあたる 171ha が民有地の植栽地（庭先・窓辺・まちかどの花や緑）です。この領域は“花と緑の市民まちづくり”の主な舞台であり、“緑の住宅都市・生駒”のなかで最も身近で重要な領域です。

○ 本市の“庭先・窓辺・まちかど”では、さまざまな“花と緑の市民まちづくり”がみられます。「花と緑のまちづくりコンテスト」^{*2}は多くの市民によって支えられ続いています。市内各所のまちかどでは、地域のグルーブや自治会などによる花かざりへの取り組みが活発です。生垣の設置を地域の合意による「地区計画」^{*3}で定めている地区も増えています。生駒山麓の緑豊かな環境を維持してきた地区は「風致地区」^{*4}に指定し、環境維持に必要な宅地内の植栽の量を定めています。

○ 本市では、平成13年春に「花のまちづくりセンタ - ふろ - らむ」を開設しました。この施設は、花と緑を通したコミュニケーションと生きがいつくりの場であり、市民と行政が共に取り組む花と緑と自然のまちづくり“フラワ - シティ - 推進事業”^{*5}の拠点施設です。「ふろ - らむ」では、多くの“花好き市民”の協力のもとで、花苗を育て、市内各所の“花と緑と自然のまちづくり”に供給しています。また、“花好き市民”の育成や“花と緑と自然のまちづくり”の指導者の育成などを行っています。

○ “花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育てていくためには、市民一人ひとりの活動を、隣近所からまち全体へと発展させていくための支援制度が必要です。また、このような市民の活動をしっかりと支援できるよう「花のまちづくりセンタ - ふろ - らむ」自身が、“花好き市民”の参加のもとに積極的に活動の輪を拡げていく必要があります。このような市民活動の支援を行い、「花のまちづくりセンタ - ふろ - らむ」の機能を充実させることにより、“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育て市民まちづくりの促進を目指します。

2. 施策体系



3. 計画

(1) “庭先・窓辺・まちかど”での花と緑の市民まちづくりの促進

1) “花と緑の市民まちづくり”に向けた市民の共通認識づくり

- 市民の価値観が多様化するなかで、庭先・窓辺・まちかどなどを舞台とした“花と緑の市民まちづくり”には、「自分たちが住んでいる環境は自分たちで管理する」といった、ルールを超えた市民の共通認識づくりが必要です。
- 本市では、市民の共通認識づくりに向け、市街地タイプごとに「自分たちのまちでは、せめてこれくらいの花や緑が目映えて欲しい」などの緑化目標を緑視率^{*6}を活用しつつ、地域のみなさん自身で描いていただけるよう、“花と緑の市民まちづくり”の手順のモデルを設定し、その啓発・普及に努めます。

* 6 緑視率：測定点で、人の視点の高さから 35mm カメラを用いて撮影した映像の中に占める緑の割合

2) “花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”づくり支援制度

- 市民が“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”づくりに気軽に取り組めるよう、市民の協力を得ながら、生垣づくり、庭先・窓辺・ベランダの花かざり、壁面緑化などの「モデル集」を作成します。また、『“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”モデル地区』の設定など、先進モデルづくりに努めます。

3) 法的制度を活用した“花と緑と自然のまちづくり”への総合的な取り組み

- 庭先・窓辺・まちかどなどでの“花と緑と自然のまちづくり”は、市民の共通認識だけでは効果的な推進は困難です。このため、本市では「緑化重点地区」の指定^{*7}、「地区計画制度」などの適用をあわせて検討します。これらの制度は、既成市街地ばかりでなく、今後開発される住宅地などへの適用も検討していくこととします。

* 7 「緑化重点地区」:

都市における緑地の状況を勘案し、必要に応じて特に重点的に緑化を図るべき地区

緑化重点地区においては、市町村による重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等において都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開など、それぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待されている



（２）「花のまちづくりセンターふろーらむ」の機能充実

１）“花と緑と自然のまちづくり”支援のための機能充実

○「花のまちづくりセンタ - ふろ - らむ」は、“花と緑と自然のまちづくり”をさらに促進するため、次のような取り組みをすすめます。

- ①市民との密接な関係をつくり出すためのメニュー - の開発
- ②“花好き・自然好き市民”の情報交流の場としての活用メニュー - づくり
- ③“花と緑と自然のまちづくり”に貢献できる人材育成のためのプログラムづくり
- ④“花と緑と自然のまちづくり”のボランティア活動の輪を広げるための戦略検討
- ⑤立地条件を克服するための『出前型交流』などの検討

２）従来からの取り組みの継続的な推進

○春と秋の緑化フェアをはじめ、四季折々の体験型のイベントを継続して開催し、市民による“花と緑と自然のまちづくり”活動の啓発の場、交流の場とします。

○「花と緑のまちづくりコンテスト」をプランター園芸のみにとどめず、地域、地区グループ、学校などによる良好な花と緑の空間の創造やユニークな緑化への取り組みを含めて市民に広く知らせ、顕彰する場とします。

○“緑の相談所”に加え、「花苗供給基地」、樹木の「リサイクル中継基地」など、花と緑の総合的な拠点化を目指します。

第3章 緑地等の配置・整備方針

第1節 機能別緑地の配置方針

- 1．環境保全系統緑地の配置方針
- 2．レクリエーション系統緑地の配置方針
- 3．防災系統緑地の配置方針
- 4．景観系統緑地の配置方針

第2節 緑地の整備及び緑化の目標と方針

- 1．計画のフレーム
- 2．計画の目標
- 3．都市公園の配置方針
- 4．樹林地等の活用と保全への取り組み方針
- 5．都市緑化の方針

第3節 複合的に緑化を推進するエリア

— 緑化重点地区 —

- 1．複合緑化エリア指定の意義
- 2．複合的に緑化を推進するエリア（緑化重点地区）

第1節 機能別緑地の配置方針

1. 環境保全系統緑地の配置方針

◇環境保全系統の緑地の種別

本市の緑の骨格を形成する山並み：

生駒山、矢田丘陵

市街地を縦断する川すじ：

竜田川、富雄川、天野川、山田川及びその支流を含む水系

本市の歴史風土を維持してきた社寺林：

往馬大社、竹林寺、高山八幡宮、高山城址などと一体の社寺林等

市街地内に残る樹林地：

緑の住宅都市らしさを演出する住宅地の背後に残る樹林地

【環境保全系統の緑地の保全・配置方針】

現 況	将来展開
①緑の骨格を形成する山並み	
1. 金剛生駒紀泉国定公園 （生駒山系） 2. 近郊緑地保全地区 （生駒山系・矢田丘陵） 3. 矢田県立自然公園 （矢田丘陵） 4. 環境保全地区 （矢田丘陵） 5. 景観保全地区 （生駒山系・矢田丘陵） 6. 風致地区 （生駒山系） 7. 保安林 （生駒山系・矢田丘陵） 8. 市街化調整区域 （生駒山系、矢田丘陵）	現状の継続を前提とする
②市街地を縦貫する河川	
1. たつたがわ万葉クリン計画 2. 地域が育む川づくり	1. たつたがわ万葉クリン計画の継続 2. 竜田川沿いでの地区公園の配置 3. 川沿いの緑化 4. 支流河川での市民ビオト・ブづくり
③生駒市の歴史的風土を培ってきた社寺林等	
1. 往馬大社林の生活環境保安林指定	1. 高山八幡宮、宝山寺など主要な社寺林の『歴史の森』指定 2. 杜さん、巨樹・古木、屋敷林等の『保護樹木保護樹林登録制度』
④まちなかの樹林地	
1. 地域森林計画対象民有林の指定（開発事業時における森林法の適用） 2. 奈良県開発許可基準 3. 開発指導要綱	樹林地の段階的保全施策の展開

（1）配置の基本方針

- 「山並み」「河川・ため池」「寺社林・杜さん」「まちなかの樹林地」などは、先人たちが培い、現代に引き継いできた資源であり、次世代に引き継ぐべき『環境保全系統の緑地』とします。
- これらの資源は、地域制緑地の指定による量的な保全を図る一方で、「多様な生物の生息環境の再生」「市民が気軽にふれあえる場づくり」など、質的な視点から保全・活用の方針を市民とともに考えつつ、すぐにも取り組めることから順次、保全活動を推進することとします。

（2）環境保全系統緑地の保全・整備方針

①山並み

- 生駒山系、矢田丘陵にかけられた国定公園など各種の地域制緑地の意義の周知に努めます。一方で、里山再生などの議論の場をつくり、一人でも多くの“自然好き市民”の参加による量・質の両面からの山並み環境の保全・再生活動への支援に取り組みます。

②河川・ため池

- 主要河川、支流河川、ため池を一体の循環型環境の基盤としてとらえ直すため、水の循環や多様な生物の生息環境について、市民と共に考える場をつくります。また、大和川、淀川の最上流都市の立場から、市民と協働して水質浄化活動や川沿いの緑化に取り組むとともに、活動のシンボルとなる親水公園などの整備に取り組みます。

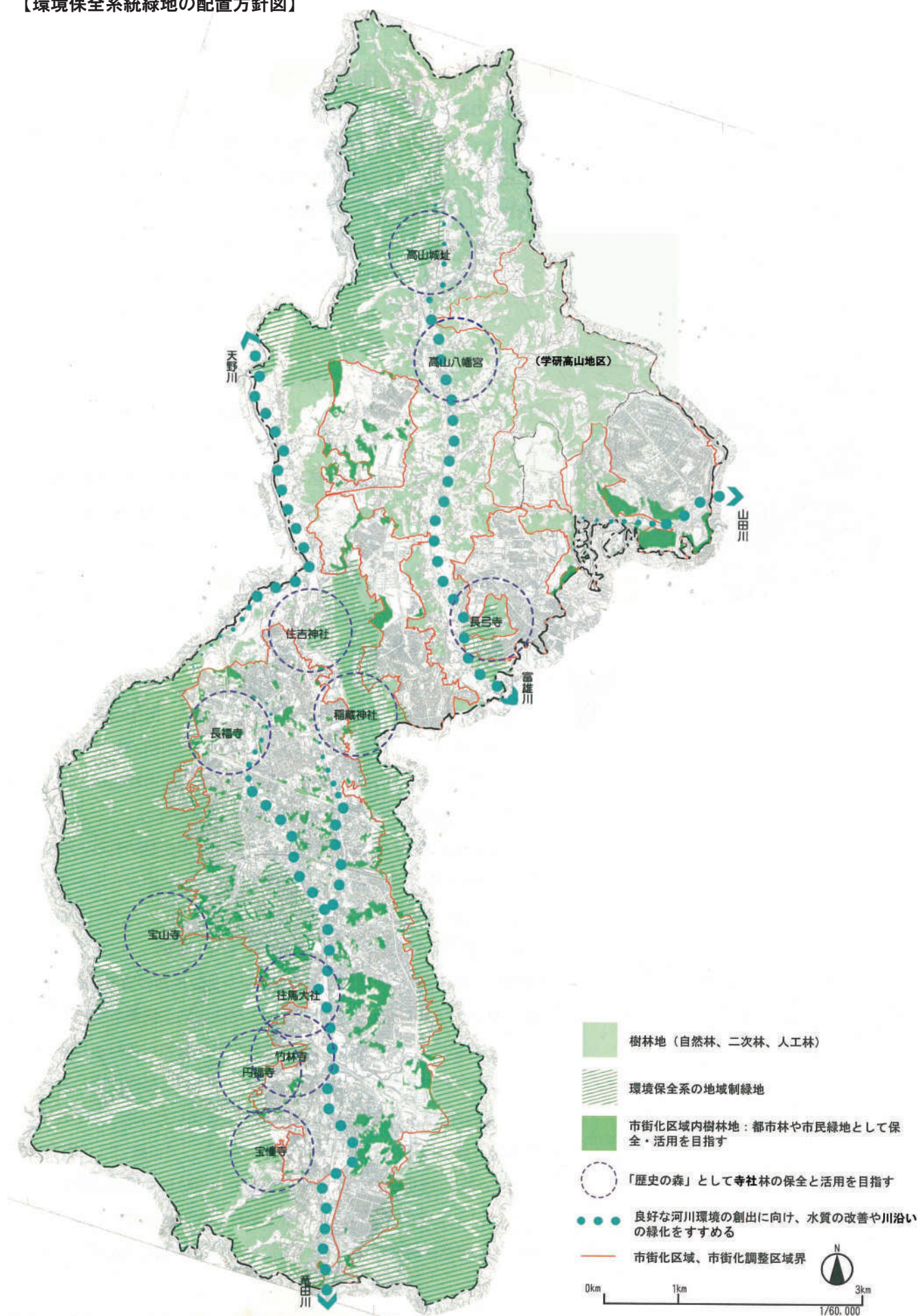
③寺社林・杜さんなど

- 往馬大社の森をはじめ、市内の各所に点在する歴史的環境を維持する寺社林などは、関係者の理解を得て『歴史の森』に指定し、市民の協力を得ながら環境の維持に努めます。また、地域の人に親しまれてきた“杜さん”や巨樹・古木は、所有者等の申し出を受け『保護樹林・保護樹木』に登録し、その存在を市民に周知します。

④まちなかの樹林地

- 住宅地の背後などに残る身近な樹林地等は、所有者の理解のもとで恒久的な存続を目指す『樹林公園』の指定や、期間を限って市が市民と共に管理を受託する『市民緑地』の適用などにより、生活環境の一部を構成する樹林地等として一つでも多くの保全を目指します。

【環境保全系統緑地の配置方針図】



2. レクリエーション系統緑地の配置方針

◇レクリエーション系統の緑地の種別

市街地型レクリエーション資源

- 都市公園（街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園）

自然型レクリエーション資源

- 生駒山系、矢田丘陵
- 自然型・市街地型の中間的なレクリエーション空間
- 竜田川、富雄川などの河川及び支流
- 市街地内の樹林地や寺社林

(1) 配置の基本方針

- 山地・丘陵などの「自然的エリア」、市街地内に整備された「都市公園」、自然型・市街地型の中間的な性格を持つ「竜田川や富雄川」、市街地内の「樹林、寺社林」を『レクリエーション系統の緑地』とします。そして、それぞれの性格と課題を踏まえ、レクリエーションの場となるよう、市民と行政が共に議論を重ね、その実現を目指します。

(2) レクリエーション系統の緑地の配置・整備方針

1) 自然型レクリエーション資源の活用方針

- ①里山の再生などへの取り組みの支援：市民による里山環境の再生、多様な生物の生息環境の再生などへの取り組みがレクリエーション活動につながり、一人でも多くの市民が“自然好き”になれるような仕組みづくりに取り組みます。
- ②自然的エリアの拠点の整備・充実：親しみやすい自然的エリアとするため、「くろんどの森」や「矢田丘陵遊歩道」を整備・充実します。市民や来訪者に、山の楽しみ方や環境保全のルールなどを分かりやすく伝えるために、「生駒の山と自然の情報コナ」を市内の公共施設などに開設します。

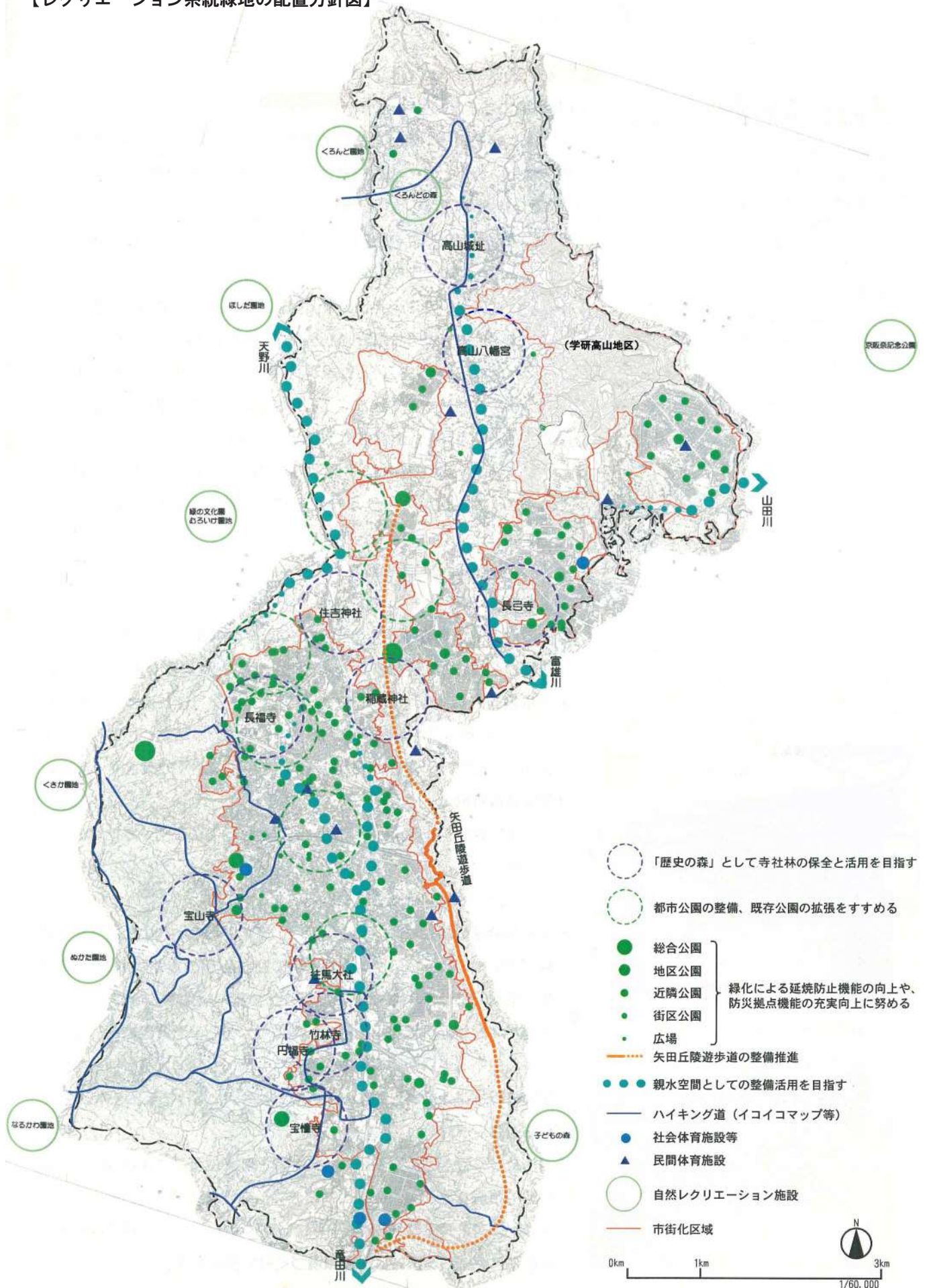
2) 都市公園のリニューアル再生方針及び新設公園の配置・整備方針

- ①身近な公園のリニューアル：身近な公園を安全で楽しく使いやすい場とするために、地域住民と行政が協働し、リニューアル（再生）に取り組むための仕組みをつくります。
- ②新設公園の配置・整備方針：公園が不足する地区では、樹林地等の活用を含めた用地確保の方策を検討します。整備にあたっては、計画・整備・利用・管理まで、一貫した市民参加による公園づくりに取り組みます。

3) 自然型・市街地型の中間的なレクリエーション資源の活用方針

- ①水辺のレクリエーション空間づくりの促進：親水型公園などの整備に取り組めます。また、“水辺の生物を育てる取り組み”や“川沿い緑化への取り組み”など、市民による「親しみの持てる水辺空間づくり」を支援します。
- ②樹林・寺社林等の活用：『樹林公園』『市民の森』『歴史の森』に指定した樹林地等では、それぞれの管理者や所有者の理解のもとで、自然体験型レクリエーション利用と管理のあり方を市民、土地所有者が共に検討し、行政がこれを支援する仕組みをつくります。

【レクリエーション系統緑地の配置方針図】



◇防災系統の緑地の種別

自然災害対策

a. 土砂崩壊対策（治山）

b. 洪水被害対策（治水）

都市災害対策

a. 火災時の延焼防止等対策

b. 避難地・避難路の確保

幹線道路等の沿道対策

○ 国道 168 号及び県道高山富雄小泉線

○ 国道 163 号、県道大阪生駒線（阪奈道路）
第 2 阪奈道路

3. 防災系統緑地の配置方針

(1) 配置の基本方針

- 本市での防災への取り組みには、『自然災害対策』と『都市災害対策』があります。近年では、幹線道路の『沿道対策』も防災の一環としての扱いが必要となっています。
- 防災系統緑地の配置として、自然災害危険地域での緑地等の適切な保全、市街地中心部での延焼防止緑地等の適切な配置、幹線道路沿道の緑化などに取り組みます。

(2) 防災系統緑地の配置・整備方針

1) 自然災害対策

- ① 土砂崩壊対策（治山）：山麓部の急傾斜地、市域を縦断する活断層などでの直接的な危険性の緩和に向け、危険区域とされる地区周辺での緑地等の保全に努めるとともに、関係機関と連携して防災処置を講じます。
- ② 洪水被害対策（治水）：自然的な洪水対策や都市化に伴う流量増対策などに資するため、「大和川流域整備計画」に基づく調整池の整備や、雨水貯留浸透施設の設置など、総合的な治水対策を図ります。また、治水効果に配慮した公園緑地等の整備に取り組みます。

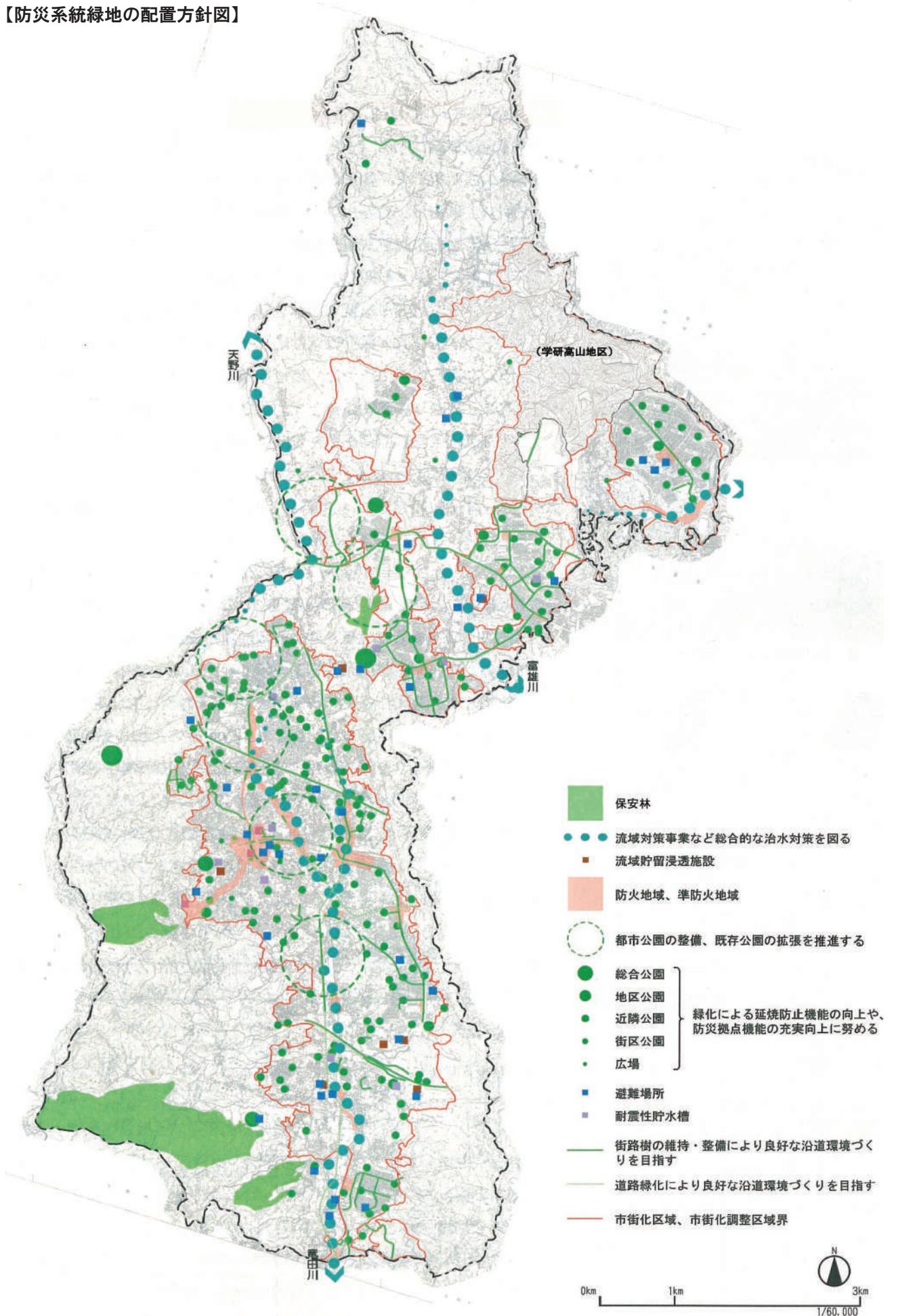
2) 都市災害対策

- ① 火災時の延焼防止等対策：公園等の整備、公共施設・幹線道路の緑化、大規模民間施設の緑化の促進などにより、市街地の延焼防止機能の向上を図るとともに、市街地のヒートアイランド化の防止に努めます。
- ② 避難地・避難路の確保：街区公園、近隣公園を一次避難地として位置づけ、広域避難場所に準じる防災備蓄倉庫や耐震性貯水槽の整備などをすすめ、防災拠点機能の向上に努めます。また、市街地の延焼防止機能、避難路、避難地としての公園・緑地等のネットワークの整備方針を『防災グリーンネットワーク』として明らかにし、市民への周知を図ります。

3) 幹線道路の沿道対策

- 幹線道路を緑地軸と位置づけ、道路緑化を推進するとともに、沿道市街地の緑化、公園緑地の整備、河川環境整備などとも連携し、良好な沿道環境の創出に努めます。

【防災系統緑地の配置方針図】



【主な景観資源】

『自然系景観』：往馬神社の森」



『歴史系景観』：宝山寺参詣道



『人工系景観』：生駒駅南口



【景観の見え方】

『遠景』：阪奈道路（高速景観）



『中景』：二条谷田線（中速景観）



『近景』：生駒駅前商店街（低速景観）



4. 景観系統緑地の配置方針

（１）配置の基本方針

１）景観構成要素（景観資源）の分類

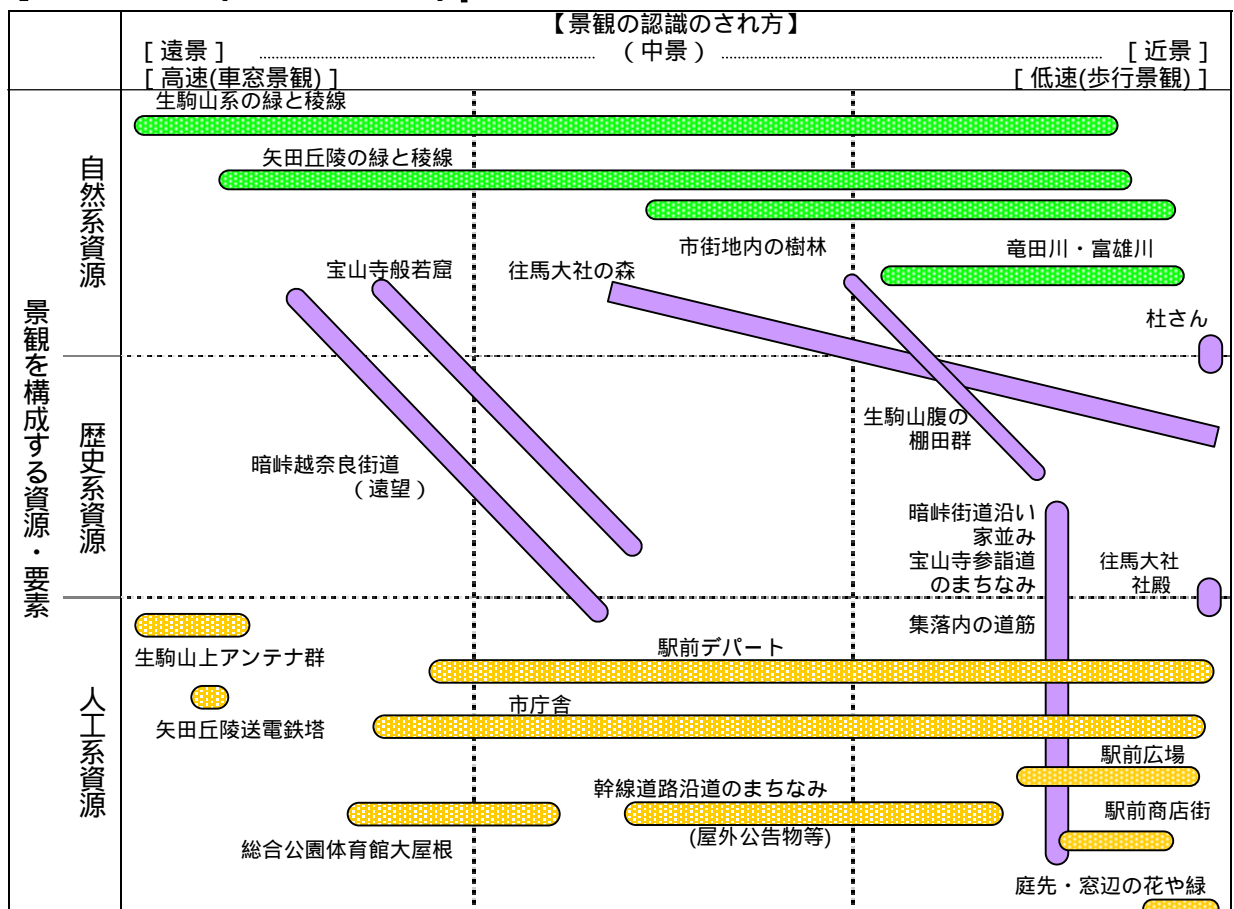
- 本市の景観は、その【構成要素】から、生駒山系、矢田丘陵、市街地内の樹林、竜田川、富雄川など、自然的資源によって構成される『自然系景観』と、生駒駅や東生駒駅周辺市街地や住宅市街地など、人工的な構造物によって構成される『人工系景観』に分けてとらえます。
- 本市の景観にとって重要な意味を持つ『歴史系景観』は、寺社林などのように「自然系景観に溶け込んだ歴史系景観」、暗峠の石畳道路や宝山寺参詣道の石段道路のように「まち並み景観に溶け込んだ歴史系景観」としてとらえることとします。また、集落景観も土塀や石垣に囲まれた家並みは『人工系景観』の一つであり、屋敷林や集落を囲む樹林地などは『自然系景観』の一つとしてとらえます。

２）景観の認識のされ方（見え方）の分類

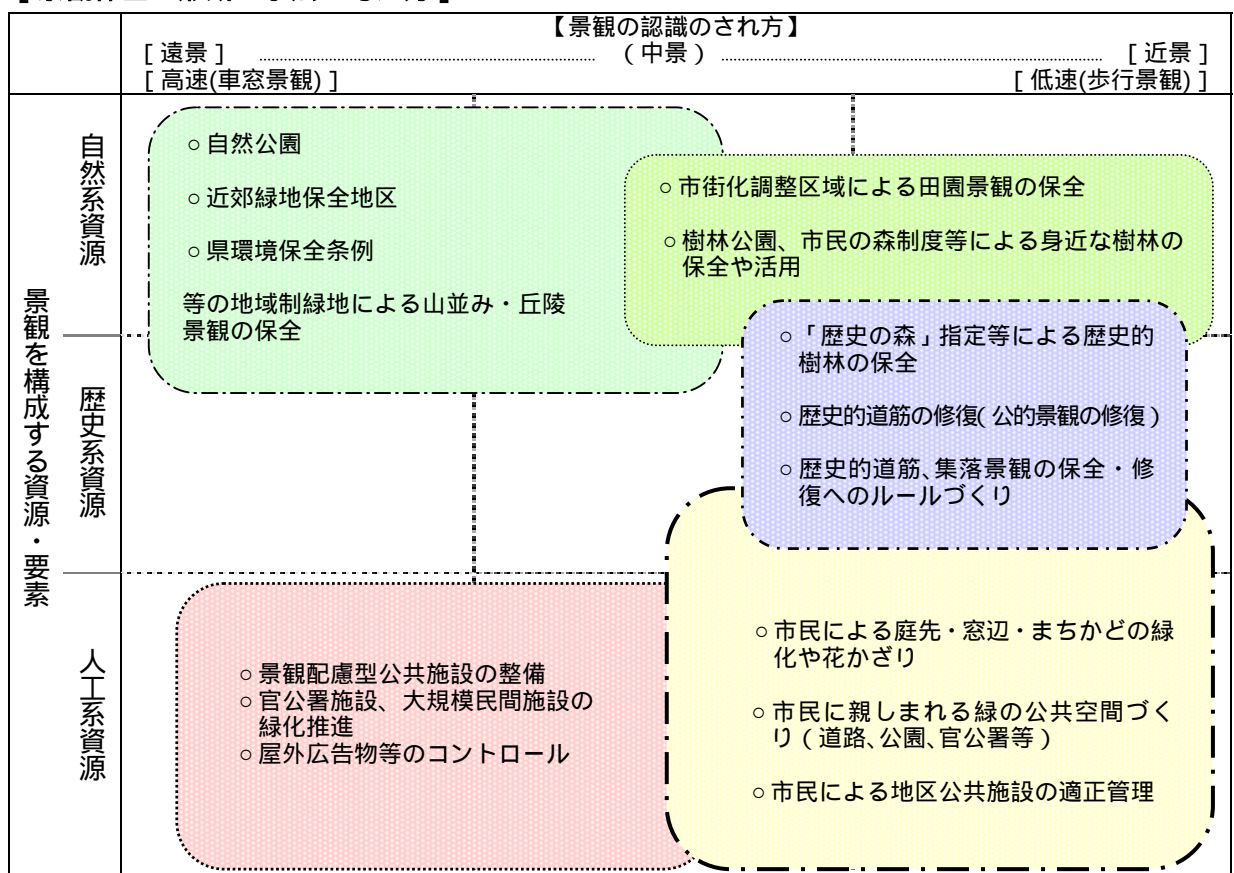
- 都市景観は、その【認識のされ方】から、遠景（高速景観）～近景（低速景観）に分けてとらえると、今後、景観にどのように手を加えていくべきかの議論をするうえで効果的です。
- 『遠景』は、自動車や電車の車窓からもとらえられる景観 - 高速景観 - であり、本市にとっては「優れた緑の都市景観の基礎をかたちづくっている生駒山系、矢田丘陵や、市街地内に残る樹林を将来にわたってどう保全するか」といった議論の対象となります。
- 『近景』は、歩行中や立ち話をしているときにとらえられる景観 - 低速景観 - であり、庭先、窓辺、まちかどの緑化や花かざりをどのようにすすめるかといった議論の対象となります。
- 『遠景』と『近景』の間に展開する景観として『中景』の概念があります。この領域は、「遠景の前景」「近景の背景」としてとらえられるため、やや不明確です。ところが、“美しいまちなみ”などの印象は『中景』を対象に語られることが多く、『中景』の持つ意味は重要です。山並みに囲まれた本市では、遠景である緑の山並みとうまく「調和」または「対比」する前景のあり方、近景の積み重ねによる「印象的なまちなみ」づくりなどが議論の対象となります。
- 【景観の構成要素】【景観の認識のされ方】をもとに、『景観の枠組み（景観マトリクス）』を組み立てます。この枠組みをもとに、生駒らしい景観をどのような方法で守り・育てていくべきかの手法を見出し、市民と行政の協働によりその推進に取り組みます。

〔 景観の枠組み（景観マトリクス） 〕

： 主要な景観資源（例として）



〔 景観保全・形成の手法の考え方 〕



(2) 景観系緑地の保全・形成方針

①遠景～中景の対象となる自然系景観

- 生駒山系、矢田丘陵の山並みなど、市内のどこからも眺めることができ、訪れる人びとに本市の第一印象を与える重要な景観です。
- 国定公園区域、近郊緑地保全地区、県立自然公園区域、環境保全区域などの地域制緑地指定を継続し、現状の緑の景観の保全に努めます。

②中景～近景の対象となる自然系景観

- 市街地のバックスクリーンとなる山並み、市街地内の樹林、竜田川、富雄川の流れなど、身近な自然系資源がつくる景観です。
- 里山景観の修復、多様な生物の生息を感じさせる河川景観の修復、市街地内の樹林地等の公園化などによる緑豊かな住宅地景観の存続など、一層、市民が親しみを感じられる景観への修復を目指します。

③中景～近景の対象となる歴史系・自然系景観

- 往馬大社などの寺社林や、杜さん、巨樹・古木など、本市の歴史的風土を支えてきた歴史系・自然系資源がつくる景観です。
- 寺社林は『歴史の森』として歴史系景観の維持を図ります。杜さん、巨樹・古木などは『保護樹林・保護樹木』として保護に努めます。

④中景～近景の対象となる歴史系・人工系景観

- 暗峠越奈良街道の石畳や宝山寺石段参詣道などの景観です。これらは、本市にとって貴重な歴史系・人工系景観であり、適宜修復の手を加えながら景観保全に努めます。

⑤中景～近景の対象となる人工系景観

- 生駒駅前や東生駒駅前の市街地、商店街の景観や、住宅地の景観などです。
- 市街地中心部では、商店街、大規模民間施設、官公署の緑化や花かざりなど、関係者の創意・工夫による“にぎわいのある景観づくり”を支援します。住宅地では、市民による“花と緑と自然のまちづくり”を支援し、緑豊かな暮らしの景観づくりの支援に努めます。

⑥遠景～中景の対象となる人工系景観

- 生駒山系、矢田丘陵の谷筋に発展した本都市市街地は、電車や自動車道など比較的高速移動の車窓からの眺望景観として全容がとらえられます。そのなかで市庁舎や大規模商業施設などは、車窓から眺められる遠景～近景の人工系景観の対象となる代表的な施設です。緑豊かな本市にふさわしい市街地の景観を損なわないよう、大規模施設等の「緑化ガイドライン」を設け、車窓からの景観にも配慮した緑の景観づくりを促進します。

第2節 緑地の整備及び緑化の目標と方針

1. 計画のフレーム

(1) 計画対象地域

計画対象市町村名	都市計画区域名
生駒市全域 (5,318ha)	大和都市計画区域

(2) 人口の見通し

平成12年人口：113,992人

平成22年人口：125,000人

平成32年人口：140,000人

* 平成12年10月1日住民基本台帳による

* 平成22年人口は生駒市第4次総合計画将来人口推計
(平成16年修正分)による

* 平成32年人口：同上

2. 計画の目標

(1) 緑地^{*1}の確保目標

目標年次における 緑地確保目標量	将来市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
	おおむね30% ^{*2}	おおむね55%

* 1 緑地：将来においても担保性があるとされる、地域
制緑地と施設緑地をいう（5ページ参照）

* 2 緑の政策大綱（平成6年7月）より

(2) 都市公園などの整備目標^{*3}

年次	現況 (平成12年)	中間年次 (平成22年)	目標年次 (平成32年)
都市公園	11.58㎡/人	11.6㎡/人	12.0㎡/人
都市公園など	18.46㎡/人	21.1㎡/人	24.0㎡/人

* 3 現況データは資料編より

「都市公園など」：施設緑地を含む

(3) 都市緑化の目標

	指標		区分	現況 (平成12年)	目標年次 (平成32年)
公共公益施設の 緑化目標	緑被率 ^{*4}		公共施設	23.3%	25%以上
	道路緑化率 ^{*5}	道路	市道幅員9m以上	54.0%(DID地区60%)	DID地区内 75%以上
			県道	24.0%(DID地区50%)	
			国道	10.0%(DID地区69%)	
市街地の 緑化目標	緑視率 ^{*6}	商業地	駅前商店街	5.5%(最大値11.6%)	10%以上
			沿道商業地	9.1%(最大値24.7%)	20%以上
		住宅地	一般住宅地	21.7%(最大値28.6%)	30%以上
			低層住宅地	18.8%(最大値35.4%)	30%以上
			中高層住宅地	26.1%(最大値47.6%)	30%以上

* 4 緑被率：敷地面積に対する樹木の枝葉の投影面積や
芝、草花などで覆われた部分の面積

* 5 道路緑化率：国道、県道、市道の管理延長に対する
緑化延長の割合

* 6 緑視率：測定点で、人の視点の高さから35mmカ
メラを用いて撮影した写真の中に占める緑の割合

3. 都市公園の配置方針

(1) 街区公園の配置方針

- 街区公園は、日常的な遊びや憩いの場の役割を担う市民に最も身近な公園です。本市では、市民一人当たり 2.33 m^2 の街区公園が整備済みであり、国の整備基準 ($1.0 \text{ m}^2 / \text{人}$) を上回っています。
- しかし、大規模開発地と既成市街地の整備格差は大きく、その是正が課題となっています。今後は、当面の目標を1自治会1公園とし、未整備自治会区域での整備を積極的に推進します。

(2) 近隣公園の配置方針

- 近隣公園は、コミュニティの形成の場として、あらゆる年齢層のレクリエーションの場の役割を担う公園です。本市では市民一人当たりの近隣公園整備量は 1.27 m^2 にとどまり、国の整備基準 ($2.0 \text{ m}^2 / \text{人}$) を下回っています。
- 本市では、各小学校区に1～2箇所の配置を目指します。その候補地として、市街地内の樹林地も含めて検討します。また、学研高山地区では、適正な近隣公園の配置・整備を関係機関と協議検討します。

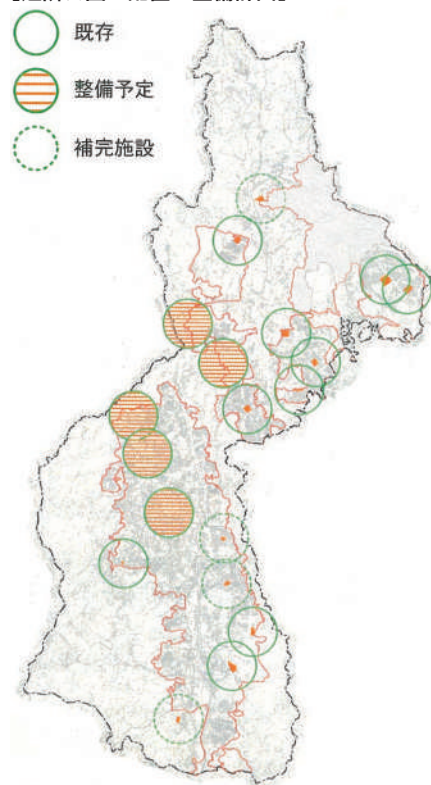
(3) 地区公園の配置方針

- 地区公園は、市民の運動、休養などの場です。本市では、エコパーク（イモ山公園）、滝寺公園、むかいやま公園の3箇所による市民一人当たりの面積は 1.23 m^2 であり、国の整備目標 ($1.0 \text{ m}^2 / \text{人}$) を上回っています。
- 現状の地区公園の配置は決して十分ではありません。このため、社会体育施設等を地区公園機能を補完する施設と位置づけることとします。そのうえでなお、配置が十分でない菜畑～壱分町地区での地区公園の整備を目指します。また、学研高山地区では、適正な地区公園の配置・整備を関係機関と協議検討します。

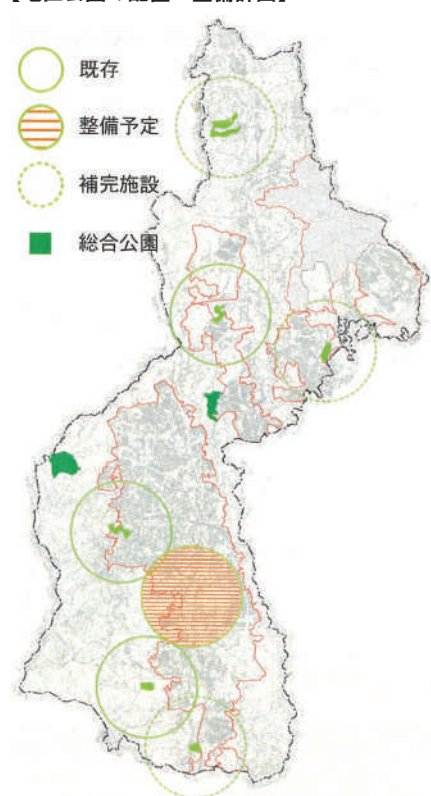
(4) 総合公園の配置方針

- 総合公園は、市民の休息、観賞、散策、遊び、運動などのレクリエーションの場です。本市では現状の生駒市総合公園、生駒山麓公園の2箇所による市民一人当たりの面積は 2.99 m^2 であり、国の整備目標 ($3.0 \text{ m}^2 / \text{人}$) にほぼ一致しています。
- 学研高山地区の整備と一体に、全市的、広域的な利用に供し、学研都市全体のモニュメントになるような総合公園の整備を関係機関と協議検討します。

【近隣公園の配置・整備計画】



【地区公園の配置・整備計画】



4. 樹林地等の活用と保全への取り組み方針

- 樹林地等は、所有者にとっては運用可能な資産であり、市民にとっては暮らしを豊かにする貴重な緑の環境資源です。所有者・市民・行政が互いに樹林地等の意味を理解し合うことを前提に、次のような保全・活用の仕組みをつくります。

a. 『歴史の森』

- 本市の固有の歴史・文化に寄与している寺社・史跡などと一体の樹林地等は、その風致を今後とも損なうことのないよう『歴史の森』に位置づけます。そして、市民の協力によって適切に維持管理していくことを目指します。

b. 『樹林公園』

- 不足する公園機能を補う位置と規模を有し、かつ“緑の住宅都市”らしさに寄与している樹林地等を選定し、都市公園の一環として『樹林公園』^{*1}に位置づけます。そして現代の“里山”(自然体験型のレクリエーションや環境学習の場)として市民へ開放するとともに、“自然好き市民”の参加のもとで適正な維持管理を目指します。

c. 『市民の森』

- 『樹林公園』以外にも同等の性格を持つ樹林地等は、所有者の申し出により、期限を設定して『市民の森』^{*2}とすることができることとし、『樹林公園』と同様に市民主体の活用と適正な維持管理を目指します。

e. 『保護樹林・保護樹木』

- 杜さん^{*3}など由緒由来ある樹林や、地域の人びとに親しまれている巨樹・古木などを所有者の賛同を得て『保護樹林・保護樹木』^{*4}に指定し、その存在を顕彰するとともに、広く市民に知らせます。

【歴史の森の整備計画】



* 1 『樹林公園』:

樹林地等の環境保全に重点を置き、現代の“里山”として自然体験型レクリエーションや自然学習の場としての活用を目指す公園
このため必要最低限の散策路などの整備にとどめる

* 2 『市民の森』: 都市緑地保全法による「市民緑地」制度を基本に、所有者の申し出により、一定期間、市が借り上げ、市民参加のもと、活用と維持管理を行う樹林地

* 3 杜さん: 市内各所に伝わる七つ森など人びとの信仰の対象として伝えられ、畏怖の場となってきた樹林

* 4 『保護樹林・保護樹木』:

生駒市環境基本条例に基づき、緑あふれるまちづくりを推進し、人と自然が共生できる都市の実現を目指して、市街地の緑をより多く残すために、保護樹木林・保護樹木を指定する制度
土地所有者等からの申請を受けて市が指定し、保護樹林等の維持管理に必要な経費の一部を助成する

5. 都市緑化の方針

(1) 公共公益施設の緑化方針

1) 公共施設の緑化方針

○まちなかの緑に厚みをつくることを目指して、公共施設をまちなかの“花と緑のシンボル”に位置づけ、緑化を推進します。本市の公共施設の緑化状況を緑被率で示すと、全施設の平均値は23.3%^{*1}です。このうち幼稚園、小中学校は約20%、高等学校、大学は約40%、下水道施設や環境衛生施設も約40%です。しかし、官公庁舎は約10%にとどまり、重点的な緑化推進が必要です。

このような実態を背景に、まちなかの“花と緑のシンボル”の実現方針を次のように設定します。

①**平均値に満たない施設**：平均値以下の施設の目標緑被率を25%以上とし、各施設の創意・工夫による緑化によりその確保を目指します。

②**目標値を上まわる施設**：“花と緑のシンボル”として地域の市民に開かれた施設としての充実を目指します。

○公共施設での花づくりやその維持には市民の協力が欠かせません。市民参加を通して各施設がより市民に身近な施設となることができれば、公共施設の地域での役割はさらに高まっていくことになります。

2) 道路の緑化方針

○道路の緑化は、まちなかの帯状の“花と緑のシンボル”づくりです。道路の性格、幅員の実情に応じた緑化方針を次のように設定します。

①**歴史的な道**：主要な寺社への参詣道では、既存樹木の保全、老朽樹木の養生・更新に取り組み、緑の面から歴史的風土の継承に努めます。

②**河川沿いの道路**：奈良西幹線の整備後にも、竜田川沿いに残る国道168号などでは、竜田川景観の再生に向けた道路緑化等を関係機関に働きかけます。また、富雄川沿いの県道高山富雄小泉線では市民による親しまれる水辺空間づくりの継続的な支援に努めます。

③**主要幹線道路**：奈良西幹線、国道163号バイパスなどの現在事業中の道路については、積極的な緑化推進を関係機関に働きかけます。

④**その他の道路**：植栽帯の設置が困難な道路については、沿道市民の協力を得て、車両の通行の支障とならないように配慮しながら、フラワ－ポットなどによる花かざりの実現に努めます。

*1 目標値25%：平均値23.3%を若干上回るラウンド数字として設定

（２）市街地の緑化方針

１）商業地の緑化支援

- 来街者に、花と緑のうるおいある商業空間が提供できるよう、商店街などによる花と緑の商業空間づくりへの取り組みを支援します。そして、市街地緑化の方針を次のように設定します。

- ①**一般の商業地**：緑視率 0 % の商業地の解消並びに現状の緑視率の倍増を目指します。
- ②**市街地中心部**：本市の中心市街地の役割を持つ駅前商店街や大規模店舗が集積する地区では、壁面緑化や通りでの大型フラワ - ポット設置など商業空間の広がりに応じた“花と緑と自然のまちづくり”を支援します。
- ③**沿道商業地**：多くの通過交通の目にもふれる沿道商業地区では、地区商業者による看板・広告類のあり方などと一体的な緑化推進の啓発に努めます。また、地区の緑視率の向上を図るために、駐車場の緑化の促進など、沿道施設と道路による協調緑化を目指します。

２）住宅地の緑化方針

- 本市の住宅地の緑視率は、15 % ~ 35 % と地区により幅があります。緑視率がおおむね 30 % を超える地区は、緑豊かな住宅地として他地区の市民からも評価されています。各住宅地が緑豊かな住宅地となるよう緑視率 30 % 以上を目標とし、その促進に努めます。緑視率の向上への取り組みとして、次のような方法が考えられます。

- ①**一般住宅地**：生垣づくりなどによる緑視率の向上
- ②**中高層住宅地**：共有地やベランダの緑化などによる緑視率の向上

- 生垣の維持や地域ぐるみでの積極的な緑化には、地区計画制度^{*3}や緑地協定制制度^{*4}を活用する方法があります。また、地区のシンボルとなるような屋敷内の巨樹・古木について、本市ではすでに『保護樹木等指定制度』^{*5}を設け、管理の支援、市民への周知と顕彰に努めています。

*3 地区計画制度：地区住民の意向を反映しながら、地区の特性に応じた良好な環境の維持や形成に向けて、建築物の形態、生垣や柵の形態などのルールを都市計画法として定める制度

*4 緑地協定制制度：
土地所有者の合意に基づき、既存の樹林地の保全や新たな緑化を推進する制度
地区内の土地所有者が協定を結んで各敷地での生垣の設置や樹木の植栽、樹林地の保全を行う制度

*5 『保護樹木等指定制度』：
生駒市環境基本条例に基づき、緑あふれるまちづくりを推進し、人と自然が共生できる都市の実現を目指して、市街地の緑をより多く残すために、保護樹林・保護樹木を指定する制度
土地所有者等からの申請を受けて市が指定し、保護樹林等の維持管理に必要な経費の一部を助成する

第3節 複合的に緑化を推進するエリア

—緑化重点地区—

1. 複合緑化エリア指定の意義

○ “花と緑と自然の先端都市・生駒”を実現するためには、市民と行政の協働を基本とした全市的な取り組みが必要です。このため、「すでに“花と緑と自然の市民まちづくり”の取り組みの素地があり、その促進によってさらに高い効果が見込まれる地区」「都市公園の整備に遅れが見られる地区」「住宅地などが開発途上にあり、積極的な緑地の保全、緑化の推進が望まれる地区」などを『複合的に緑化を推進するエリア』として選定します。

○ このエリアでは、行政・市民の協働による「公園整備や公園リニューアルへの取り組み」、「市民による“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”づくり」や『樹林公園』や『市民の森』での樹林地等の保全・活用の活動」など、多面的な緑化事業を重点的・複合的に推進し、“花と緑と自然の先端都市・生駒”づくりの全市的な波及を目指します。

○ 複合的に緑化を推進するエリアとして、第1章の“花と緑と自然の将来像”に基づき、次の6つのエリアを掲げます。

- (1) 矢田丘陵及び周辺エリア
- (2) 学研都市（関西文化学術研究都市）及び周辺エリア
- (3) ふろ - らむ周辺エリア
- (4) 俵口・生駒台周辺エリア
- (5) 生駒都心エリア
- (6) 往馬大社・竜田川周辺エリア

* 1 「緑化重点地区」:

都市における緑地の状況等を勘案し、必要に応じて特に重点的に緑化を図るべき地区

緑化重点地区においては、市町村による重点的な緑化施策に加え、住民・事業者などが都市緑化基金の活用や、住民や自治会によるボランティア活動の展開などそれぞれの立場での自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待されている

* 2 「保全配慮地区」: 自然環境に富んだ地区全体を緑地以外の土地の区域も含めて設定し、多様な手法の組み合わせにより地区の自然環境の保全を図る

○ 今後は、これらのエリアのうち、“花と緑と自然のまちづくり”や市街地内の樹林地等の保全・活用などについて市民の気運が高まり、合意が形成された地区から順次、具体的な推進計画（緑化計画）を作成し、複合的な緑化を推進します。

○ 6つのエリアは、都市緑地保全法による「緑化重点地区」*1に指定します。また、「矢田丘陵エリア」『歴史の森』など、緑地の保全を図る区域については、「保全配慮地区」*2の指定についても検討します。



2. 複合的に緑化を推進するエリア（緑化重点地区）

（1）矢田丘陵及び周辺エリア

1）エリアの特性と緑化の方向

- 矢田丘陵は、市街地の緑のバックスクリーンとして、また、本市の緑の骨格として重要な役割を果たしています。しかし、丘陵の緑の環境は、すそ野での宅地化の進行により常に減少を続けています。
- 矢田丘陵の環境保全には、市民が丘陵の環境に親しみ“丘陵の自然を守る心”を未来に伝えていく取り組みが欠かせません。このため、「矢田丘陵遊歩道」の整備を市民が丘陵の環境に親しむ契機とし、市民・土地所有者・行政が協働して取り組む里山環境の保全・再生活動や、周辺市街地からの緑の景観維持活動など、複合的な取り組みへの発展を目指します。

2）複合緑化への取り組み方針

【矢田丘陵遊歩道の整備 — 5つのゾーンづくり】

- ①風見の森・郷土文化ゾーン：生駒市総合公園を補完する自然ゾーンとしての環境保全、白庭台緑道～エコパーク（イモ山公園）へとつながる「緑のネットワーク」の形成
- ②四季彩の森・山の端回廊ゾーン：丘陵内に点在する水辺の活用、緩斜面地での紅葉樹の植樹などによる四季の表情豊かな環境の形成
- ③健康の森・シンボル交流ゾーン：市域内の丘陵中央部であり、良好なアクセス条件を活かした、高齢者や身体障害者にも配慮した交流の場の整備
- ④学習の森・自然体験ゾーン：雑木林、松林、植林地が混在する典型的な里山的性格を活かした自然探勝路の選定、森林浴や環境学習・自然体験の場づくり
- ⑤遊びの森・いきいき回廊ゾーン：県の「矢田山遊びの森」と整合した既存ルートや休憩所の有効利用による多様なアウトドアレクリエーションなど、遊びながら自然を満喫できる環境の形成

【丘陵につながる緑の拠点づくり】

- ①住吉神社、稲蔵神社の周辺樹林の保全に向けた『歴史の森』の指定
- ②「（仮称）白庭近隣公園」の整備
- ③「（仮称）白庭駅前」空間の緑化推進



（２）学研都市及び周辺エリア

１）エリアの特性と緑化の方向

- 学研都市及び周辺エリアでは、今後の開発が現在の環境の中にどう組み込まれ、どのように、緑の環境が維持されていくべきかの方向づけを市民・開発事業者・行政が共有し、それぞれの立場でその実現を目指す必要があります。この方向づけが、第1章に示した『ツリー（樹木）型』の“花と緑と自然の将来都市構造”です。
- 富雄川、山田川と川沿いの幹線道路などは、このエリアの『緑の幹』です。「幹」から伸びる支流河川や、これに沿う樹林の連なりなどは『緑の枝』です。「枝」には寺社林など一体の集落地や住宅地が『緑の房』状につながっています。『緑の幹』『緑の枝』『緑の房』のつながりは、このエリアの基本的な緑の都市構造であり、今後ともその維持を目指す必要があります。
- このエリアに誕生する新市街地も、『緑の枝』である支流河川や樹林の連なりの保全、「緑豊かな幹線道路」の整備、『緑の房』にふさわしい「公園・緑地」「庭先・窓辺・まちかどの緑化や花かざり」への取り組みなど、複合的な緑の環境づくりが是非とも必要です。
- 学研都市及び周辺エリアでは『ツリー（樹木）型』の緑の都市構造の維持に向け、“緑の骨格保全”から、“新市街地での花と緑の環境づくり”までの積極的な取り組みの促進に努めます。

２）複合緑化への取り組み方針

【緑の幹づくり】

- ①北部地域の『緑の幹』にふさわしい「富雄川」「山田川」及び川沿いの緑の資源の一体的な保全・整備

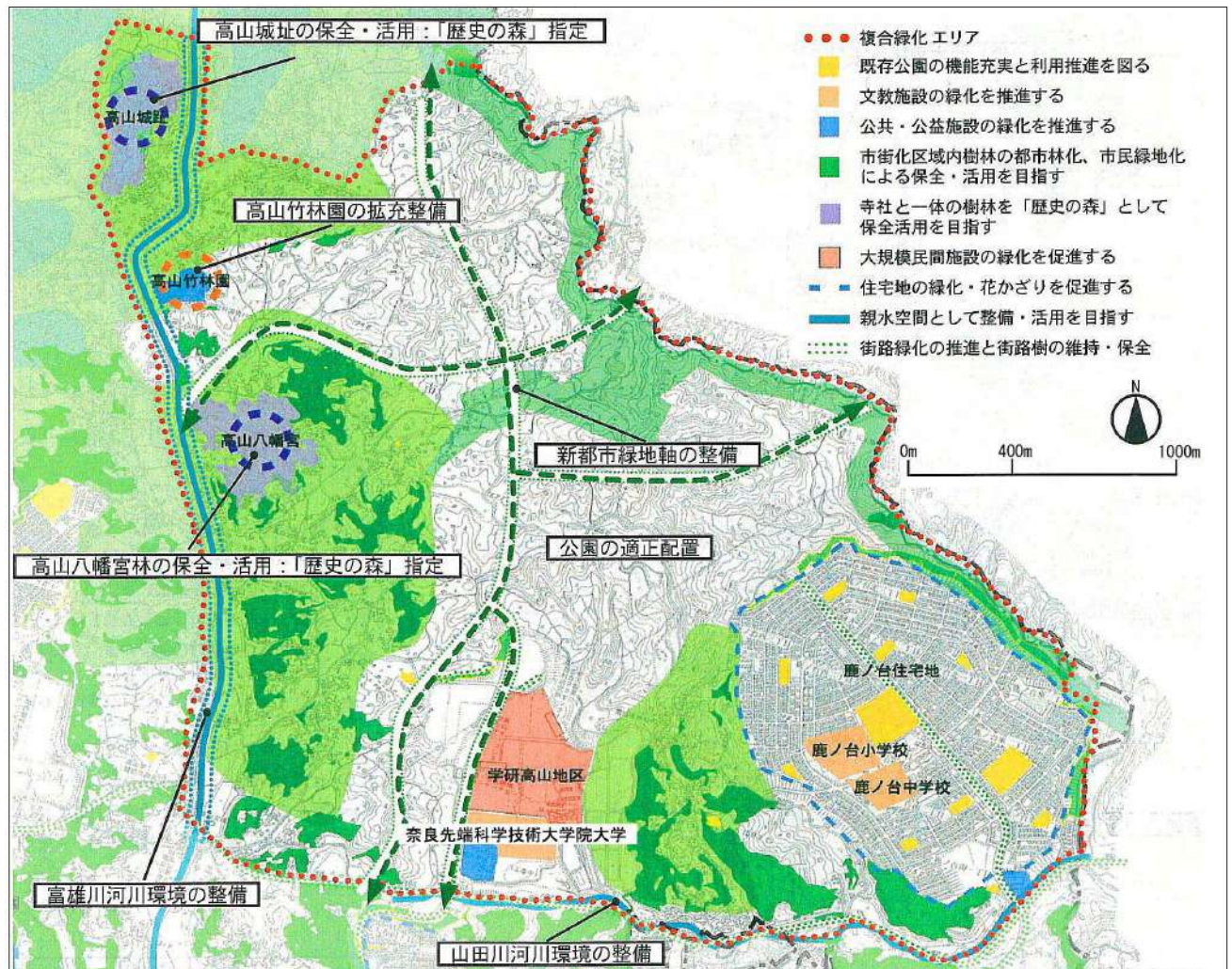
【緑の枝づくり】

- ①北部地域の『緑の枝』としての美ノ原川、中村川などの川沿い環境の活用
- ②新市街地整備に伴う緑地の整備、幹線道路等の緑化の推進

【緑の房づくり】

- ①高山城址、高山八幡宮、高山竹林園などの『歴史の森』の指定による適切な保全と、『歴史の森』を緑の核とした緑の集落地環境の保全
- ②『緑の枝』とのつながりに配慮した新しい市街地での公園緑地等の整備
- ③居住者・行政・事業者が協働して“花と緑と自然のまちづくり”に持続的に取り組める仕組みに配慮した住宅地の整備

[学研都市及び周辺エリア]



高山八幡宮の樹林：『歴史の森』



富雄川と川沿い樹林（竹林園）：『緑の幹』



先端科学技術大学院大学：『緑の房』

(3) ふろーらむ周辺エリア

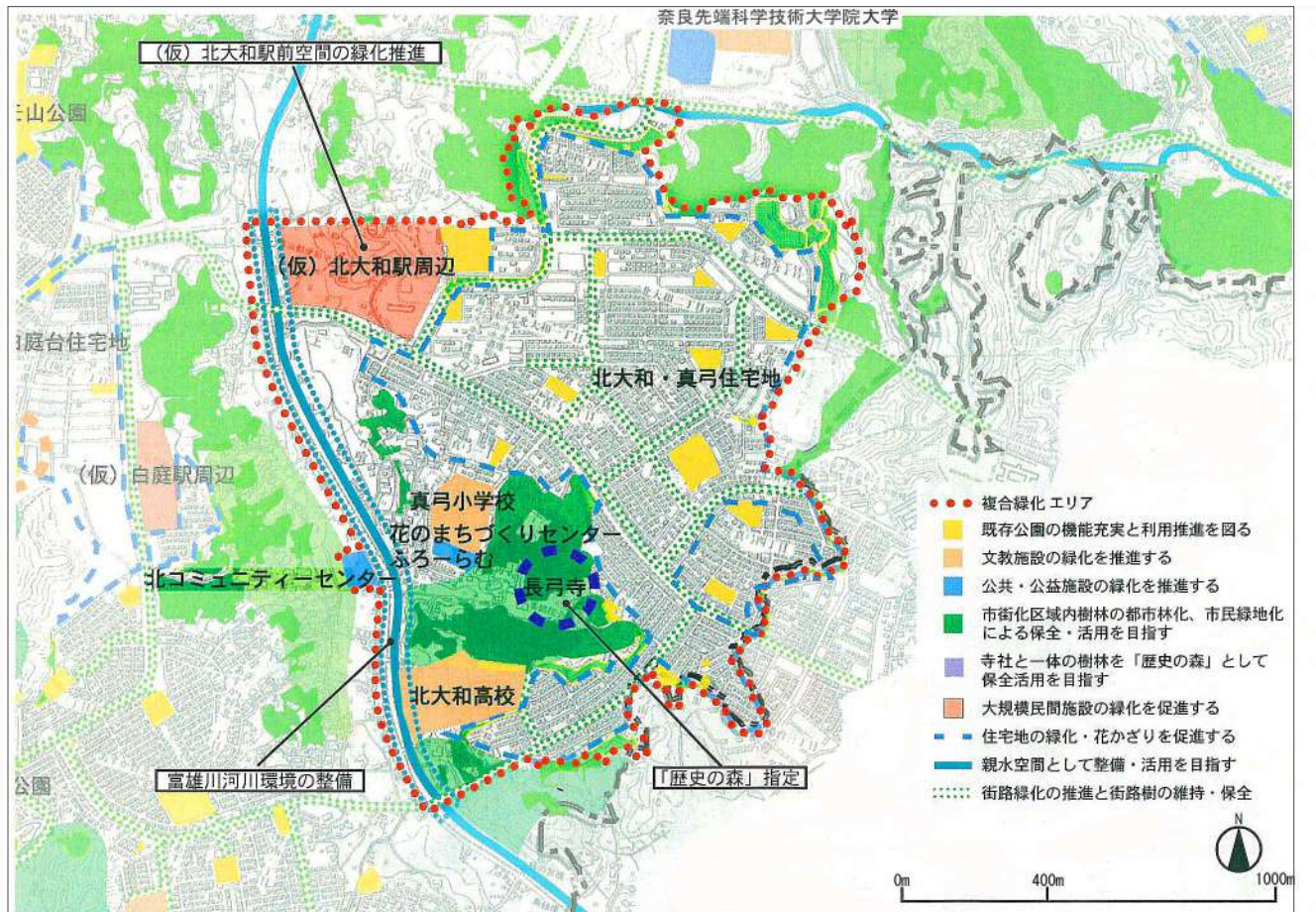
1) エリアの特性と緑化の方向

- 「花のまちづくりセンターふろーらむ」は、本市の“花と緑と自然のまちづくり”の拠点です。周辺エリアは「ふろーらむ」を核とした“花と緑と自然のまちづくり”のモデルエリアとして、市内各所での取り組みを先導する役割が期待されます。
- 富雄川と川沿いの、安養寺、北大和高校、長弓寺などの樹林のつながりは、北部地域の『緑の幹』にふさわしい環境を持っています。川沿いでは、「市民による親しまれる水辺空間づくり」活動が定着しています。真弓住宅地は30年の歴史を経て緑のまち並みが成熟しています。北大和住宅地では、緑の住宅地環境の形成を含めた地区計画が導入されています。一方、このエリアでは、「(仮称)北大和駅周辺」での新しい市街地整備が見込まれ、新たな緑の市街地環境づくりへの取り組みが期待されます。
- ふろーらむ周辺エリア全体が、『緑の幹』である富雄川に直結した『緑の房』といえます。このエリアに「ふろーらむ」で育まれた“花と緑と自然のまちづくり”の考え方が波及することに期待し、地域住民と「ふろーらむ」が協働し、複合的な緑化に取り組むことにより、『緑の房』のモデルづくりを目指します。

2) 複合緑化への取り組み方針

- ①「ふろーらむ」との連携による「庭先・窓辺・まちかど」「北コミュニティセンターや文教施設等」「(仮称)北大和駅周辺」などを舞台とした“花と緑と自然のまちづくりモデルエリア”の促進
- ②富雄川沿いで市民による親しみの持てる河川環境づくりの支援
- ③富雄川と一体的に北部地域の『緑の幹』を構成する長弓寺及び周辺の樹林の適切な保全に向けた『歴史の森』などの指定

〔ふろーらむ周辺エリア〕



「ふろーらむ」からまちへの花と緑のにじみだし



市民による「親しみの持てる水辺空間づくり」



富雄川と川沿いの樹林：『緑の幹』

(4) 俵口・生駒台周辺エリア

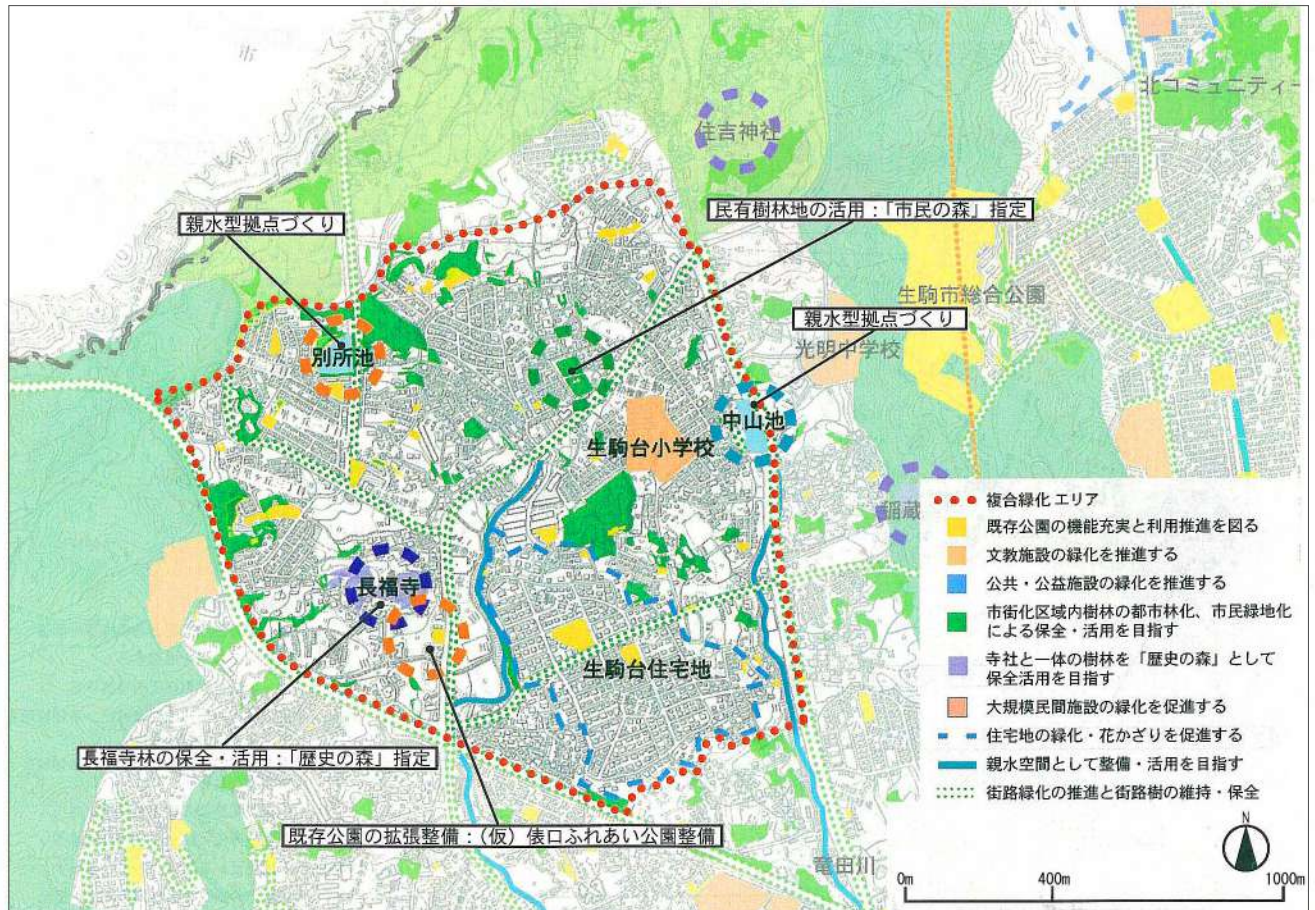
1) エリアの特性と緑化の方向

- 俵口・生駒台周辺エリアは、竜田川の最上流地域に位置し、三方を生駒山系、矢田丘陵、これをつなぐ市街化調整区域に囲まれています。エリア内には、緑が成熟した住宅地と、今後の緑化に期待される新しい住宅地が併存しています。また、エリア内にはため池や樹林が点在しているものの、近隣公園などの都市公園が不足しています。「俵口児童公園」では、地域住民による花の公園づくりが継続的に行われています。
- このエリアを竜田川の最上流地域で、生駒山系、矢田丘陵をつなぐ緑の住宅地エリア - 『ラダー（はしご）型』の緑の骨格パターンをつくるエリア - として位置づけます。そして、市民の多面的な環境管理意識のもとに、「樹林、ため池、寺社林環境の保全」「河川環境の保全」「成熟した緑の住宅地環境の保全と新しい住宅地の緑化促進」など、市民と行政が協働による複合的な緑化への取り組みを目指します。

2) 複合緑化への取り組み方針

- ① 市街化区域内樹林の『市民の森』への指定などによる保全・活用
- ② 長福寺の周辺樹林の保全に向けた『歴史の森』への指定による保全
- ③ ため池、河川などの水辺での親水空間の整備
- ④ 俵口児童公園の拡充：(仮) 俵口ふれあい公園整備
- ⑤ 文教施設や生涯学習施設などの緑化推進
- ⑥ 住宅地での庭先・窓辺・まちかどなどの緑化・花かざりの市民活動の支援

[俵口・生駒台周辺エリア]



長福寺の樹林：『歴史の森』



別所池：『親水型拠点づくり』



喜里が丘住宅地：『花と緑のまちづくり』

(5) 生駒都心エリア

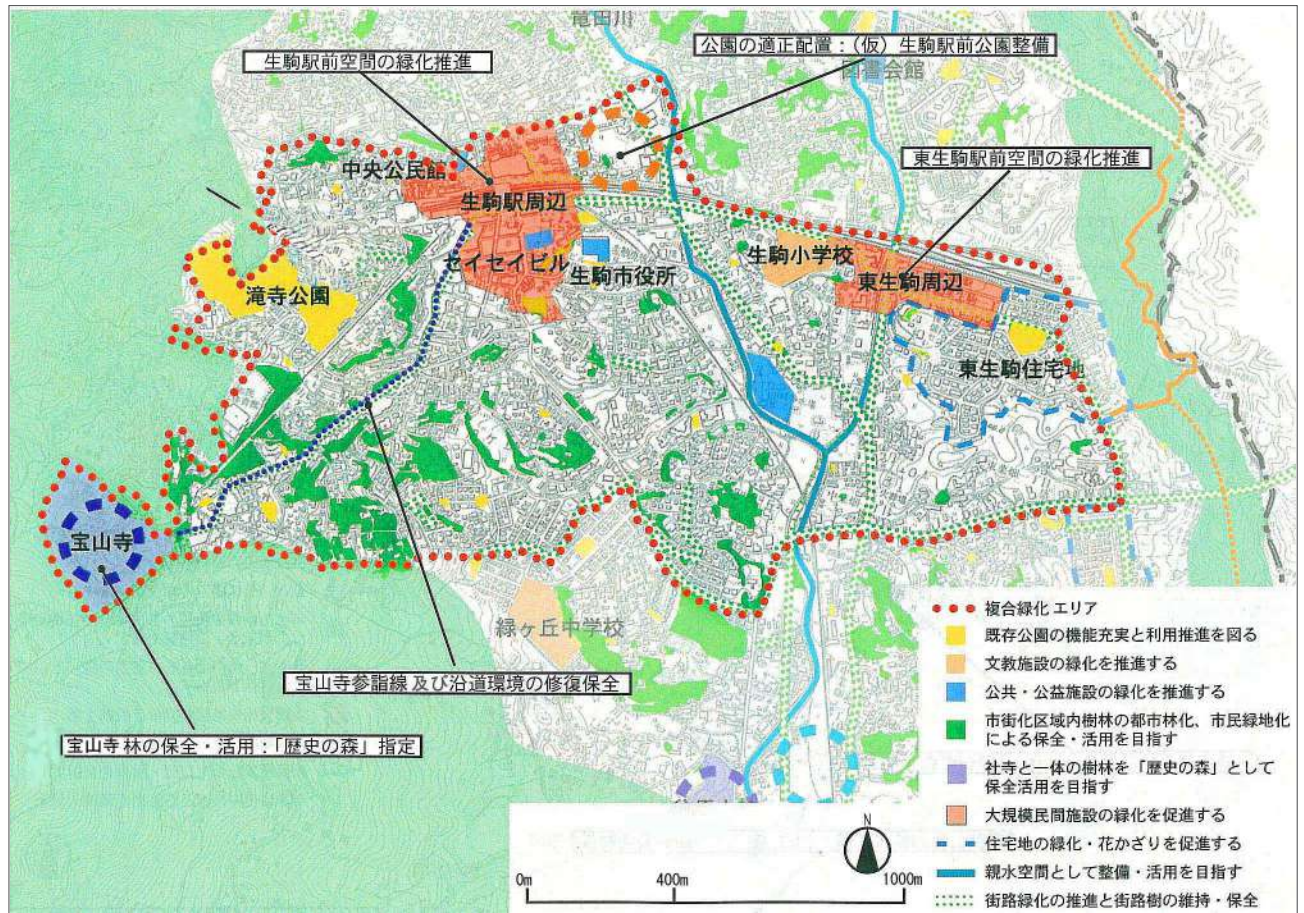
1) エリアの特性と緑化の方向

- 生駒駅、東生駒駅を核に、生駒山麓から矢田丘陵のすそ野をつなぐように広がる生駒都心エリアは、比較的高密度な住宅地の中に本市の主要な商業・業務施設、官公署などが集積するエリアです。このエリアでは、駅前の再開発やマンション化など建物の高層化により、生駒山系、矢田丘陵の山並みが見えにくくなっています。
- このエリアでは公園緑地等の用地確保が困難であり、本市の顔としての景観的な緑の量の不足だけでなく、防災面でも課題とされています。駅前商店街の一部での花の商店街づくりへの取り組みは、今後、点～線～面へと広がることが期待されます。商業・業務施設や官公署などでは、壁面緑化、窓辺の花かざり、屋上緑化などの立体的な緑化への取り組みによる“花と緑のシンボル”の創出が望まれます。生駒特有の起伏の多い市街地に残る多くの斜面緑地は、生駒らしい緑の景観の維持、公園緑地機能を補完することができる民有地として注目されます。
- 生駒都心エリアを都市的環境を持つ『ラダー（はしご）型』の緑の骨格パターンをつくるエリアとして位置づけます。そして、「不足する公園緑地の確保」「花の商店街づくり」「商業・業務施設、官公署の緑化による“花と緑のシンボル”づくり」「斜面緑地の保全・活用」など複合的な緑化に市民、行政が協働して取り組むことによって、生駒らしい緑の都心エリアづくりを目指します。

2) 複合緑化への取り組み方針

- ①生駒駅周辺市街地の再開発事業に合わせた都心地域の平面的、立体的緑化の促進
- ②商店街での“花と緑の市民まちづくり”の促進
- ③住宅地での庭先・窓辺などの緑化・花かざりの市民活動の促進
- ④宝山寺参詣道及び沿道環境の修復整備の推進

[生駒都心エリア]



生駒都心エリアのポケットパーク



花と緑のまちづくりに期待される生駒駅南口



公共空間の緑化

（６）往馬大社・竜田川周辺エリア

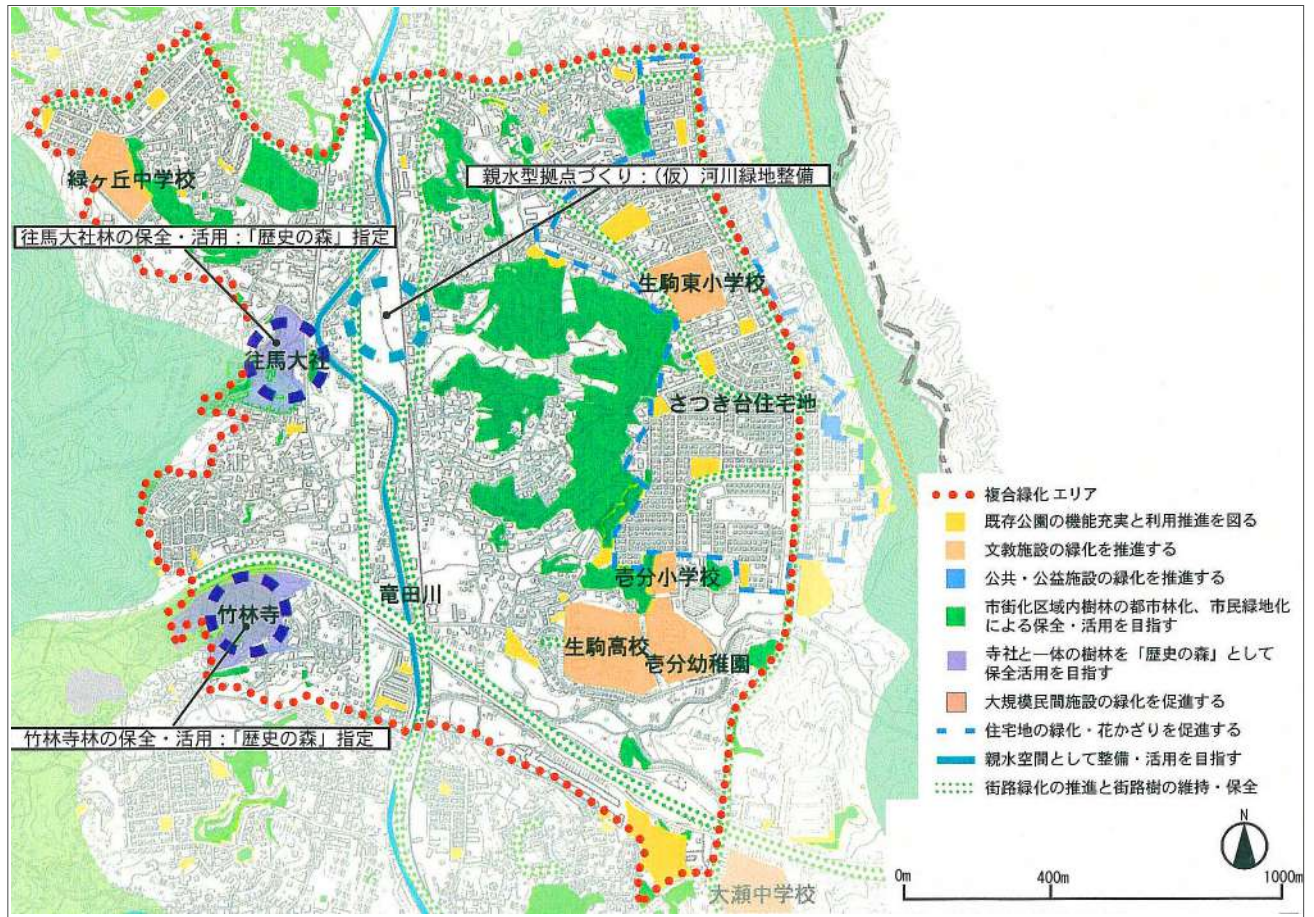
１）エリアの特性と緑化の方向

- 金剛生駒紀泉国定公園、近郊緑地保全地区などに守られた生駒山系の緑は、往馬大社、竹林寺周辺で市街地に最も近づきます。往馬大社の森は竜田川に接し、川沿いの生産緑地群の緑、菜畑、壺分の集落地の緑、その背後の大規模な樹林につながり、帯状の緑豊かな市街地環境を構成しつつ、矢田丘陵へとつながります。
- この『緑の帯』は、生駒山系と矢田丘陵をつなぐ景観的な緑の役割、生駒山系～矢田丘陵を行き交う生物の渡り空間としての役割など、多様な役割を果たしています。しかし、『緑の帯』を構成する資源のほとんどは開発可能な民有地です。このため、その保全・整備には土地所有者、市民が知恵を出し合い、所有者と協力し合って複合的な緑化に取り組むこととします。
- 往馬大社・竜田川エリアの『緑の帯』は、中・南部地域の緑の将来都市構造である『ラダー（はしご）型の緑の骨格』づくりのモデルとして複合的な緑化を目指します。
- 今後、暗峠越奈良街道（国道３０８号）沿いのエリアなど、『緑の帯』の形成が可能なエリアを選定し、地域の合意形成を図りながら、複合的に緑化を推進するゾーンとしていくことを目指します。

２）複合緑化への取り組み方針

- ①往馬大社、竹林寺周辺樹林の保全に向けた『歴史の森』の指定
- ②竜田川沿いで生産緑地などを活用した竜田川の堤防敷の散策やサイクリングの拠点ともなる親水型公園の整備検討
- ③壺分集落の緑の環境保全に向けた取り組みの促進
- ④壺分・菜畑背後の樹林の『市民の森』などの指定による樹林環境の保全の促進
- ⑤住宅地の庭先・窓辺・まちかどなどの緑化・花かざりに向けた市民活動の促進
- ⑥文教施設や生涯学習施設などの緑化推進
- ⑦沿道商業施設などの緑化の促進
- ⑧幹線道路の緑化推進

〔往馬大社・竜田川周辺エリア〕



エリア内の樹林地等



住宅地を囲む樹林



竜田川の親水型護岸

第4章 “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み推進

第1節 “花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への取り組み体制

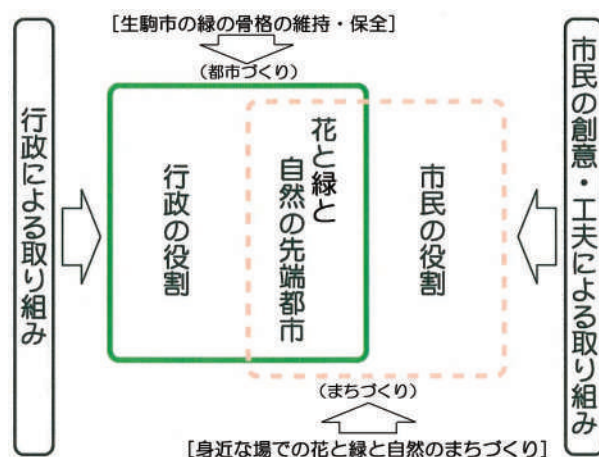
- 1．行政の取り組み・市民の取り組みの基本方針
- 2．“花と緑と自然のまちづくり”の支援体制

第2節 “花と緑と自然の先端都市・生駒”実現へのプログラム

第1節 “花と緑と自然の先端都市・生駒” 実現への取り組み体制

1. 行政の取り組み・市民の取り組みの基本方針

- “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向け、市民と市民、市民と行政が目標と課題と楽しみ方を共有し、できることから順次取り組める状況づくりを目指します。目標、課題、楽しみ方は、第1章「生駒市の“花と緑と自然の将来像”」と、第2章「“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けた取り組み方針」そのものです。
- “花と緑と自然の先端都市・生駒”づくりでの行政の役割は、市民の創意と工夫や、その時々々の市民ニーズに応じた“花と緑と自然のまちづくり”を支援するための仕組みや制度を整え、支援することです。また、行政による種々の公共事業等を通して、直接“花と緑と自然の都市づくり”を推進することです。
- “花と緑と自然の先端都市・生駒”づくりでの市民の役割は、「自分たちが住んでいる環境は自分たちで管理する」といった市民の共通認識のもとに、市内各所で取り組まれている“花と緑と自然の市民活動”に継続的に取り組んでいくことが第一です。さらに、市民活動が地域の取り組み、全市的な取り組み - まちづくり - へと発展していくための仕組みや支援制度等を行政と共に考え、市民と市民、市民と行政が協働し、順次これに取り組んでいくことです。
- 市民・行政の協働による“花と緑と自然のまちづくり”への取り組みの基本的な考え方は次のとおりです。



2. “花と緑と自然のまちづくり”の支援体制

(1) 「花のまちづくりセンターふろーらむ」の充実

○「花のまちづくりセンターふろーらむ」は、平成13年春の開設以来、多数のボランティアの協力を得て、施設内庭園及び市内主要花壇の整備・充実のほか、親しみやすい「ふろーらむ」づくりに取り組んできました。今後は、「ふろーらむ」がより一層“花と緑と自然のまちづくり”を支援する中核施設となれるよう、次のような取り組みを推進します。

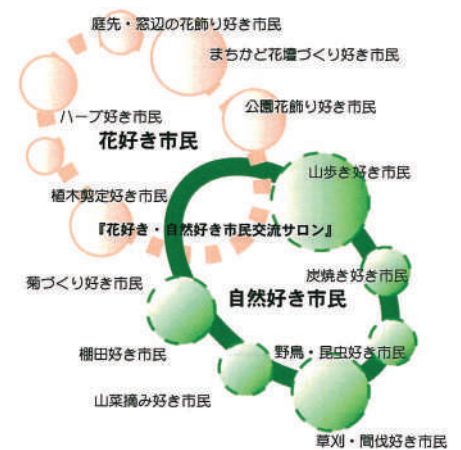
- ①市民との密接な関係を創り出すためのメニューの開発
- ②“花好き・自然好き市民”の情報交流の場としての活用メニューづくり
- ③“花と緑と自然のまちづくり”に貢献できる人材育成のためのプログラムづくり
- ④“花と緑と自然のまちづくり”のボランティア活動の輪を広げるための戦略検討
- ⑤立地条件を克服するための『出前型交流』などの検討

○なお、これらの取り組みの具体的な内容は、「生駒市緑の基本計画策定懇話会」による『“花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への懇話会からの提案』を踏まえ、今後とも市民と共に検討することとします。

(2) 『花好き市民・自然好き市民交流サロン』の開設

- “花好き市民・自然好き市民”の地域、世代、得意分野を越えた交流や情報交換の場として、『花好き、自然好き市民交流サロン』（以下、「市民サロン」という）を「ふろーらむ」内に開設します。
- 「市民サロン」で蓄積される多様な人材と技術が「ふろーらむ」の活動と一体となって、市内各所での“花と緑と自然のまちづくり”の支援につながっていくことに期待しています。さらに、今後の“花と緑と自然の都市づくり・まちづくり”に関する施策について、市民の考え方と行政の考え方をつなぐ機関へと発展していくことにも期待しています。
- 「市民サロン」には、市内の小・中学校や地域と連携し、子どもたちが自然に親しめる野外活動の場づくりやビオトープづくりなど、多様な環境学習の場づくりへの積極的な支援活動にも期待しています。

◆花好き市民・自然好き市民の活動イメージ



（３）（仮称）『生駒市花と緑と自然の先端都市市内推進委員会』の設置

- 6つの緑の領域にわたる“花と緑と自然の先端都市・生駒づくり”には、各領域を受け持つ行政各分野、関連施策を受け持つ行政分野の横断的な取り組みが欠かせません。このため、庁内に関係各部で構成する『（仮称）花と緑と自然の先端都市市内推進委員会』（以下、「推進委員会」という）を設置します。
- 「推進委員会」は、緑の基本計画に掲げた施策と庁内各部の施策の関連を確認・調整し、各部の事業や関連施策を通じた“花と緑と自然の都市づくり”の促進に努めます。また、「市民サロン」と共に“花と緑と自然のまちづくり”の支援施策づくりに取り組みます。
- なお、「推進委員会」「市民サロン」の円滑な活動を支援し、“花と緑と自然の先端都市・生駒”実現のための施策の適正な推進の確認と評価を行うために、学識経験者や市民から構成される第三者機関の設置を検討します。

（４）財源確保に向けた方策の検討

- “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向け、次のような財源確保の方策を検討します。

①緑化基金（都市緑化基金）

- 市民から募った寄附金と市費からの歳出を原資に基金を設定し、その運用益などを、“花と緑と自然のまちづくり”に関連する各種の普及啓発活動費や、民有地の緑化助成費などに充てる方法

②国・県等からの補助制度

- 市が進める公園整備など各種事業の推進にあたり、国・県等の様々な制度を活用することによって、用地取得、施設整備などに対して一定の補助を受ける方法

③ミニ市場公募債（住民参加型ミニ市場公募債）

- 公園の整備や施設の充実など目的を明らかにした上で、公募により、市民から直接資金を調達し、一定期間後に利息を上乗せして返済する方法

第2節 “花と緑と自然の先端都市・生駒” 実現へのプログラム

- “花と緑と自然の先端都市・生駒” 実現へのプログラムは、「市民サロン」と「推進委員会」とで立案することになります。6つの緑の領域でのプログラムとして、次のような段階構成が考えられます。

〔初期〕：すぐにも取り組める事項への取り組みと、これを通した中
長期的取り組み準備の段階

〔中期〕：市民活動と行政の連携（協働）を基本とした“花と緑と自然の都市づくり・まちづくり”への持続的な取り組みの段階

〔長期〕：緑の各領域での取り組みが、“花と緑と自然の先端都市・生駒”を目指す“市民の緑・市民の心”を醸成していく段階

- 緑の各領域でのプログラムの段階構成は、おおむね次のとおりです。

◆山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心”を未来に伝える

- 〔初期〕：“自然好き市民”の交流
- 〔中期〕：市民の自然とのふれあい活動の活発化
- 〔長期〕：自然を守る市民の心の醸成

◆川を取りもどし生駒に“水と緑の骨格”を創り・育む

- 〔初期〕：河川浄化活動、河川環境づくりへの継続的な取り組み
- 〔中期〕：親水型公園の整備、市民による地域ピオトープづくり
- 〔長期〕：水と緑の骨格形成、水質の回復

◆樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚み”を育み・伝える

- 〔初期〕：“里山”活動の試行
- 〔中期〕：『市民の森』『歴史の森』などの開設
- 〔長期〕：里山市民活動の定着、『市民の森』の定着

◆市民の英知で“楽しく・使いやすい公園”を育む

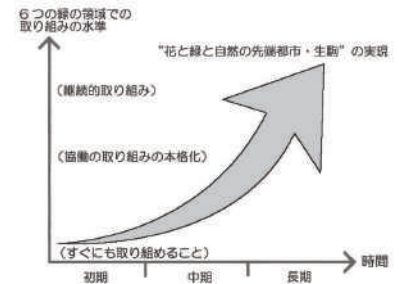
- 〔初期〕：公園利用促進活動
- 〔中期〕：公園リニューアルへの取り組み
- 〔長期〕：公園づくり、公園リニューアルへの市民参加の定着

◆民間施設と公共施設の緑化でまちなかに“花と緑のシンボル”を創る

- 〔初期〕：公共施設の緑化推進、民間施設緑化ガイドラインづくり
- 〔中期〕：民間施設の緑化推進の活発化
- 〔長期〕：まちなかでの“花と緑のシンボル”の形成

◆“花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育む

- 〔初期〕：「市民サロン」の開設、「ふろーらむ」活動の充実
- 〔中期〕：「ふろーらむ」活動の対外的展開
- 〔長期〕：全市的な“花と緑と自然のまちづくり”の定着



資 料 編

第 1 節 市域の緑の現況

第 2 節 市域の緑視率の現況

第 3 節 緑地保全に向けた法の適用状況

第 4 節 公園緑地の整備状況

第 5 節 公共公益施設の緑化現況

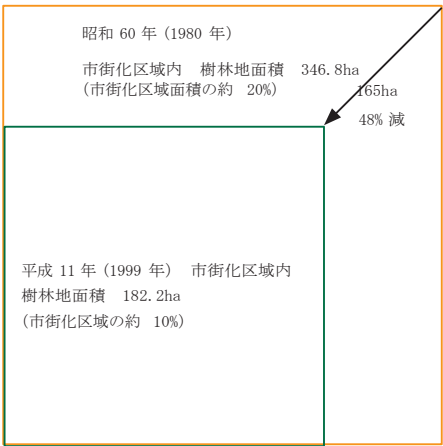
第1節 市域の緑の現況

◆本市の緑被の特徴

- 本市の緑被面積は約 3,600ha で全市域の約 67.8%を占めています。また、市街化区域、市街化調整区域別にみると、市街化区域では 663ha で約 36.6%、市街化区域調整区域では 83.4%となっています。
- 町丁別に、緑被率をみると、高山町や門前町から小平尾町までの生駒山を含む地区で高い緑被率を示しています。また、本市の発展の特徴でもある、大規模な宅地開発地を含む地区では、大部分が 20 ～ 40 %を示しています。そのうち特に早い時期に開発された生駒台などは比較的高い緑被率を示しています。これに対して、本市の玄関口と位置づけられる生駒駅周辺は、特に緑被率が低いことが確認できます。
- 本市の緑のうち、市街化区域内の二次林、人工林、竹林（以下、樹林）について、その変化をみると、昭和 60 年（1985 年）から、平成 11 年（1999 年）の約 14 年の間に約 346.8ha から 182.2ha に減少し、その面積は約 165ha で市街化区域面積の約 1 割に相当します。
- 市街化区域内の樹林のうち 1ha 以上の規模のものは 42 ヶ所あり、その合計面積は約 112ha で市街化区域内の樹林の約 60%を占めています。これは、一団のまとまりをもった樹林が市街地内に点在していることを示し、本市の“緑の住宅都市”らしさをかたちづくるうえで重要な役割を果たしているといえます。

◇生駒市の市街化区域内に残る樹林の現状

市街化区域内に残る樹林の規模	ヶ所
0.03ha 未満	72
0.03ha 以上 0.5ha 未満	281
0.5ha 以上 1ha 未満	42
1ha 以上 2ha 未満	23
2ha 以上 5ha 未満	13
5ha 以上	6

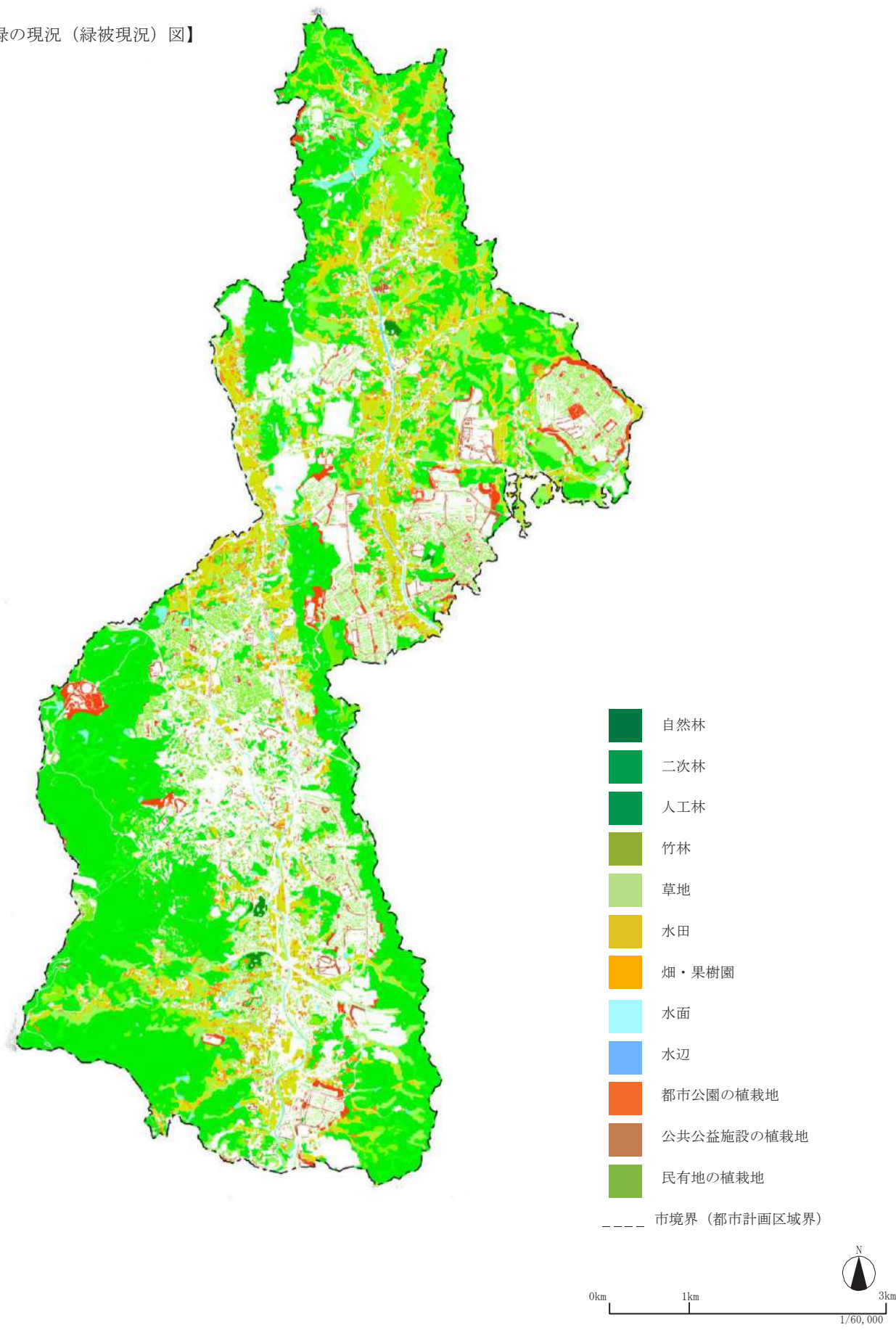


◇本市の緑被の現況

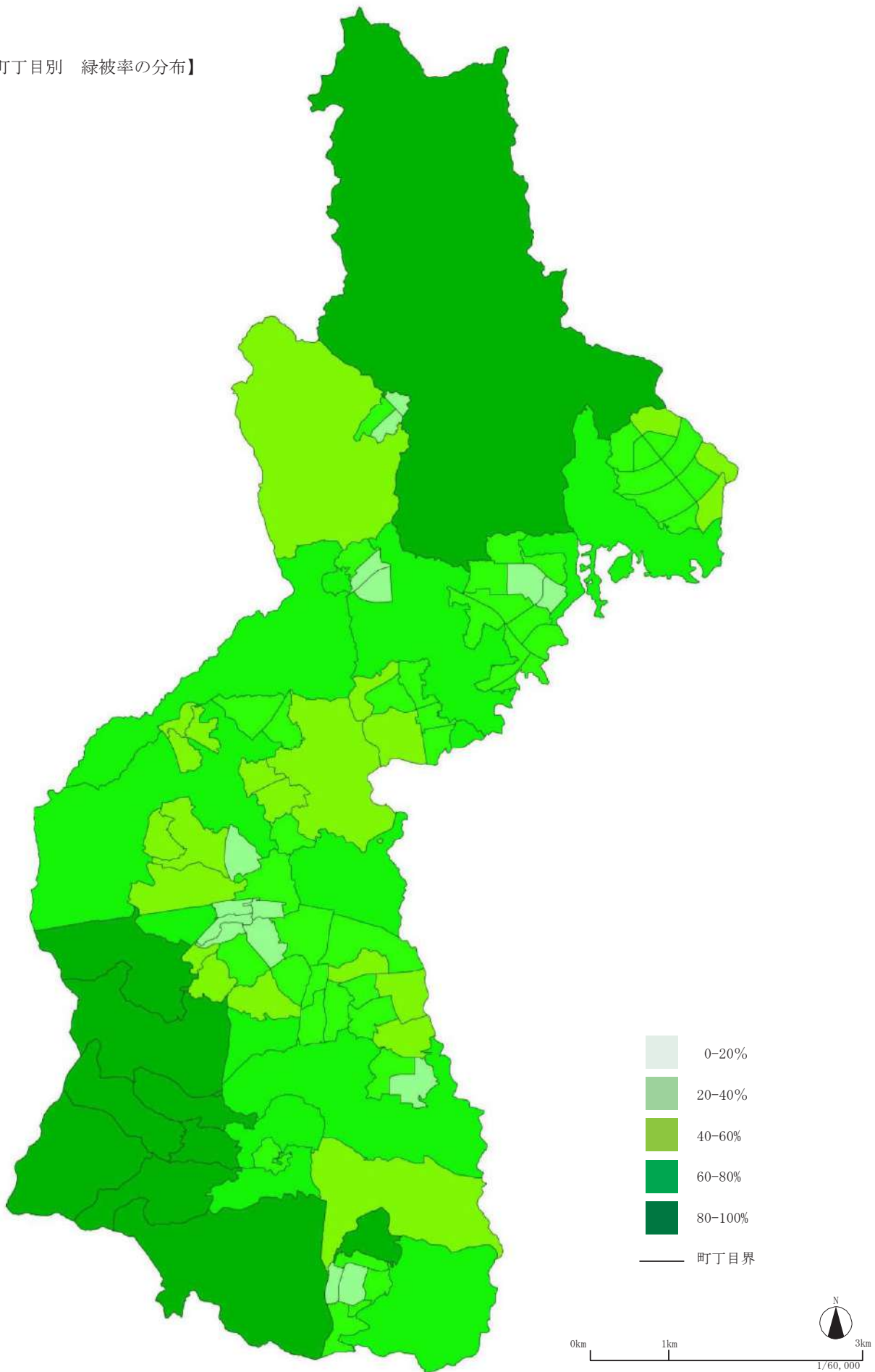
区分	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
自然林	0.4	9.4	9.9
二次林	159.7	1652.1	1811.4
人工林	0.8	69.0	69.9
竹林	21.3	195.4	216.7
草地	69.8	236.2	306.0
水田	75.7	444.9	520.5
畑	40.0	113.3	153.4
果樹園	0.6	1.4	2.0
裸地	6.9	22.2	29.2
水面	18.3	65.0	83.3
水辺	0.4	3.5	3.9
都市公園の植栽地	62.4	24.2	86.6
公共公益施設の植栽地	36.0	10.5	46.6
民有地の植栽地	170.7	76.1	246.8
合計	663.0	2923.2	3586.2
区域面積に占める比率	36.6%	83.4%	67.4%

※市街化区域面積、市街化調整区域面積は H12 年 3 月現在
H12 生駒市緑の現況調査より

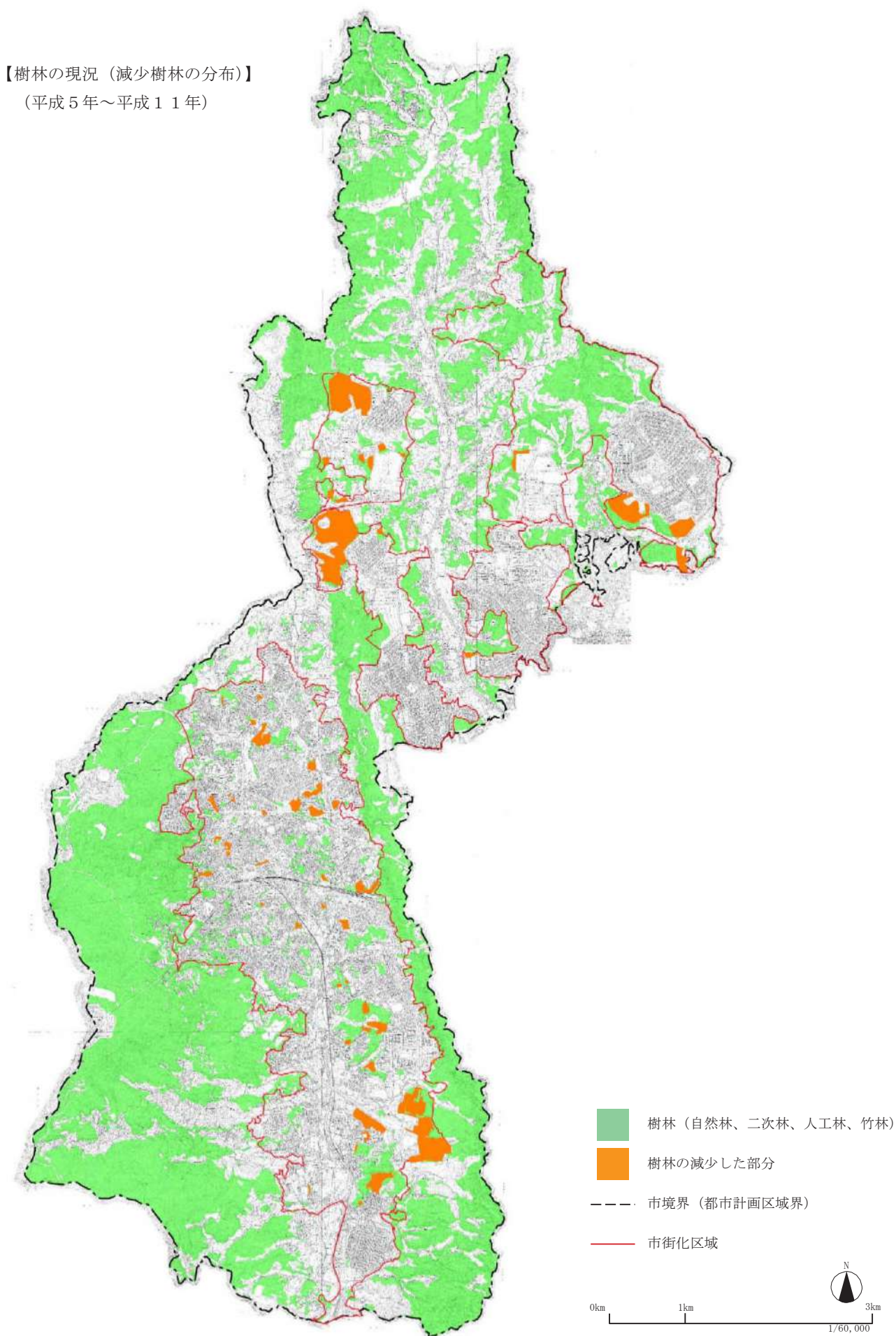
【緑の現況（緑被現況）図】



【町丁目別 緑被率の分布】



【樹林の現況（減少樹林の分布）】
（平成5年～平成11年）



第2節 市域の緑視率の現況

◆市街性にみた緑視率の現況

(1) 住居系

○住居系の地区のうち、低層住居及び一般住居系では、おおむねどの地区も生垣や庭木の緑により 15%前後の緑視率が確保されており、生駒台の住宅地では 35%前後を示している。その他の低層住居系でも比較的高い緑視率が確保されている。

○中高層住居系では、住宅周辺の植栽地などにより、30%前後を示しており、辻町や東生駒の住宅地では 40%前後の緑視率を示している。

(2) 道路沿道

○道路沿道は、街路樹の状況により大きな違いがあり、30%を超える地区もあれば 5%に満たない地区もある。また、低層住宅地における道路沿道で高い緑視率を示している傾向にあり、国道 163 号等の主要幹線道路では全体的に少ない傾向にある。

(3) 商業系

○商業系の地区は緑視率が低く、10%に満たない状況である。

(4) 工業系

○工業系の地区は平均して 15%近くの緑視率が確保されているものの、施設により違いが大きい。

(5) 田園集落系

○田園集落系では、生垣や庭木の緑によりおおむね 20 ～ 30%の緑視率が示されているものの、地区によって偏りがあり、低層住居系と比べ格差が大きい傾向にある。

緑視率：測定点で、人の視点の高さから 35mm カメラを用いて撮影した写真の中に占める緑の割合

【緑視率の高い住宅地の例】



小学校区	調査ポイント	土地利用	緑視率		平均	小学校区	調査ポイント	土地利用	緑視率		平均
生駒北	1 ひかりが丘住宅地	低層住居系	13.2%	12.8%	13.0%	桜ヶ丘	17 辻町住宅地	中高層住居系	32.7%	47.6%	40.2%
	2 庄田周辺の集落地	田園集落地	31.2%	19.7%	25.5%		18 国道 168 号沿道	道路沿道	12.3%	4.9%	8.6%
鹿ノ台	3 鹿ノ台住宅地	低層住居系	21.2%	16.4%	18.8%	生駒	19 旭ヶ丘住宅地	低層・中高層	6.4%	36.5%	21.5%
	4 国道 163 号沿道	道路沿道	12.1%	—	12.1%		20 生駒駅南商店街	商業系	2.7%	2.6%	2.7%
真弓	5 真弓住宅地	低層住居系	19.7%	15.3%	17.5%	生駒東	21 東生駒住宅地	低層・中高層	46.1%	33.6%	39.9%
	6 真弓沿道	道路沿道	26.3%	28.1%	27.2%		22 菜畑住宅地	中高層住居系	5.1%	13.0%	9.1%
	7 富雄川周辺の集落地	田園集落地	20.8%	26.6%	23.7%		23 東生駒駅周辺	商業系	11.6%	5.2%	8.4%
あすか野	8 あすか野住宅地	低層住居系	15.6%	19.7%	17.7%	老分	24 さつき台住宅地	低層住居系	8.5%	23.3%	15.9%
	9 あすか野沿道	道路沿道	32.7%	31.2%	32.0%		25 老分町住宅地	一般住居系	18.3%	28.6%	23.5%
生駒台	10 生駒住宅地	低層住居系	34.8%	35.4%	35.1%	生駒南	26 小瀬町住宅地	一般住居系	23.3%	16.5%	19.9%
	11 国道 168 号沿道	道路沿道	15.8%	24.7%	20.3%		27 国道 168 号沿道	道路沿道	0.3%	0.0%	0.2%
	12 関電周辺の工業施設	工業系	24.8%	2.8%	13.8%		28 藤尾町周辺の集落地	田園集落地	33.4%	26.1%	29.8%
	13 住吉神社周辺の集落地	田園集落地	17.1%	24.9%	21.0%		29 萩の台住宅地（低層）	低層住居系	13.3%	11.5%	12.4%
俵口	14 喜里ヶ丘住宅地	低層住居系	22.6%	18.1%	20.4%	生駒南第二	30 萩の台住宅地（中高層）	中高層住居系	19.5%	36.8%	28.2%
	15 俵口中高層住宅	中高層住居系	18.6%	35.8%	27.2%		31 小平尾周辺の集落地	田園集落地	28.8%	3.8%	16.3%
	16 俵口沿道	道路沿道	4.3%	7.3%	5.8%						

(平成 12 年 3 月 生駒市緑の現況調査より作成)

【緑の現況（緑被現況）図】



12. 関電周辺の工業施設:27.8%
(工業系)



13. 住吉神社周辺の集落地:24.6%
(田園集落地)



15. 俵口中高層住宅:18.6%
(中高層住宅系)



16. 俵口沿道:4.3% (道路沿道)



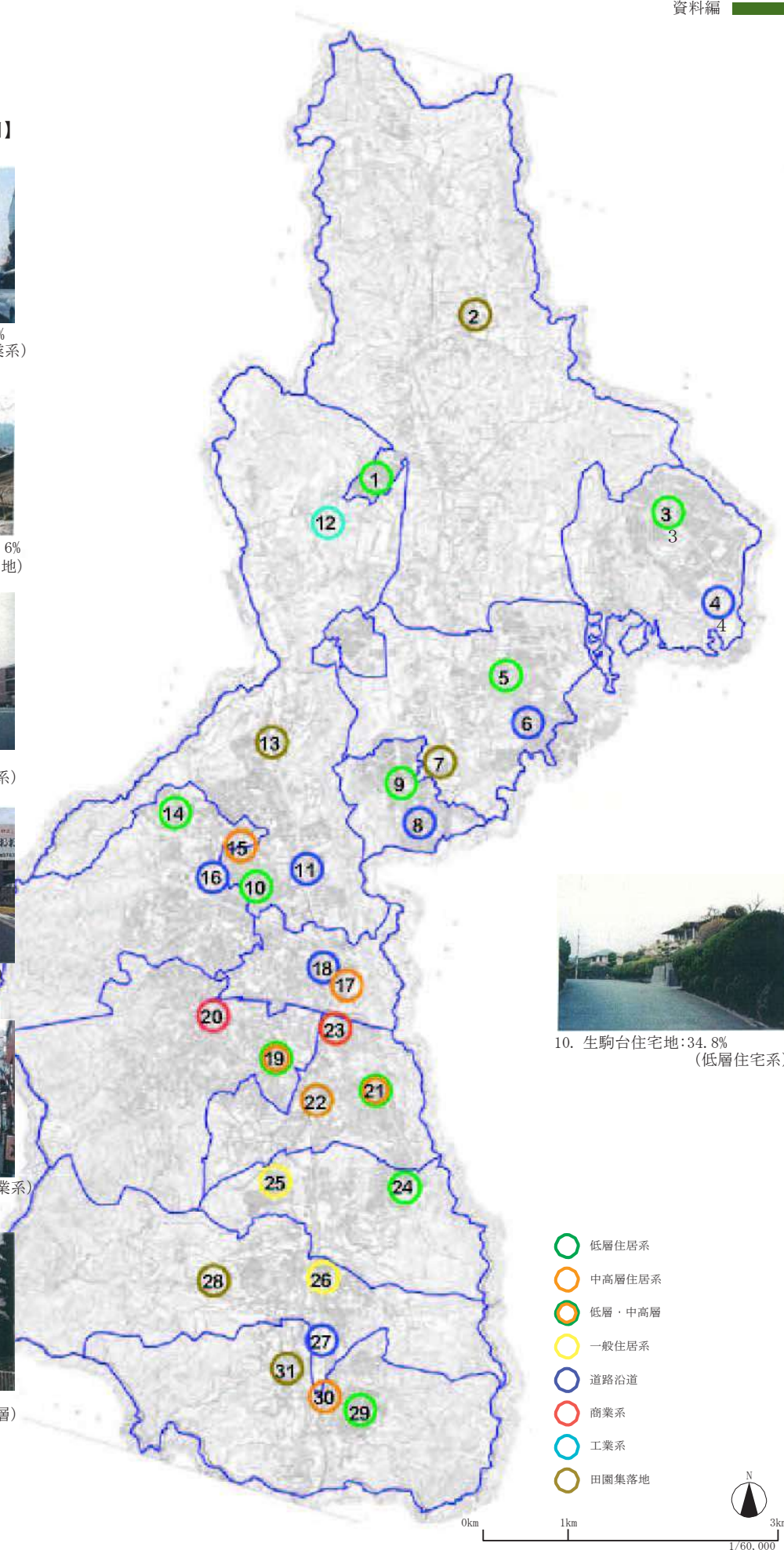
20. 生駒駅南商店街:2.7% (商業系)



21. 東生駒住宅地:46.1%
(低層・中高層)



10. 生駒台住宅地:34.8%
(低層住宅系)



第3節 緑地保全に向けた法の適用状況

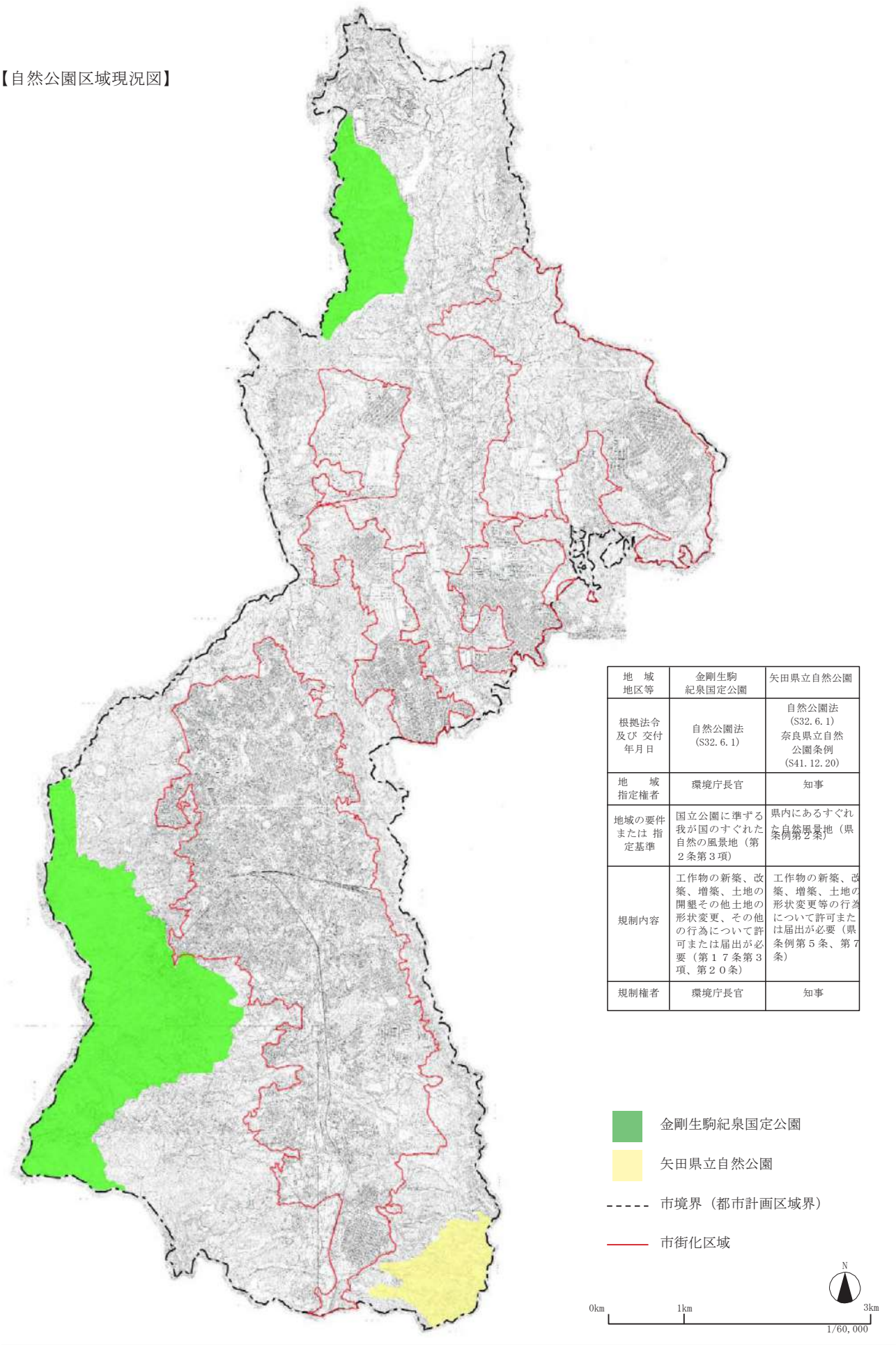
◆地域制緑地の指定状況

- 地域制緑地は、緑の環境保全や利用促進が法的に位置づけられた地域です。指定の根拠、目的も様々で、担保性についても、必ずしも永続性があるとはいえません。しかし、それぞれの地域制緑地が重複することで、緑の担保性を強めているといえます。
- 本市では、下表に示すとおり、重複部分を除いて約 **2,300ha**（市街化区域の約 **43%**）が地域制緑地に指定されています。
- 「生駒山」、「くろんど池周辺」や、「矢田丘陵の本市域の南端部」は、優れた自然の風景地として、また緑地の保全並びに利用の増進を目的として、自然公園区域や近郊緑地保全区域に指定されています。
- 「くろんど池周辺」や「矢田丘陵」では、自然公園区域や近郊緑地保全区域に隣接するかたちで、奈良県環境保全地区と奈良県景観保全地区を指定し、良好な自然環境及び自然景観を維持しています。
- 生駒山及びその山麓部分では、自然公園区域や近郊緑地保全区域と重複して風致地区を指定し、生駒山の豊かな緑によってかたちづくられる風致景観を維持しています。
- 市街化区域内に残る農地を、都市部の貴重な緑地として生産緑地に指定しています。
- 保安林は、名所または旧跡の風致の保存や水源の涵養、土砂の流出、崩壊の防備などのために指定されています。

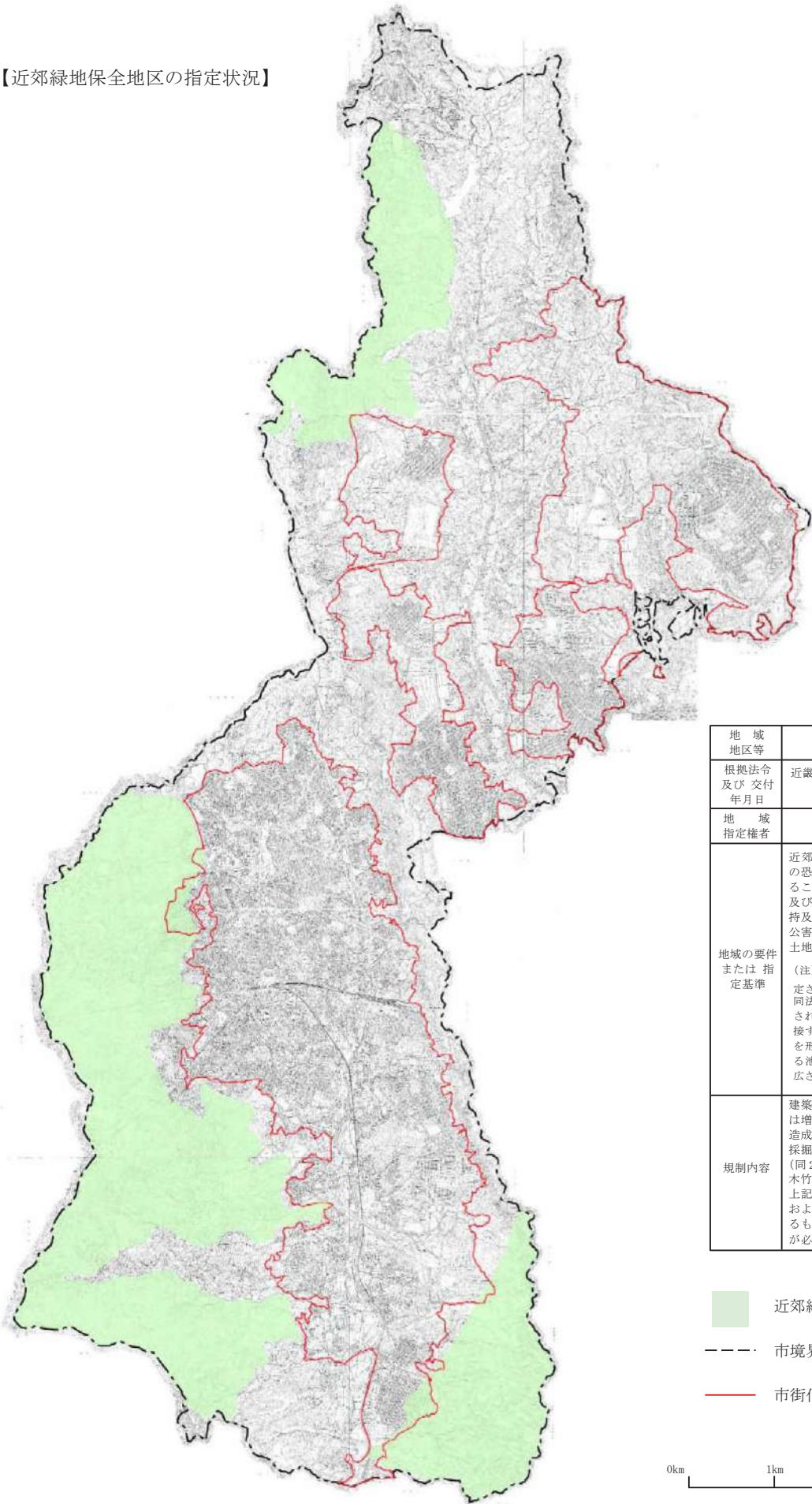
◇地域制緑地の指定面積

区分		市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	都市計画区域 (ha)
自然公園区域	金剛生駒紀泉国定公園	0.0	612.0	612.0
	矢田県立自然公園	0.0	82.0	82.0
近郊緑地保全地区		20.0	987.0	1007.0
奈良県環境保全地区		50.0	269.0	319.0
奈良県景観保全地区		0.0	93.0	93.0
風致地区	第2種風致地区	0.0	348.5	348.5
	第3種風致地区	0.0	287.5	287.5
	第4種風致地区	126.0	190.9	316.9
	第5種風致地区	50.3	6.8	57.1
保安林		0.0	137.0	137.0
生産緑地		46.1	0.0	46.1
地域制緑地 小計		292.4	3013.7	3306.1
地域制緑地間の重複		8.0	987.0	995.0
地域制緑地合計		284.4	2026.7	2311.1

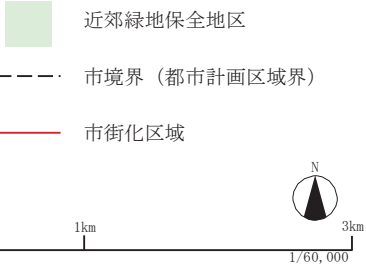
【自然公園区域現況図】



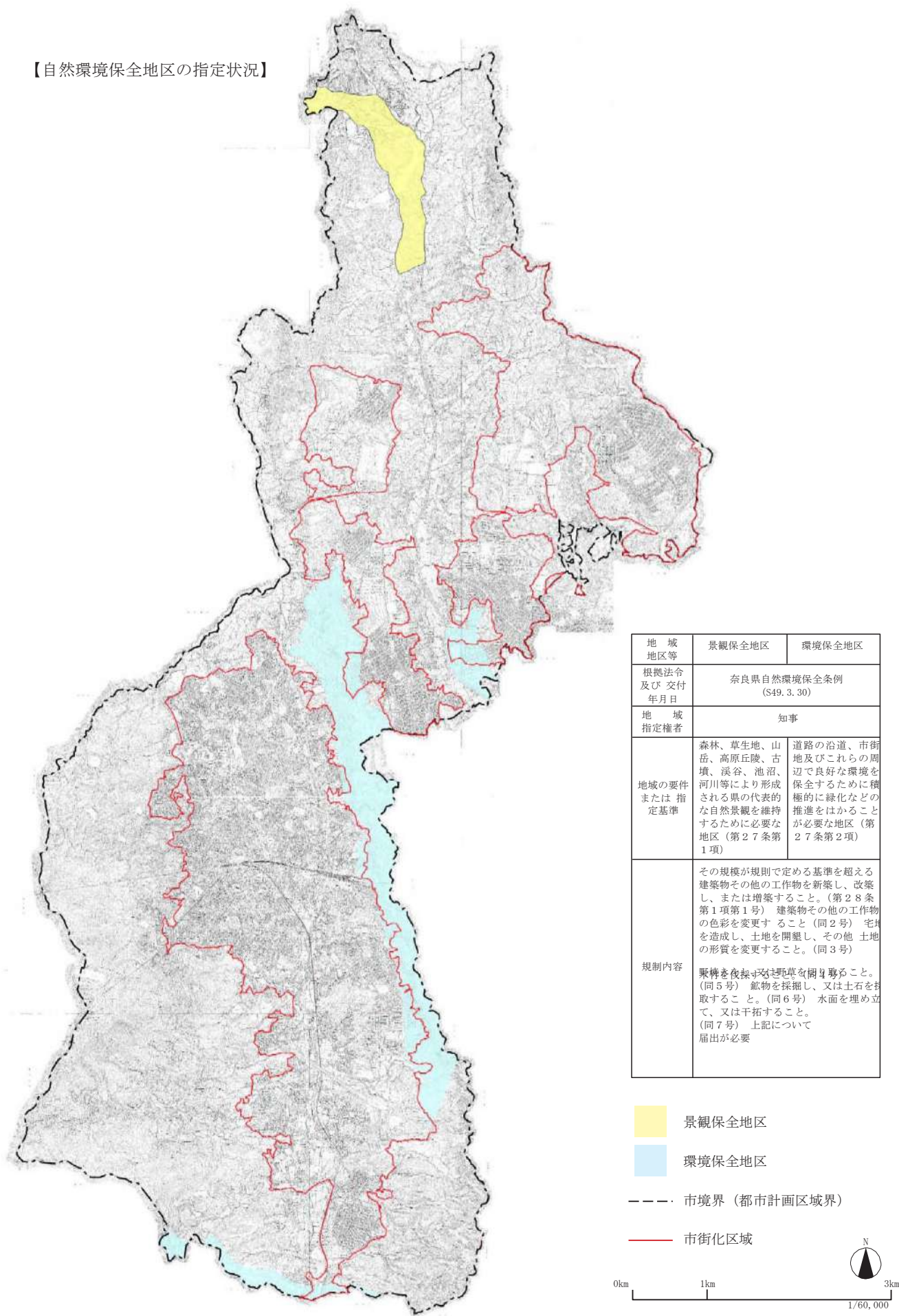
【近郊緑地保全地区の指定状況】



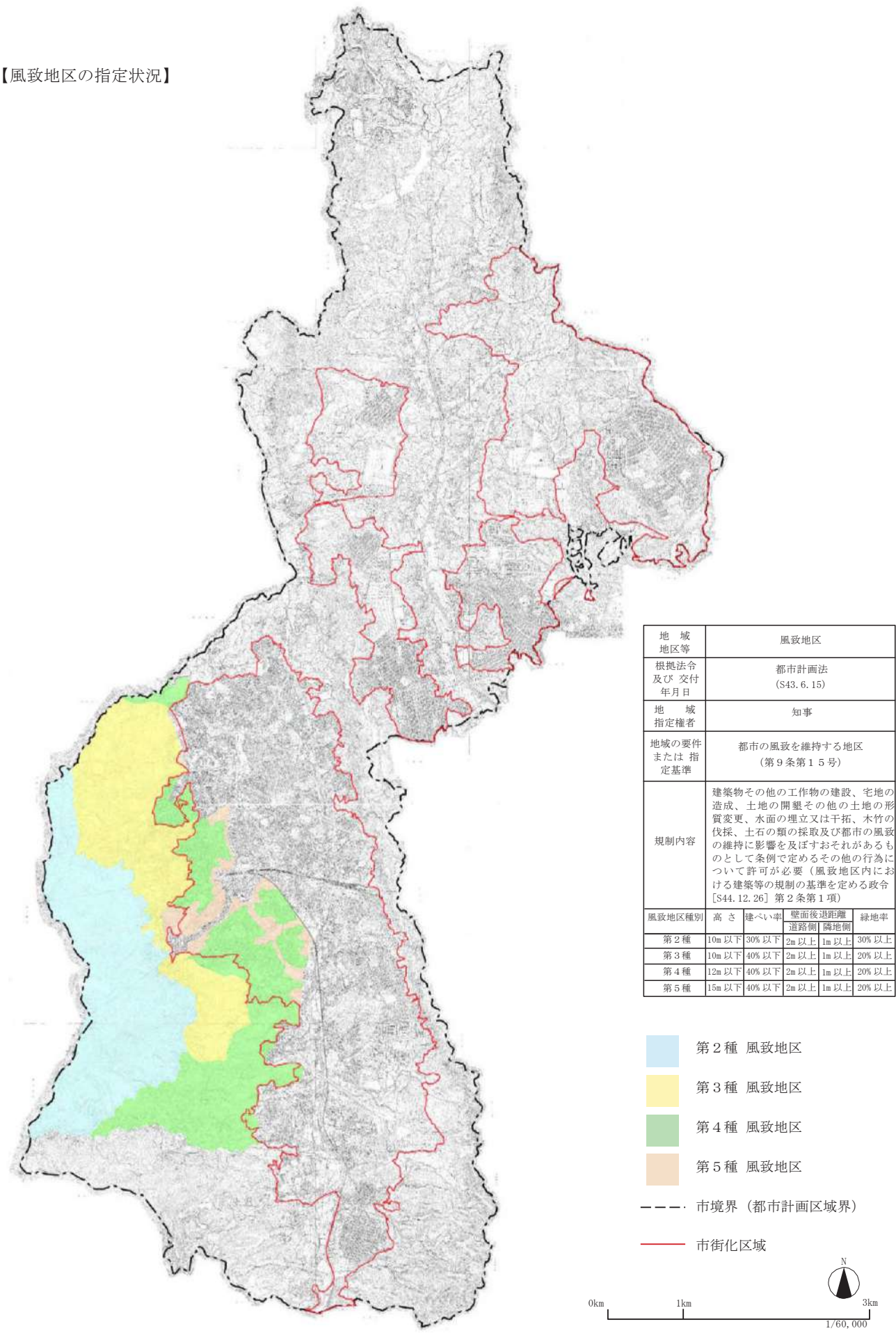
地 域 地区等	近郊緑地保全地区
根拠法令 及び 交付 年月日	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 (S42. 7. 31)
地 域 指定権者	内閣総理大臣
地域の要件 または 指 定基準	近郊緑地 ^(注) のうち無秩序な市街化 の恐れが大であり、かつこれを保全す ることによって得られる既成都市区域 及びその近郊の住民の健全な心身の保 持及び増進又はこれらの地域における 公害もしくは災害防止の効果が著しい 土地の区域(第5条第1項) (注) 近畿圏整備法第2条第1項で規 定された既成都市区域の近郊における 同法第14条第1項の規定により指定 された保全区域内の樹林地(これに隣 接する土地でこれと一体となって緑地 を形成しているもの及びこれに隣接す る池沼を含む。)であって相当規模の 広さを有しているもの。
規制内容	建築物その他の工作物の新築、改築又 は増築(第9条第1項第1号) 宅地の 造成、土地の開墾、土石の採取、 鉱物の 採掘その他の土地の形質の変更 (同2号) 木竹の伐採(同3号) 上記の他当該近郊緑地の保全に影響を およぼす恐れのある行為で制令で定め るもの(同第4号) 上記について届出 が必要



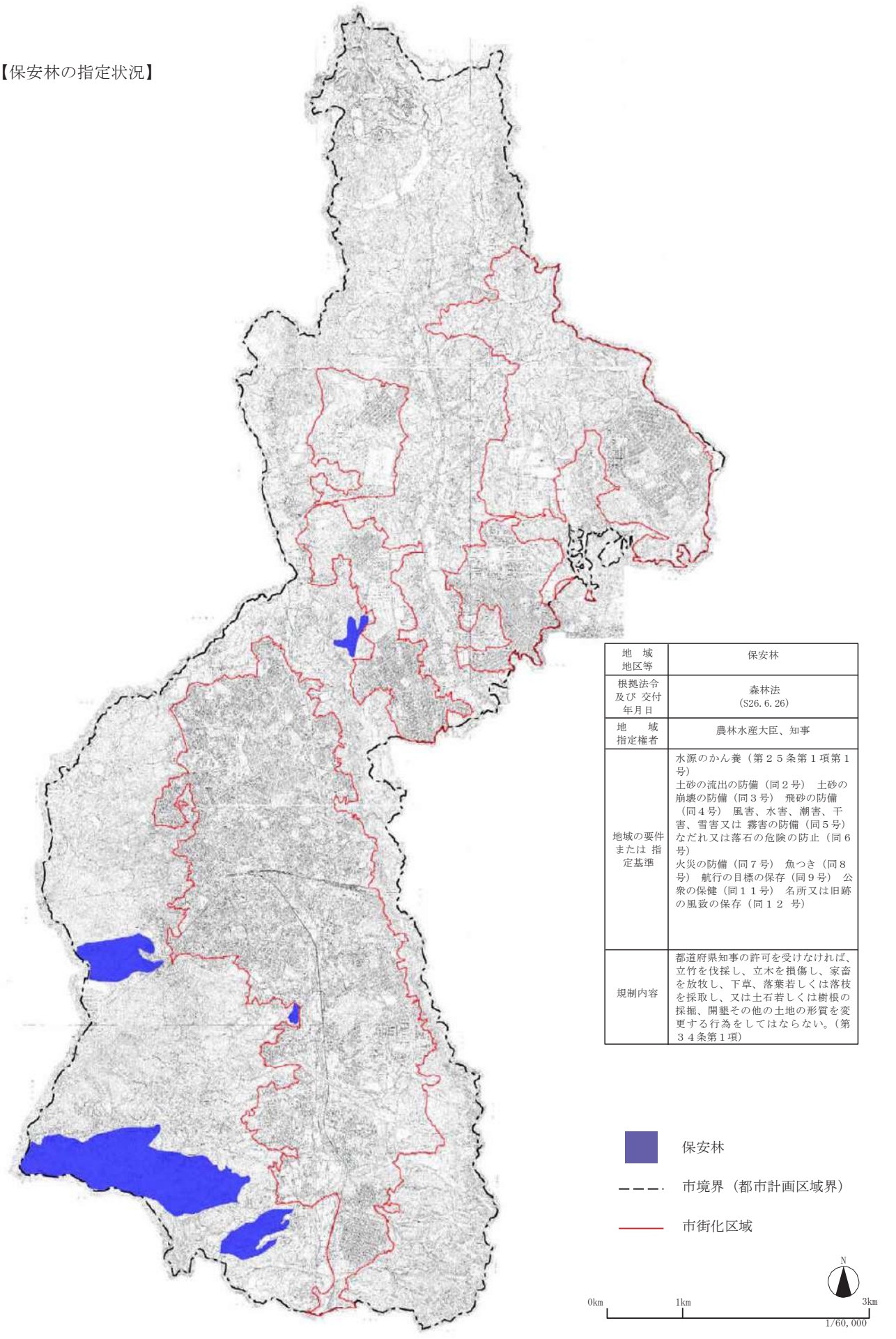
【自然環境保全地区の指定状況】



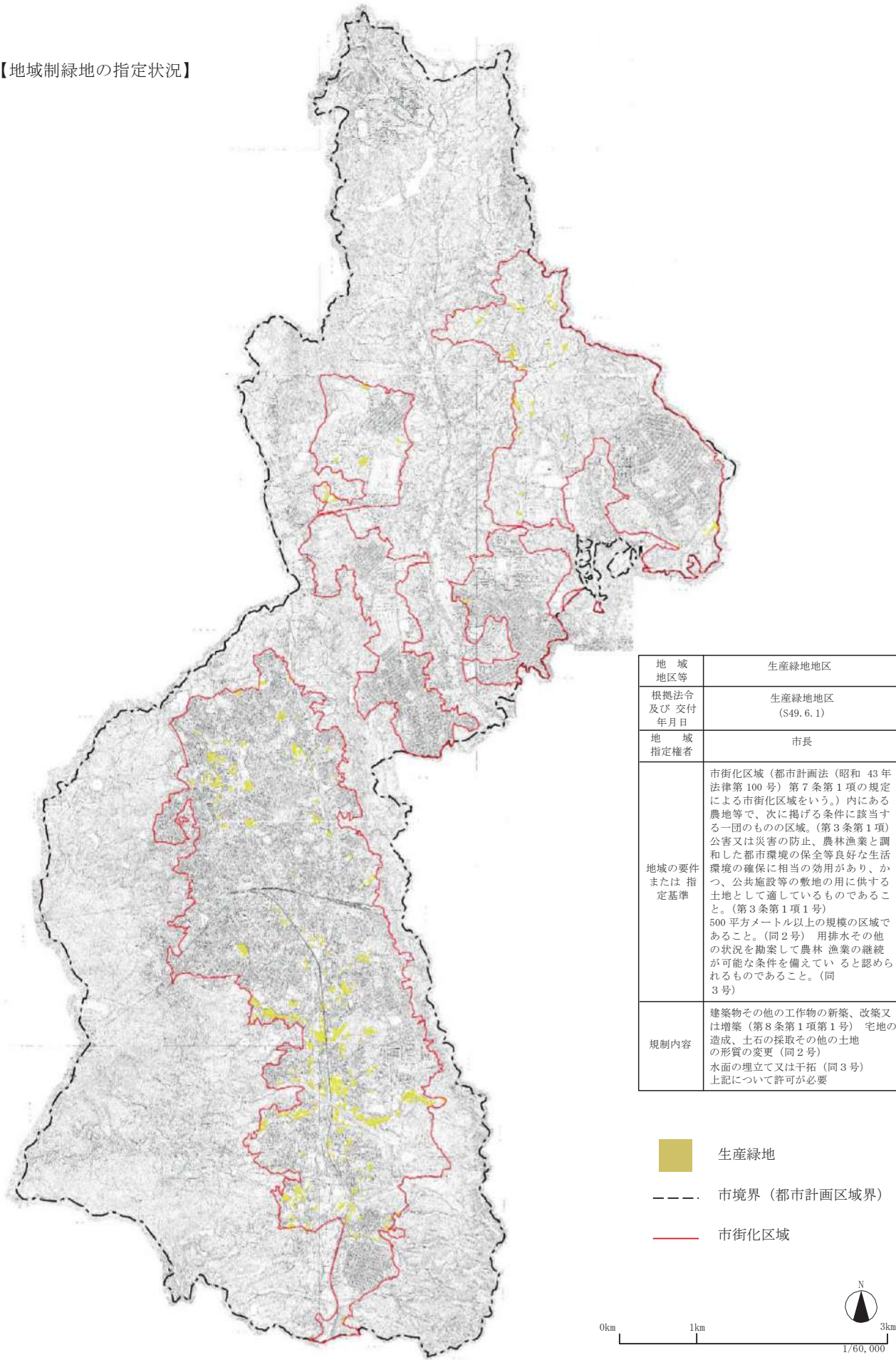
【風致地区の指定状況】



【保安林の指定状況】



【地域制緑地の指定状況】



第4節 公園緑地の整備状況

◆公園緑地の充足度

(1) 市域全体の充足度

- 都市公園は、住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、都市基幹公園（総合公園、運動公園、広域公園）の2種類と、都市緑地や緑道などに分けられます。
- 住区基幹公園の整備状況（H 12.12 現在）は次のとおりです。
 - ①「街区公園」は 169 ヶ所に配置、合計面積 26.58ha、一人あたり面積は 2.33 m²であり、国が定める整備標準（1.00 m²/人）を満たしています。
 - ②「近隣公園」は 10 ヶ所に配置、合計面積 14.53ha、一人あたり面積は 1.35 m²にとどまり、整備標準（2.00 m²/人）を満たしていません。
 - ③「地区公園」は 3 ヶ所に配置、合計面積 14.53ha、一人あたり面積は 1.27 m²であり、国が定める整備標準（1.00 m²/人）を満たしています。
- 住区基幹公園の一人あたり合計面積は 4.83 m²/人で、整備標準（4.0 m²/人）を満たしています。
- 都市基幹公園の総合公園は 2 ヶ所に配置され、合計面積 34.04ha、一人あたり面積 2.99 m²で、整備標準（3.0 m²/人）を満たしています。
- その他公園や広場等を含めた都市公園等の合計は 132.45ha で、一人あたり面積は 11.62 m²と、整備標準（20.0 m²/人）を満たしていません。

◇都市公園などの整備状況

種 別			市街化区域			都市計画区域			標準
			ヶ所	ha	m2 / 人	ヶ所	ha	m2 / 人	m2 / 人
都市公園	基幹公園	街区公園	163	25.56	2.38	169	26.58	2.33	1.0
		近隣公園	10	14.53	1.35	10	14.53	1.27	2.0
		地区公園	2	10.09	0.94	3	13.97	1.23	1.0
			175	50.18	4.68	182	55.08	4.83	4.0
		総合公園	1	10.39	0.97	2	34.04	2.99	3.0
		運動公園	—	—	—	—	—	—	1.5
			1	10.39	0.97	2	34.04	2.99	4.5
	その他公園		176	60.57	5.65	184	88.12	7.82	8.5
		都市緑地	93	38.05	3.55	104	40.87	3.59	—
		緑道	5	2.00	0.19	5	2.00	0.18	—
		274	100.62	9.38	293	131.99	11.58	—	
公共施設緑地	広場等	9	0.36	0.03	14	0.46	0.04	—	
都市公園等		283	100.98	9.41	307	132.45	11.62	20.0	

※社会体育施設は含まない数値

※人口は平成12年10月1日現在人口

(2) 小学校区別の充足度

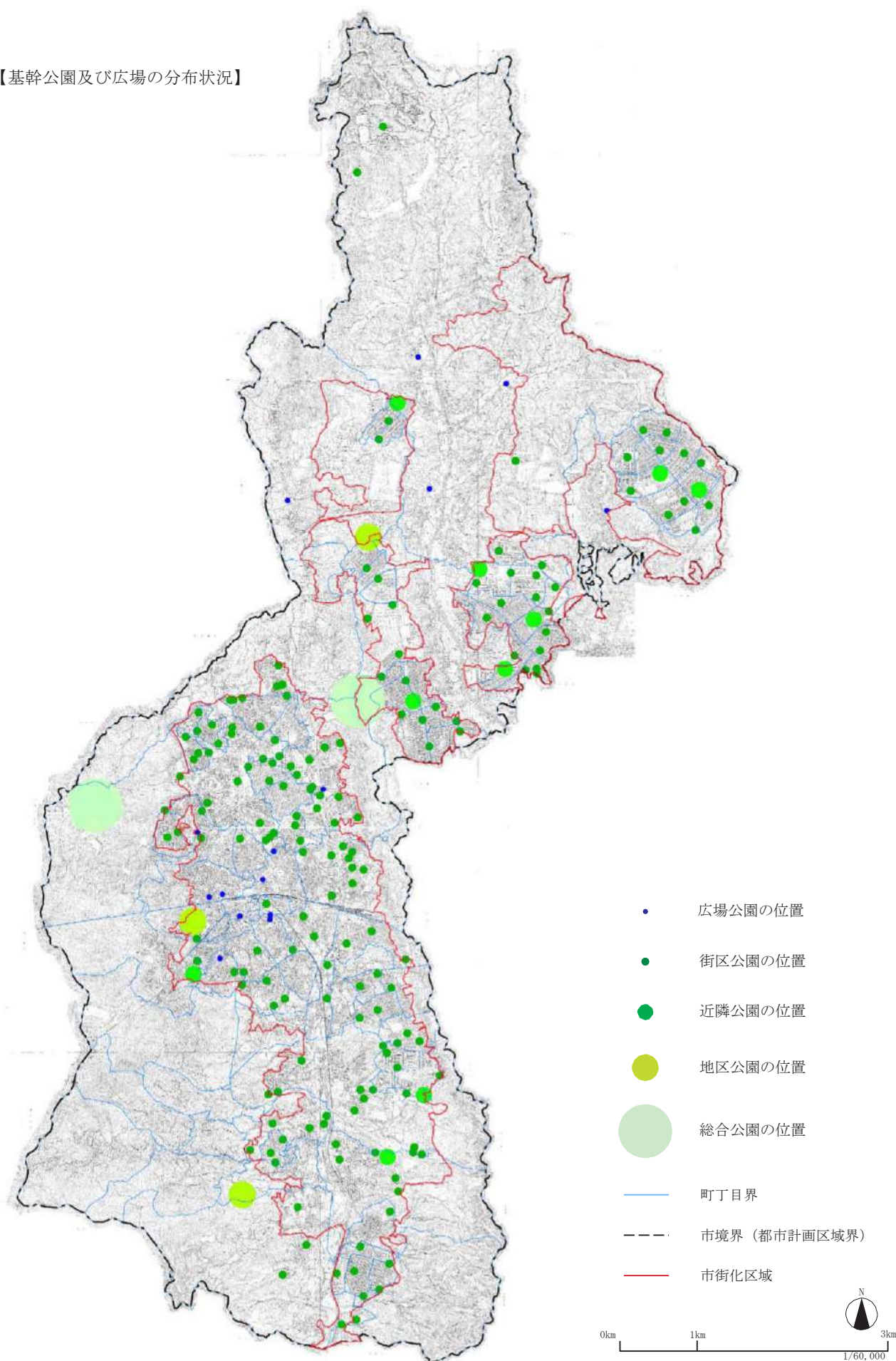
- 住区基幹公園の配置状況を、小学校区別でみると、街区公園は生駒小学校区を除く小学校区で $1.0 \text{ m}^2 / \text{人}$ を超えています。なかでも真弓小学校区や生駒第二小学校区では街区公園のみで住区基幹公園の目標値である $4.0 \text{ m}^2 / \text{人}$ を超えています。
- 近隣公園については、鹿ノ台、真弓、生駒南の各小学校区で整備標準の $2.0 \text{ m}^2 / \text{人}$ を満たしています。また、生駒北、あすか野で比較的近い値を示しています。しかし、生駒と壱分の各小学校区では低い値を示しており、残りの五つの小学校区（生駒台、俵口、桜ヶ丘、東生駒、南生駒第二）では未整備です。
- 地区公園については、北部エリア、中部エリア、南部エリアの全てが整備標準の $1.0 \text{ m}^2 / \text{人}$ を満たしています。
- 住区基幹公園の合計では、計画的に整備された住宅地である鹿ノ台、真弓、あすか野の各小学校区で高い数値を示し、南部の各小学校区では、おおむね整備標準を満たしています。しかし、俵口、桜ヶ丘、生駒といった中部の各小学校区では、整備基準の $4.0 \text{ m}^2 / \text{人}$ を下回っています。

（参考：H12/3 緑の現況調査より）

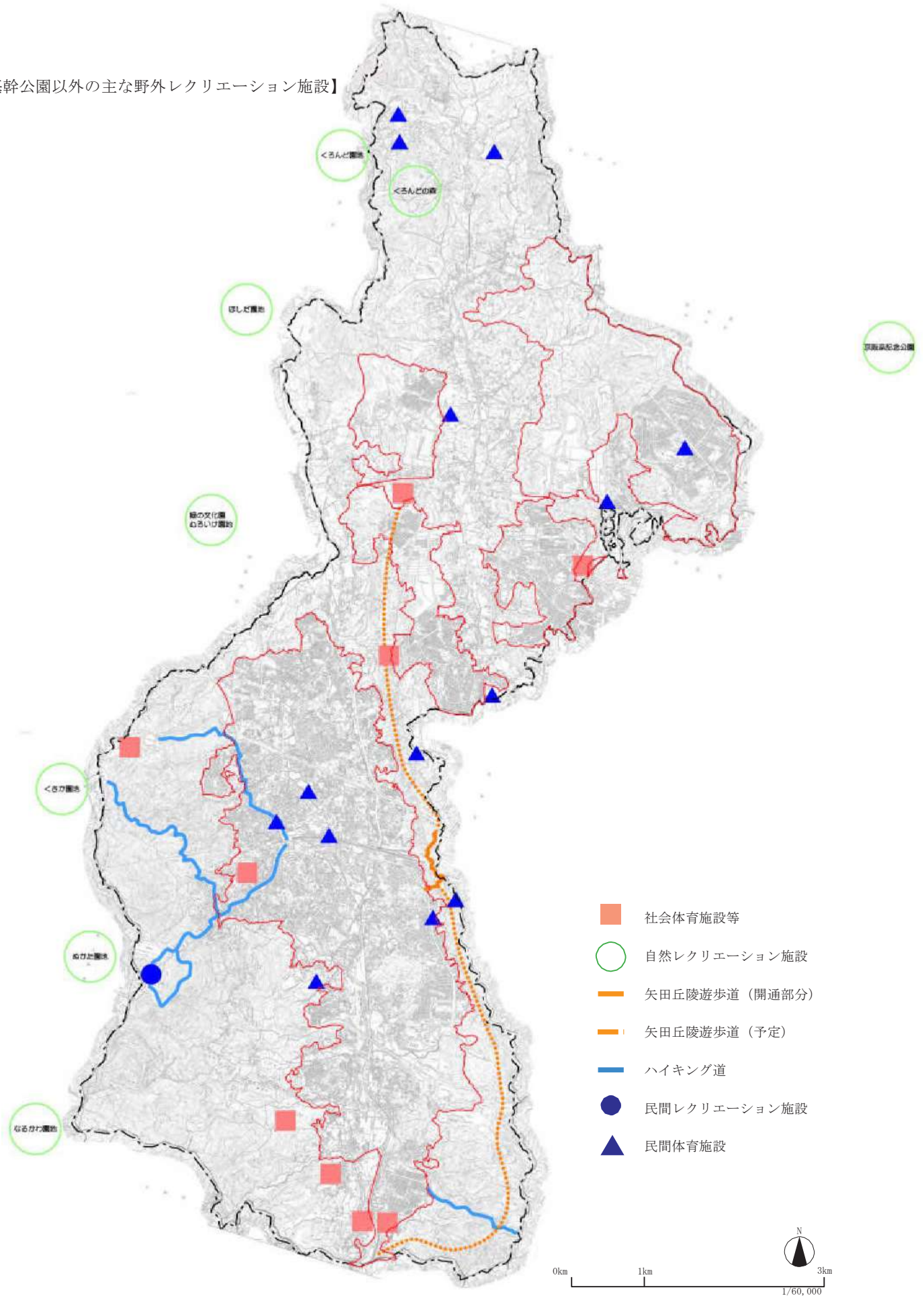
◇住区基幹公園の整備状況

地域区分	エリア別 人口（人）	小学校区	小学校区別 人口（人）	住区基幹公園面積				一人当たりの住区基幹公園面積			
				(ha)	街区公園 (ha)	近隣公園 (ha)	地区公園 (ha)	(㎡ / 人)	街区公園 (㎡ / 人)	近隣公園 (㎡ / 人)	地区公園 (㎡ / 人)
北部エリア	34,042	生駒北	6,825	3.01	0.9	1.27	4.19	4.41	1.33	1.87	1.23
		鹿ノ台	8,728	8.15	2.65	4.43		9.34	3.04	5.07	
		真弓	10,199	9.77	4.73	3.78		9.58	4.63	3.71	
		あすか野	7,510	4.37	2.17	1.28		5.82	2.90	1.70	
中部エリア	57,219	生駒台	11,710	3.58	2.35	0	5.90	3.05	2.00	0.00	1.03
		俵口	14,099	4.21	2.76	0		2.99	1.96	0.00	
		桜ヶ丘	7,027	1.7	0.98	0		2.42	1.40	0.00	
		生駒	14,038	2.36	0.52	0.39		1.68	0.37	0.28	
		生駒東	11,125	3.93	2.78	0		3.53	2.50	0.00	
		生駒南	7,446	4.72	1.19	2.31		6.34	1.59	3.10	
南部エリア	23,649	壱分	8,634	4.59	2.11	1.06	3.88	5.32	2.45	1.23	1.64
		生駒南第二	7,569	4.68	3.44	0		6.18	4.54	0.00	

【基幹公園及び広場の分布状況】



【基幹公園以外の主な野外レクリエーション施設】



【都市公園などの現況】

(平成12年10月1日現在)

番 号	種 別	公園名称	所 在 地	面 積 (m2)
A001	総合公園	生駒市総合公園	小明町 1807番4 他	103,885.00
A002	総合公園	生駒山麓公園	俵口町 2088番	236,500.00
B001	地区公園	イモ山公園	北田原町 2476番8 他	41,871.25
B002	地区公園	滝寺公園	元町2丁目 208番 他	59,000.00
B003	地区公園	むかいやま公園	萩原町 673番 他	38,825.74
C001	近隣公園	ひかりが丘ふれあい公園	ひかりが丘3丁目 1658番20 他	12,749.43
C002	近隣公園	鹿ノ台スポーツ公園	鹿ノ台東2丁目 9番	16,223.55
C003	近隣公園	鹿ノ台中央公園	鹿ノ台西1丁目 2番	28,057.12
C004	近隣公園	真弓中央公園	真弓3丁目 3900番145	11,843.19
C005	近隣公園	真弓どんぐり公園	真弓南2丁目 4800番222	12,403.83
C006	近隣公園	四季の森公園	北大和1丁目 28番	13,590.13
C007	近隣公園	あすか野スポーツ広場	あすか野北2丁目 350番830	12,778.76
C008	近隣公園	門前公園	門前町 2491番	3,936.80
C009	近隣公園	きたやまスポーツ公園	さつき台2丁目 450番1 他	10,598.57
C010	近隣公園	大瀬ふれあい公園	小瀬町 903番1 他	23,116.89
D001	街区公園	獅子ヶ丘第1公園	高山町 136番82	4,368.27
D002	街区公園	獅子ヶ丘第2公園	高山町 187番74	312.18
D003	街区公園	ほたるだに公園	高山町 8916番21	2,120.31
D004	街区公園	ひかりが丘第1児童公園	ひかりが丘2丁目 1658番540	1,237.60
D005	街区公園	ひかりが丘第2児童公園	ひかりが丘1丁目 1658番541	1,006.85
D006	街区公園	鹿ノ台東公園	鹿ノ台東1丁目 7番	2,939.38
D007	街区公園	鹿ノ台西公園	鹿ノ台西1丁目 10番	2,042.66
D008	街区公園	鹿ノ台かしの木公園	鹿ノ台西3丁目 18番	3,395.64
D009	街区公園	鹿ノ台相模公園	鹿ノ台南2丁目 7番	2,920.54
D010	街区公園	鹿ノ台南公園	鹿ノ台南2丁目 23番	1,859.48
D011	街区公園	鹿ノ台いちょう公園	鹿ノ台北1丁目 16番	1,596.32
D012	街区公園	鹿ノ台木蓮寺公園	鹿ノ台北2丁目 5番	2,956.36
D013	街区公園	鹿ノ台北公園	鹿ノ台北3丁目 6番	3,218.62
D014	街区公園	鹿ノ台けやき公園	鹿ノ台北3丁目 14番	1,926.37
D015	街区公園	鹿ノ台こぶし公園	鹿ノ台南1丁目 3番4	1,791.64
D016	街区公園	鹿ノ台くすのき公園	鹿ノ台東3丁目 4番27	1,848.02
D017	街区公園	白庭台北公園	白庭台2丁目 3100番314	1,717.08
D018	街区公園	白庭台くすの木公園	白庭台3丁目 2000番566 他	2,441.33
D019	街区公園	白庭台西公園	上町 2000番740	1,987.85
D020	街区公園	白庭台みはらし公園	上町 20000番569 他	7,272.96
D021	街区公園	白庭台南公園	上町 2000番197	1,998.58
D022	街区公園	真弓2丁目公園	真弓2丁目 4000番49	2,783.06
D023	街区公園	真弓ライオン公園	真弓南2丁目 4788番7 他	3,085.08
D024	街区公園	真弓4丁目公園	真弓4丁目 3900番233	3,007.10
D025	街区公園	真弓1丁目公園	真弓1丁目 3800番42	2,051.84
D026	街区公園	真弓少年スポーツ公園	真弓4丁目 5000番40	4,300.16
D027	街区公園	真弓さんかく公園	真弓南1丁目 4800番265	1,080.92
D028	街区公園	真弓コスモス公園	真弓南2丁目 4806番8	730.06
D029	街区公園	真弓3丁目公園	真弓3丁目 5083番31	432.45
D030	街区公園	真弓ひまわり公園	真弓南2丁目 4805番22	353.73

番号	種別	公園名称	所 在 地	面積 (㎡)
D031	街区公園	北大和第 1 公園	北大和 1 丁目 4 番	2,324.13
D032	街区公園	北大和第 2 公園	北大和 2 丁目 4 番 2	1,929.85
D033	街区公園	北大和第 3 公園	北大和 2 丁目 2 4 番	1,592.18
D034	街区公園	北大和第 4 公園	北大和 2 丁目 1 7 番	4,231.04
D035	街区公園	北大和第 5 公園	北大和 3 丁目 1 1 番 2	1,482.36
D036	街区公園	北大和第 6 公園	北大和 5 丁目 4 番	2,408.96
D037	街区公園	北大和第 7 公園	北大和 4 丁目 4 番	4,214.15
D038	街区公園	あすか野デコボコ公園	あすか野南 1 丁目 3 5 0 番 2 7 0 他	1,960.65
D039	街区公園	あすか野遊具の広場	あすか野南 1 丁目 2 8 番 1 1 9	2,929.56
D040	街区公園	あすか野砂の広場	あすか野南 1 丁目 2 5 番 1 7 9	2,485.70
D041	街区公園	あすか野西の広場	あすか野南 2 丁目 7 4 0 番 2 2	393.74
D043	街区公園	あすか野花の広場	あすか野南 3 丁目 2 8 番 1 2 2	2,067.00
D044	街区公園	あすか野森の広場	あすか野北 1 丁目 3 5 0 番 4 1 0	3,970.30
D044	街区公園	あすか野北の広場	あすか野北 3 丁目 3 5 0 番 2 8	2,389.10
D045	街区公園	あすか台公園	あすか台 2 5 番 1 6 3	1,393.95
D046	街区公園	南田原第 1 公園	南田原町 1 2 3 0 番 1 4 9	2,642.50
D047	街区公園	南田原第 2 公園	南田原町 1 0 8 2 番 5 8 他	912.03
D048	街区公園	南田原第 3 公園	南田原町 1 1 0 2 番 2 5 他	901.8
D049	街区公園	南田原第 4 公園	南田原町 1 0 5 1 番 1 0 他	85.55
D050	街区公園	稲倉第 1 公園	小明町 4 1 5 番 2 6	151.53
D051	街区公園	稲倉第 2 公園	小明町 4 9 3 番 2 5	332
D052	街区公園	小明第 1 公園	小明町 1 3 3 5 番 1 8	314.42
D053	街区公園	小明第 2 公園	小明町 2 1 2 4 番 7	2,677.94
D054	街区公園	小明第 3 公園	小明町 2 1 1 2 番 7	2,128.86
D055	街区公園	小明第 4 公園	小明町 4 3 7 番 2 7	410.95
D056	街区公園	小明第 5 公園	小明町 1 8 6 1 番 3 0	494.98
D057	街区公園	小明第 6 公園	小明町 6 4 0 番 8	97.81
D058	街区公園	小明第 7 公園	小明町 1 0 6 1 番 4	272.11
D059	街区公園	小明第 8 公園	小明町 7 0 7 番 2 8	387.29
D060	街区公園	小明第 9 公園	小明町 1 0 4 3 番 6 他	279.49
D061	街区公園	松美台第 1 公園	松美台 4 5 番 2 0 2 他	1,795.72
D062	街区公園	松美台第 2 公園	松美台 1 4 5 番 2 8 他	352.33
D063	街区公園	松美台第 3 公園	松美台 1 4 5 番 1 0 8	159
D064	街区公園	松美台第 4 公園	松美台 1 1 2 番 3 0	153.14
D065	街区公園	生駒台北第 1 公園	生駒台北 1 6 2 番 1	5,784.50
D066	街区公園	生駒台北第 2 公園	生駒台北 1 8 6 2 番 2 0	255.16
D067	街区公園	生駒台南公園	生駒台南 1 5 5 番	2,469.20
D068	街区公園	生駒台南第 2 公園	生駒台南 1 番 2 5	397.13
D069	街区公園	俵口児童公園	俵口町 7 8 7 番 1 4	1,217.30
D070	街区公園	高見ヶ丘公園	俵口町 9 9 5 番 7 他	176.28
D071	街区公園	俵口北第 1 公園	俵口町 2 1 5 番 3 8	227.84
D072	街区公園	俵口北第 2 公園	俵口町 2 7 8 番 4	391.43
D073	街区公園	俵口北第 3 公園	俵口町 9 5 番 4 2	2,046.67
D074	街区公園	俵口北第 4 公園	俵口町 4 9 0 番 4	272.19
D075	街区公園	俵口南条公園	俵口町 1 2 2 3 番 8	1,359.15
D076	街区公園	俵口南第 1 公園	俵口町 1 8 7 9 番 8 3	1,146.99

番号	種別	公園名称	所 在 地	面積 (m2)
D077	街区公園	俵口南第2公園	俵口町 9 5 0 番 3	260.17
D078	街区公園	俵口なかよし公園	俵口町 4 4 0 番 3	170.94
D079	街区公園	新生駒台第1公園	俵口町 9 2 番 1 4	289.60
D080	街区公園	稲葉台公園	俵口町 1 4 5 0 番 4 3	1,411.94
D081	街区公園	稲葉台第2公園	俵口町 1 8 7 9 番 1 0 6 他	576.73
D082	街区公園	喜里が丘第1公園	喜里が丘1丁目 2 9 6 番 1 5 1	1,518.03
D083	街区公園	喜里が丘第2公園	喜里が丘1丁目 3 6 9 番 3 4 他	1,729.68
D084	街区公園	喜里が丘第3公園	喜里が丘1丁目 2 9 6 番 1 4 7	980.05
D085	街区公園	喜里が丘第4公園	喜里が丘3丁目 3 4 6 番 1 6 1	3,661.86
D086	街区公園	喜里が丘第5公園	喜里が丘2丁目 2 0 1 番 1 2 2	1,392.12
D087	街区公園	喜里が丘第6公園	喜里が丘3丁目 3 4 5 番 4 4 他	600.02
D088	街区公園	喜里が丘第7公園	喜里が丘3丁目 6 1 4 番 2 1 他	278.00
D089	街区公園	東松ヶ丘公園	東松ヶ丘 1 6 1 6 番 1 7	333.01
D090	街区公園	西松ヶ丘児童公園	西松ヶ丘 1 5 5 1 番 1	1,119.06
D091	街区公園	光陽台中央公園	光陽台 2 2 4 番	4,239.97
D092	街区公園	光陽台東公園	光陽台 1 番 2	1,699.93
D093	街区公園	光陽台北公園	光陽台 9 2 番 1	519.89
D094	街区公園	桜ヶ丘公園	桜ヶ丘 1 5 0 3 番 1	816.90
D095	街区公園	桜ヶ丘北公園	桜ヶ丘 1 8 7 5 番 1 1 0	319.05
D096	街区公園	桜ヶ丘広場	桜ヶ丘 1 8 7 5 番 1 3 7 他	262.57
D097	街区公園	辻町第1公園	辻町 3 9 9 番 3 7	2,333.77
D098	街区公園	辻町第2公園	辻町 3 9 9 番 3 9	1,770.62
D099	街区公園	辻町第3公園	辻町 2 4 3 番 1 他	472.30
D100	街区公園	辻町第4公園	辻町 7 0 番 1	1,746.15
D101	街区公園	辻町第5公園	辻町 2 5 番 4 1	1,093.19
D102	街区公園	辻町第6公園	辻町 2 5 番 7	357.45
D103	街区公園	辻町第7公園	辻町 4 5 0 番 2 1	370.28
D104	街区公園	辻町第8公園	辻町 7 7 1 番 1 9	267.14
D105	街区公園	山崎第1公園	山崎町 5 9 7 番 7	346.18
D106	街区公園	山崎第2公園	山崎町 5 5 番 6	465.52
D107	街区公園	山崎町公園	山崎町 5 6 2 番 1 他	532.38
D108	街区公園	東新町児童公園	東新町 3 2 4 番 1 他	1,812.34
D109	街区公園	元町広場	元町2丁目 4 番 2	346.53
D110	街区公園	旭ヶ丘第1公園	西旭ヶ丘 2 6 6 7 番 5	283.83
D111	街区公園	旭ヶ丘第2公園	西旭ヶ丘 2 3 7 6 番 2 3	803.02
D112	街区公園	軽井沢児童公園	軽井沢町 2 4 4 3 番 2	258.00
D113	街区公園	門前参道公園	門前町 2 5 1 6 番 2 7	316.54
D114	街区公園	東生駒北第1公園	東生駒1丁目 1 9 9 番	5,568.07
D115	街区公園	東生駒北第2公園	東生駒1丁目 5 5 6 番 1 3	225.96
D116	街区公園	東生駒北第3公園	東生駒1丁目 1 6 3 番 7	577.01
D117	街区公園	東生駒南第1公園	東生駒2丁目 2 0 7 番 1 6 5	1,465.82
D118	街区公園	東生駒南第2公園	東生駒3丁目 3 9 8 番 7 9	7,619.76
D119	街区公園	東生駒南第3公園	東生駒3丁目 3 9 8 番 2 3 3	1,825.91
D120	街区公園	東生駒南第4公園	東生駒4丁目 3 9 8 番 1 4 4	1,427.25
D121	街区公園	東生駒南第5公園	東生駒4丁目 3 9 8 番 2 9 6	1,235.93
D122	街区公園	東生駒南第6公園	東生駒4丁目 5 0 1 番 5 0	2,034.18

番号	種別	公園名称	所 在 地	面積 (㎡)
D123	街区公園	東生駒南第7公園	東生駒月見町 207番363 他	1,267.00
D124	街区公園	東生駒南第8公園	東生駒月見町 128番15	509.78
D125	街区公園	中菜畑第1公園	中菜畑1丁目 25番2	81.00
D126	街区公園	中菜畑第2公園	中菜畑2丁目 1019番3 他	259.77
D127	街区公園	緑ヶ丘第1公園	緑ヶ丘 1425番41	1,612.00
D128	街区公園	緑ヶ丘第2公園	緑ヶ丘 2266番41 他	1,047.90
D129	街区公園	緑ヶ丘第3公園	緑ヶ丘 1454番69	562.41
D130	街区公園	緑ヶ丘第4公園	緑ヶ丘 1426番235	456.84
D131	街区公園	壱分第1公園	壱分町 552番20	332.32
D132	街区公園	壱分第2公園	壱分町 573番5 他	656.00
D133	街区公園	壱分第3公園	壱分町 67番75 他	497.75
D134	街区公園	壱分第4公園	壱分町 67番137	1,207.19
D135	街区公園	壱分第5公園	壱分町 83番46	506.88
D136	街区公園	壱分第6公園	壱分町 607番26	1,445.49
D137	街区公園	晴光台公園	壱分町 1367番6 他	285.00
D138	街区公園	晴光台第2公園	壱分町 1371番12	241.51
D139	街区公園	壱分町児童公園	壱分町 240番1 他	2,689.84
D140	街区公園	西壱分ふれあい公園	壱分町 1445番 他	888.57
D141	街区公園	さつき台第1公園	さつき台1丁目 503番105	3,366.73
D142	街区公園	さつき台第2公園	さつき台1丁目 680番121	2,647.38
D143	街区公園	さつき台第3公園	さつき台1丁目 650番172	1,813.84
D144	街区公園	さつき台第4公園	さつき台2丁目 507番4 他	1,469.88
D145	街区公園	さつき台第5公園	さつき台2丁目 450番214	3,093.56
D146	街区公園	有里西公園	有里町 312番 他	792.87
D147	街区公園	有里第1公園	有里町 17番8 他	1,166.00
D148	街区公園	有里第2公園	有里町 17番12 他	804.00
D149	街区公園	有里第3公園	有里町 572番2 他	221.56
D150	街区公園	有里第4公園	有里町 480番10 他	464.01
D151	街区公園	小瀬第1公園	小瀬町 720番78	801.28
D152	街区公園	小瀬第2公園	小瀬町 800番36	403.73
D153	街区公園	小瀬第3公園	小瀬町 343番3	442.00
D154	街区公園	小瀬第6公園	小瀬町 343番90 他	489.76
D155	街区公園	小瀬の里街区公園	小瀬町 896番19 他	1,365.62
D156	街区公園	青山台第1公園	青山台 117番115	1,004.04
D157	街区公園	青山台第2公園	青山台 117番120	781.23
D158	街区公園	青山台第3公園	青山台 32番11	3,136.00
D159	街区公園	小平尾児童公園	小平尾町 1444番19 他	974.44
D160	街区公園	梅ヶ丘児童公園	小平尾町 1671番1	3,555.20
D161	街区公園	くぼいけ児童公園	小平尾町 368番9 他	1,583.80
D162	街区公園	萩の台第1公園	萩の台4丁目 7番458 他	3,708.20
D163	街区公園	萩の台第2公園	萩の台3丁目 7番157	2,100.96
D164	街区公園	萩の台第3公園	萩の台1丁目 7番212	2,551.61
D165	街区公園	萩の台第4公園	萩の台4丁目 455番15 他	5,788.88
D166	街区公園	萩の台第5公園	萩の台5丁目 7番766	1,649.45
D167	街区公園	萩の台さつき公園	萩の台2丁目 7番3	5,546.03
D168	街区公園	萩の台小山公園	萩の台 1001番5 他	5,398.00

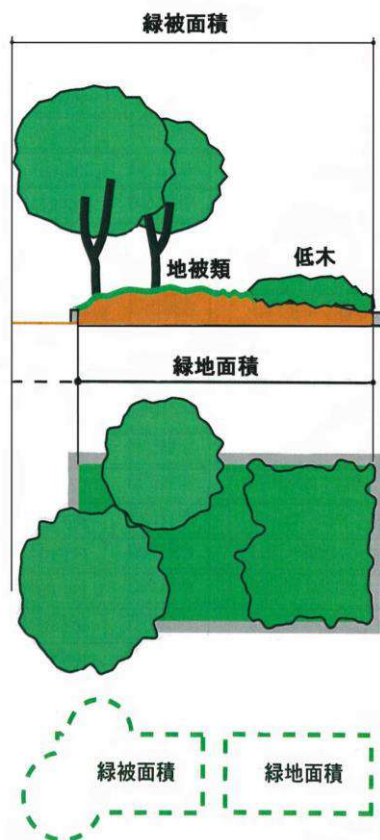
番号	種別	公園名称	所在地	面積 (m2)
D169	街区公園	ひがしやま公園	東山町 2 1 1 番 5 1	1,532.92
E001	都市緑地	獅子ヶ丘第1緑地	高山町 1 6 6 番 1 7	1,524.00
E002	都市緑地	獅子ヶ丘第2緑地	高山町 1 6 6 番 1 8	3,884.07
E003	都市緑地	獅子ヶ丘第3緑地	高山町 1 3 6 番 1 0 5 他	7,404.17
E004	都市緑地	獅子ヶ丘第4緑地	高山町 5 0 7 4 番 1 他	2,420.89
E005	都市緑地	獅子ヶ丘第5緑地	高山町 1 3 6 番 1 7 3	2,986.54
E006	都市緑地	獅子ヶ丘第6緑地	高山町 4 9 8 1 番 9 他	2,787.42
E007	都市緑地	獅子ヶ丘第7緑地	高山町 1 3 6 番 2 0 5 他	856.88
E008	都市緑地	獅子ヶ丘第8緑地	高山町 1 8 7 番 7 1 他	2,679.25
E009	都市緑地	獅子ヶ丘第9緑地	高山町 5 0 4 3 番 7 他	3,182.92
E010	都市緑地	学研高山第1緑地	高山町 8 9 1 6 番 2 2	3,918.17
E011	都市緑地	学研高山第2緑地	高山町 8 9 1 6 番 2 3	6,115.37
E012	都市緑地	ひかりが丘第1緑地	北田原町 1 6 5 8 番 5 5 5 他	1,361.12
E013	都市緑地	ひかりが丘第2緑地	ひかりが丘1丁目 1 6 5 8 番 5 5 8 他	5,781.44
E014	都市緑地	ひかりが丘第3緑地	ひかりが丘2丁目 6 4 9 2 番 1 5 他	4,853.18
E015	都市緑地	鹿ノ台第1緑地	鹿ノ台西3丁目 3 番 1 1	4,815.33
E016	都市緑地	鹿ノ台第2緑地	鹿ノ台北3丁目 2 0 番 1 2	34,974.07
E017	都市緑地	鹿ノ台第3緑地	鹿ノ台北1丁目 2 6 番 3 他	14,587.55
E018	都市緑地	鹿ノ台第4緑地	鹿ノ台東3丁目 4 番 1 1	10,239.78
E019	都市緑地	鹿ノ台第5緑地	鹿ノ台東3丁目 3 番 3	1,390.23
E020	都市緑地	鹿ノ台第6緑地	鹿ノ台東1丁目 1 3 番 8	12,483.93
E021	都市緑地	鹿ノ台第7緑地	鹿ノ台東1丁目 1 1 番 1 4	10,284.49
E022	都市緑地	鹿ノ台第8緑地	鹿ノ台南2丁目 3 1 番 3	4,778.36
E023	都市緑地	鹿ノ台第9緑地	鹿ノ台南2丁目 3 2 番 1 2	13,436.00
E024	都市緑地	鹿ノ台第10緑地	鹿ノ台西1丁目 9 番 6	11,335.88
E025	都市緑地	鹿ノ台第11緑地	鹿ノ台南1丁目 1 0 番 3	2,042.51
E026	都市緑地	鹿ノ台第12緑地	鹿ノ台南1丁目 1 5 番 1 3	388.66
E027	都市緑地	真弓第1緑地	真弓4丁目 4 8 3 2 番 2 4	6,068.12
E028	都市緑地	真弓第2緑地	真弓南1丁目 3 9 3 6 番 9	1,377.32
E029	都市緑地	真弓第3緑地	真弓南1丁目 4 8 0 0 番 2 2 1	1,968.98
E030	都市緑地	真弓第4緑地	真弓南2丁目 4 8 0 0 番 4 7 7	1,127.67
E031	都市緑地	真弓第5緑地	真弓南2丁目 4 8 0 0 番 4 7 5	631.73
E032	都市緑地	真弓第6緑地	真弓南1丁目 4 8 0 0 番 1	772.17
E033	都市緑地	真弓第7緑地	真弓南2丁目 4 8 0 0 番 4 8 5 他	9,932.22
E034	都市緑地	北大和第1緑地	北大和1丁目 3 1 番 2 8	1,348.76
E035	都市緑地	北大和第2緑地	北大和4丁目 2 6 番 3	11,059.86
E036	都市緑地	北大和第3緑地	北大和4丁目 2 5 番 2	3,271.45
E037	都市緑地	北大和第4緑地	北大和4丁目 2 2 番 1	1,108.00
E038	都市緑地	北大和第5緑地	北大和4丁目 2 1 番 4	2,579.54
E039	都市緑地	北大和第6緑地	北大和5丁目 2 番 3 3	1,630.89
E040	都市緑地	北大和第7緑地	北大和5丁目 1 2 番 2	9,162.27
E041	都市緑地	北大和第8緑地	北大和5丁目 1 3 番 2	1,955.34
E042	都市緑地	北大和第9緑地	北大和5丁目 1 4 番	1,160.82
E043	都市緑地	北大和第10緑地	北大和5丁目 1 5 番	475.90
E044	都市緑地	北大和第11緑地	北大和5丁目 1 6 番	44.25
E045	都市緑地	北大和第12緑地	北大和5丁目 1 7 番	638.89

番号	種別	公園名称	所在地	面積 (㎡)
E046	都市緑地	北大和第 1 3 緑地	北大和 5 丁目 1 8 番	20,411.21
E047	都市緑地	北大和第 1 4 緑地	北大和 5 丁目 1 9 番 2	687.57
E048	都市緑地	北大和第 1 5 緑地	北大和 3 丁目 4 番 2	370.80
E049	都市緑地	北大和第 1 6 緑地	北大和 1 丁目 3 1 番 3 0	1,517.23
E050	都市緑地	北大和第 1 7 緑地	北大和 1 丁目 3 1 番 3 1	1,555.67
E051	都市緑地	あすか野第 1 緑地	あすか野北 2 丁目 3 5 0 番 7 3 3	119.92
E052	都市緑地	あすか野第 2 緑地	あすか野北 2 丁目 3 5 0 番 8 8 0	4,494.26
E053	都市緑地	あすか野第 3 緑地	あすか野北 3 丁目 3 5 0 番 4 7 6	3,265.02
E054	都市緑地	あすか野第 4 緑地	あすか野北 3 丁目 3 5 0 番 6 7 0	481.3
E055	都市緑地	あすか野第 5 緑地	あすか野北 2 丁目 3 5 0 番 4 6 2	7,116.70
E056	都市緑地	あすか野第 6 緑地	あすか野南 2 丁目 2 8 番 1 他	20,151.00
E057	都市緑地	白庭台第 1 緑地	白庭台 1 丁目 2 8 2 4 番 3 他	1,819.21
E058	都市緑地	白庭台第 2 緑地	白庭台 1 丁目 3 1 0 0 番 5 6 0 他	2,341.79
E059	都市緑地	白庭台第 3 緑地	上町 2 0 0 0 番 8 5 5	2,717.15
E060	都市緑地	白庭台第 4 緑地	上町 2 0 0 0 番 8 5 6	9,552.41
E061	都市緑地	白庭台第 5 緑地	上町 2 0 0 0 番 8 5 2 他	3,239.34
E062	都市緑地	白庭台第 6 緑地	上町 2 0 0 0 番 8 5 3	5,198.37
E063	都市緑地	白庭台第 7 緑地	上町 2 0 0 0 番 2 0 0	2,874.87
E064	都市緑地	南田原第 1 緑地	南田原町 1 2 3 0 番 5 8	475.89
E065	都市緑地	小明台緑地	小明町 2 1 2 7 番 3	2,553.19
E066	都市緑地	松美台緑地	松美台 4 5 番 4 2	188.02
E067	都市緑地	俵口第 1 緑地	俵口町 1 8 7 9 番 8 8 他	486.25
E068	都市緑地	俵口第 2 緑地	俵口町 9 5 番 1 2	511.67
E069	都市緑地	喜里が丘第 1 緑地	喜里が丘 1 丁目 1 9 8 番 4 6	2,004.25
E070	都市緑地	喜里が丘第 2 緑地	喜里が丘 1 丁目 2 1 3 番 3 1	233.08
E071	都市緑地	喜里が丘第 3 緑地	喜里が丘 1 丁目 3 6 9 番 3 0	204.16
E072	都市緑地	喜里が丘第 4 緑地	喜里が丘 1 丁目 3 6 9 番 3 1	166.34
E073	都市緑地	喜里が丘第 5 緑地	喜里が丘 1 丁目 2 9 6 番 1 4 6	664.19
E074	都市緑地	喜里が丘第 6 緑地	喜里が丘 3 丁目 3 4 6 番 1 4 9	2,364.00
E075	都市緑地	喜里が丘第 7 緑地	喜里が丘 2 丁目 1 9 6 番 2 3 他	2,472.31
E076	都市緑地	辻町緑地	辻町 2 4 3 番 9	71.74
E077	都市緑地	東生駒第 1 緑地	東生駒 2 丁目 2 0 7 番 7 8	2,069.78
E078	都市緑地	東生駒第 2 緑地	東生駒月見町 1 2 8 番 3 9	857.34
E079	都市緑地	東生駒第 3 緑地	東生駒月見町 7 6 5 番 8	187.29
E080	都市緑地	東生駒第 4 緑地	東生駒 1 丁目 2 2 3 番	480.87
E081	都市緑地	東生駒第 5 緑地	東生駒 1 丁目 1 6 1 番	263.83
E082	都市緑地	東生駒第 6 緑地	東生駒 4 丁目 5 0 0 番 7 2	830.83
E083	都市緑地	東生駒第 7 緑地	東生駒 4 丁目 5 0 0 番 7 1	247.69
E084	都市緑地	さつき台第 1 緑地	さつき台 1 丁目 6 8 0 番 1 2 0	4,341.71
E085	都市緑地	さつき台第 2 緑地	さつき台 1 丁目 6 8 0 番 1 2 4	7,633.88
E086	都市緑地	さつき台第 3 緑地	さつき台 2 丁目 4 5 0 番 2 1 5	5,293.20
E087	都市緑地	さつき台第 4 緑地	さつき台 2 丁目 4 5 0 番 2 1 7	1,447.86
E088	都市緑地	小瀬第 1 緑地	小瀬町 9 4 1 番 4 7	548.41
E089	都市緑地	小瀬第 2 緑地	小瀬町 9 4 1 番 4 8 他	4,060.45
E090	都市緑地	青山台第 1 緑地	青山台 1 1 7 番 1 1 9	4,542.00
E091	都市緑地	青山台第 2 緑地	青山台 1 1 7 番 1 3 4 他	1,556.78

番号	種別	公園名称	所 在 地	面積 (m2)
E092	都市緑地	萩の台第1緑地	萩の台2丁目 7番438	3,979.78
E093	都市緑地	萩の台第2緑地	萩の台2丁目 7番443	13,167.50
E094	都市緑地	萩の台第3緑地	萩の台4丁目 7番462 他	9,638.00
E095	都市緑地	萩の台第4緑地	萩の台5丁目 7番770 他	1,635.00
E096	都市緑地	萩の台第5緑地	萩の台5丁目 7番771	664.50
E097	都市緑地	萩の台第6緑地	萩の台3丁目 7番213	4,088.32
E098	都市緑地	萩の台第7緑地	萩の台1丁目 7番831	1,013.33
E099	都市緑地	萩の台第8緑地	萩の台2丁目 7番210	180.91
E100	都市緑地	東山第1緑地	小平尾町 2044番4	2,920.67
E101	都市緑地	東山第2緑地	小平尾町 2043番5 他	1,135.33
E102	都市緑地	東山第3緑地	東山町 211番53	332.47
E103	都市緑地	東山第4緑地	東山町 211番49	2,428.53
E104	都市緑地	東山第5緑地	東山町 211番47	6,016.11
F001	緑道	しらたに緑道	白庭台2丁目 3100番148	4,467.82
F002	緑道	かんじょういけ緑道	白庭台3丁目 2000番574 他	5,943.17
F003	緑道	あすか野南の緑道	あすか野南3丁目 28番120 他	5,071.30
F004	緑道	あすか野北の緑道	あすか野北1丁目 350番414 他	2,504.20
F005	緑道	萩の台中央緑道	萩の台3丁目 7番156他	2,029.64
G001	広場等	本町コミュニティ広場	本町 90番10	195.04
G002	広場等	軽井沢コミュニティ広場	軽井沢町 2474番57	309.39
G003	広場等	北田原コミュニティ広場	北田原町 1983番1 他	721.00
G004	広場等	芝コミュニティ広場	高山町 7185番	1,139.00
G005	広場等	小明子どもの広場	小明町 1053番10 他	400.00
G006	広場等	俵口子どもの広場	俵口町 1921番	125.00
G007	広場等	大北子どもの広場	高山町 5975番	710.00
G008	広場等	久保中村こどもの広場	高山町 11392番1	100.00
G009	広場等	鹿畑こどもの広場	鹿畑町 1342番	1,361.98
G010	広場等	西松ヶ丘こどもの広場	西松ヶ丘 1551番2	320.66
G011	広場等	北新町こどもの広場	北新町 621番2	578.40
G012	広場等	市役所前こどもの広場	東新町 8番	330.00
G013	広場等	東旭ヶ丘広場	東旭ヶ丘 182番1	437.90
G014	広場等	北新町公園	北新町 1番	906.00

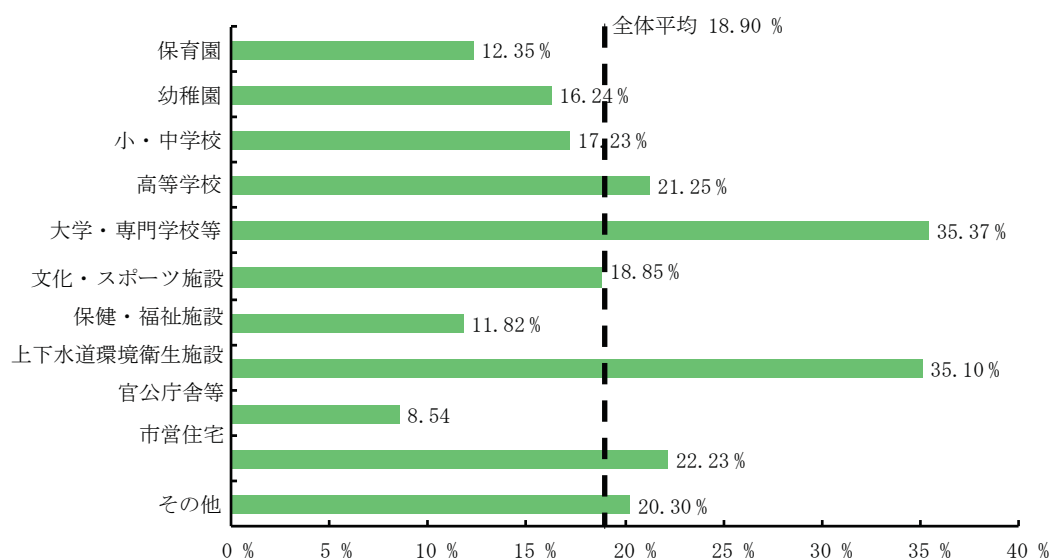
第5節 公共公益施設の緑化現況

【緑被面積、緑地面積】



1. 公共施設の緑化状況

- 市内 73 の公共施設の緑化状況を緑被率からとらえると、全体の平均値は 23.3% となります。なかでも高等学校、大学、上下水道施設、環境衛生施設、その他施設は 35% を超えています。一方、官公庁舎と駐車場、駐輪場が全体平均を大きく下回っています。
- 次表（市内の公共施設の緑化状況）のうち、緑被面積（緑で被われた面積）が緑地面積（緑化が可能な面積）を上回る施設は緑化が成熟した施設であり、逆に緑被面積が緑地面積を下回る施設は、当面の緑化の余地が残る施設といえます。



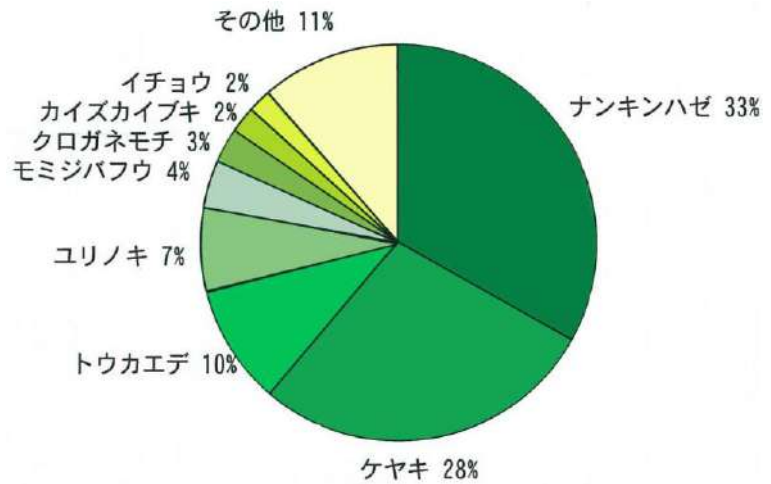
【市内の公共施設の緑化状況】

分 類	区 分	名 称	敷地面積 (㎡)	緑地面積 (㎡)	緑地率 (%)	緑被面積 (㎡)	緑被率 (%)	
保育園	保育園	みなみ保育園	2941	262	8.9	487	16.6	
		ひがし保育園	3757	514	13.7	647	17.2	
		小平尾保育園	1174	154	13.1	304	25.9	
		中保育園	3047	417	13.7	554	18.2	
		合計・平均	10919	1347	12.4	1992	19.5	
幼稚園	幼稚園	高山幼稚園	4348	906	20.8	1004	23.1	
		なばた幼稚園	5180	902	17.4	1067	20.6	
		生駒台幼稚園	3909	834	21.3	1017	26.0	
		南幼稚園 生駒	3994	357	8.9	734	18.4	
		幼稚園 俵口幼	3300	391	11.8	541	16.4	
		稚園 あすか野	6584	2469	37.5	2865	43.5	
		幼稚園 桜ヶ丘	4506	585	13.0	766	17.0	
		幼稚園 老分幼	4572	306	6.7	728	15.9	
		稚園	4222	363	8.6	436	10.3	
		合計・平均	40615	7113	16.2	9158	21.2	
小・中学校	小学校	生駒小学校	27487	5019	18.3	6137	22.3	
		生駒南小学校 生	13503	1952	14.5	2537	18.8	
		駒北小学校 生駒	19946	1135	5.7	1564	7.8	
		台小学校 生駒東	24869	2633	10.6	3628	14.6	
		小学校 真弓小学	23100	4682	20.3	5260	22.8	
		校 俵口小学校 鹿	28119	7515	26.7	7943	28.2	
		ノ台小学校 桜ヶ	25988	7119	27.4	7610	29.3	
		丘小学校 あすか	28148	7930	28.2	8303	29.5	
		野小学校 老分小	21102	3475	16.5	4341	20.6	
		学校 生駒南第二	20696	3535	17.1	4120	19.9	
		小学校	23304	3397	14.6	3860	16.6	
			24389	1846	7.6	2287	9.4	
		中学校	生駒中学校	21745	4064	18.7	4371	20.1
			生駒南中学校	14285	418	2.9	598	4.2
	生駒北中学校		23407	1779	7.6	2005	8.6	
	緑が丘中学校		26825	9167	34.2	9294	34.6	
	鹿ノ台中学校		23802	3660	15.4	3998	16.8	
	上中学校 光		32705	7076	21.6	7158	21.9	
	明中学校 大		26199	1723	6.6	2173	8.3	
	瀬中学校		42404	12847	30.3	12935	30.5	
	合計・平均		492023	90972	17.2	100122	19.2	
	高等学校		高等学校	56972	19160	33.6	24073	42.3
		北大和高等学校	38699	11387	29.4	15073	38.9	
		合計・平均	95671	30547	31.5	39146	40.6	
大学・専門学校等	大学	奈良先端科学技術大学院大学	122186	43219	35.4	51022	41.8	
文化・スポーツ施設	コミュニティセンター	コミュニティセンター	1660	204	12.3	204	12.3	
		南コミュニティセンターせせらぎ	8235	1019	12.4	1019	12.4	
	その他	芸術会館未業	4900	1211	24.7	1211	24.7	
		図書会館	2930	396	13.5	535	18.3	
	公民館	中央公民館	3001	374	12.5	377	12.6	
		鹿ノ台地区公民館	1650	192	11.6	212	12.8	
		南地区公民館別館	2723	425	15.6	612	22.5	
	社会体育施設	市民体育館・武道館	17555	7330	41.8	7805	44.5	
		小平尾南グラウンド・体育館	8260	2931	35.5	3584	43.4	
		北大和体育施設 井出山体育	37256	11070	29.7	16948	45.5	
		施設	25838	5820	22.5	5840	22.6	
		合計・平均	114008	30972	21.1	38347	24.7	
保健・福祉施設		福祉センター	3112	188	6.0	314	10.1	
		やすらぎの杜優楽	8028	1696	21.1	1696	21.1	
		合計・平均	11748	1991	14.9	2010	15.6	
上下水道環境衛生施設	水道	山崎浄水場	10902	1800	16.5	1860	17.1	
		真弓浄水場	10156	1870	18.4	1870	18.4	
	下水道	竜田川浄化センター	27910	12470	44.7	13727	49.2	
		山田川浄化センター	7947	4985	62.7	4985	62.7	
		清掃センター 清掃	48023	36700	76.4	37037	77.1	
		リレーセンター エ	16400	6480	39.5	7072	43.1	
		コパーク 2 1 火葬	7518	865	11.5	865	11.5	
		場	1256	416	33.1	512	40.8	
		合計・平均	130112	65586	37.9	67928	40.0	
官公庁舎等	消防署	消防署	2238	100	4.5	101	4.5	
		北分署 南分署	994	249	25.1	256	25.8	
		鹿ノ台分署 消	585	4	0.7	5	0.9	
		防防災備蓄庫	990	6	0.6	9	0.9	
			542	70	12.9	76	14.0	
	警察署	生駒警察署	4506	314	7.0	404	9.0	
	市役所	生駒市役所	14147	1500	10.6	2682	19.0	
合計・平均	24002	2243	8.8	3533	10.6			
市営住宅	市営住宅	小平尾桜ヶ丘住宅	8760	3215	36.7	3594	41.0	
		緑ヶ丘住宅	1227	123	10.0	132	10.8	
		第2元町住宅	213	53	24.9	53	24.9	
		元町住宅	3169	548	17.3	548	17.3	
		合計・平均	13369	3939	22.2	4327	23.5	
その他	学校給食センター	学校給食センター	5159	600	11.6	802	15.5	
	駐車場	生駒駅南自動車駐車場	1563	63	4.0	63	4.0	
	その他	高山サイエンスプラザ	15120	2795	18.5	4191	27.7	
		高山竹林園	26857	18094	67.4	20004	74.5	
		セラビィ生駒	1814	215	11.9	226	12.5	
	合計・平均	50513	21767	22.7	25286	26.8		

2. 街路樹の育成・管理について



○市内の道路（国道・県道・市道）には様々な種類の樹木が植えられ、地域の特色ともなっています。平成 14 年現在その種類は中高木で 33 種、低木も含めると 57 種類になります。これらの樹木は、沿道の市民のみなさんによる雑草や落ち葉の除去などの協力により維持されています。



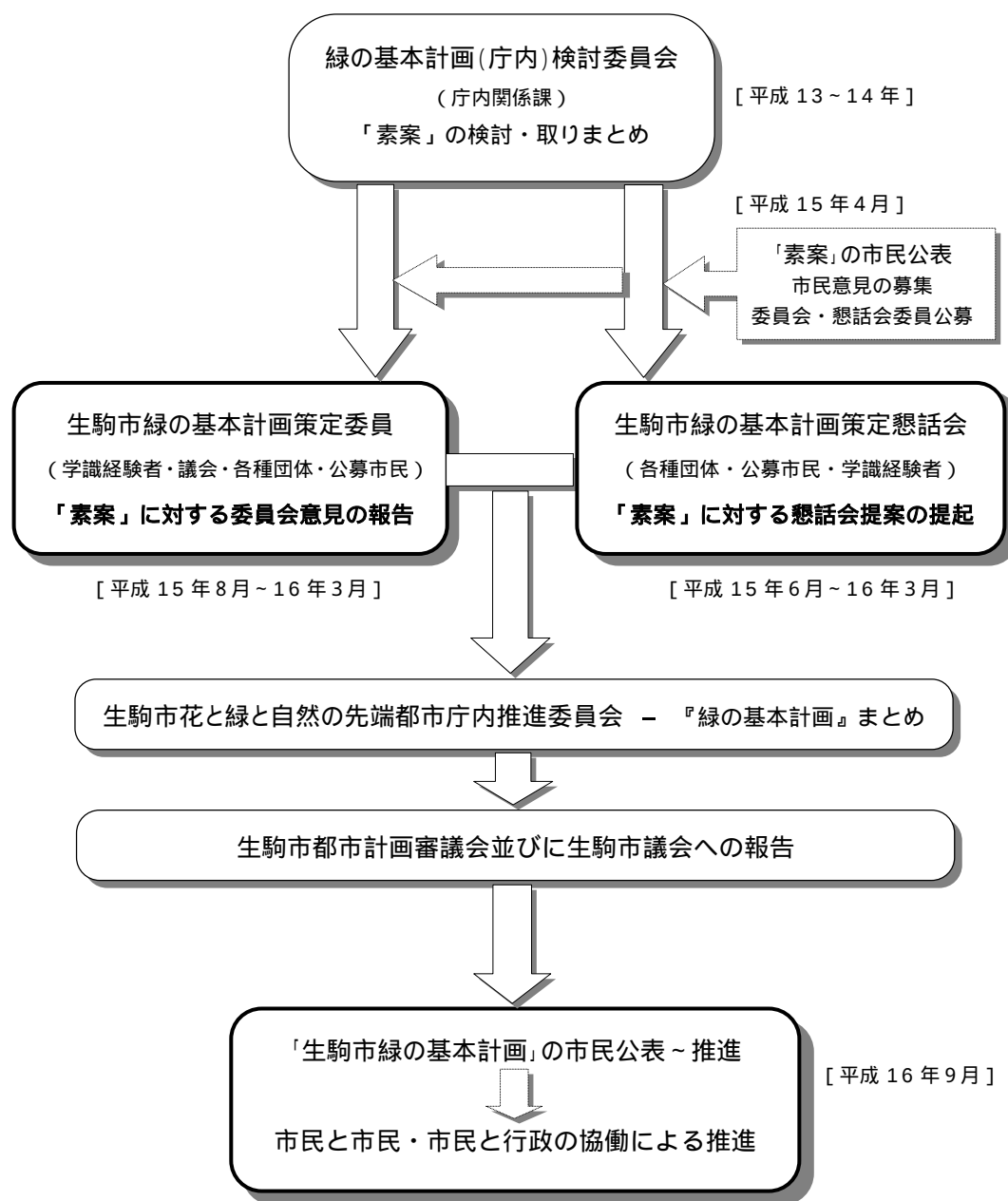
○平成 14 年現在街路樹の総本数は 6,577 本で、植栽されている道路の延長は 36,018m です。市内の総道路延長 602,197m に対する割合、緑化道路率は 6%です。緑化道路率を道路の区分ごとにみると県道が 24%、国道が 10%の値を示しています。これに対して、市道では 5%と低い値を示しています。これは、街路樹等の植栽が困難な幅員 4.5m 未満の道路が 50%以上を占めているためと考えられます。

区 分		高木本数	道路植栽延長 (m)	道路延長 (m)	道路緑化率 (%)
市道		5,050	27,395.97	551,879	5%
	歩道付き or 幅員 4.5m 以上			266,467	
	歩道無し 幅員 1.5m 未満			233,307 52,105	
県道		1,069	6,057.00	25,061	24%
国道		458	2,565.00	25,257	10%
合計		6,577	36,017.97	602,197	6%

生駒市緑の基本計画 策定の経過等

- 1．素案検討から市民公表への流れ
- 2．生駒市緑の基本計画
策定委員会・策定懇話会委員名簿
- 3．生駒市緑の基本計画
策定委員会・策定懇話会の経過
- 4．生駒市緑の基本計画策定委員会報告
- 5．生駒市緑の基本計画策定懇話会からの
提案

1. 素案検討から市民公表への流れ



[委員会風景]



[懇話会風景]

2. 生駒市緑の基本計画策定委員会 ・ 策定懇話会委員名簿

生駒市緑の基本計画策定委員会委員（順不同 敬称略）

氏 名	選出母体	役職名	備 考
増 田 昇	大阪府立大学大学院	教 授	座長
久 隆 浩	近畿大学理工学部	助 教 授	
中 村 修	生駒市市議会	議 長	
安 田 美 一	生駒市農業委員会	会 長	
上 埜 作 治	生駒市自治連合会	会 長	
池 田 利 雄	生駒市老人クラブ連合会	会 長	
出 垣 眞智子	生駒市地域婦人団体連絡協議会	会 長	
松 川 春 彦	生駒商工会議所	専務理事	
恩 田 歳 光	奈良県都市計画課公園緑地室	室 長	
田 口 英 男	公募委員		
琢 磨 千恵子	公募委員		
高 田 昌 代	策定懇話会委員から選出		

生駒市緑の基本計画策定懇話会委員（順不同 敬称略）

氏 名	選出母体	備 考
海老澤 長五郎	グリーンボランティアならクラブ	
倉 地 幸 子	花まちボランティアオリーブの会	
小 林 文 代	生駒市学校園長会	
高 田 昌 代	子育てネットワークいこま	
寺 田 信 弘	生駒市青年会議所	
土 居 恵美子	生駒市ボランティア連絡協議会	
西 川 律 子	生駒市子ども会育成連絡協議会	
野 口 勝 久	奈良県農業協同組合（ＪＡならけん）	
日 高 容 子	生駒文化の会	
安 田 修 三	公募委員	
中 谷 裕 二	公募委員	
佐 藤 久見子	公募委員	
田 中 淳 夫	公募委員	
久 隆 浩	近畿大学理工学部助教授	アドバイザー

3. 生駒市緑の基本計画 策定委員会 ・ 策定懇話会の経過

[平成15年度]

	生駒市緑の基本計画策定委員会	生駒市緑の基本計画策定懇話会
4月	○ 緑の基本計画「素案」の公表、「素案」に関する意見募集、策定委員、策定懇話会委員募集（4/15）	
5月	○ 委員会、懇話会公募委員抽選会（5/26） ○ 各委員の決定（策定委員12名、懇話会委員14名）	
6月		【第1回懇話会(6/17)】 ○ 委員委嘱、市内視察、緑の現状に関する意見交換 【第2回懇話会(6/30)】 ○ ワークショップ方式による話題づくり
7月		【第3回懇話会(7/15)】 ○ 「公園」に関する議論
8月	【第1回委員会(8/4)】 ○ 委員委嘱 ○ 市内視察 ○ 素案説明、懇話会報告、意見交換	【第4回懇話会(8/27)】 ○ 「庭先・窓辺・まちかどの花や緑」に関する議論
9月		【第5回懇話会(9/22)】 ○ 「河川、ため池などの水辺環境」に関する議論
10月		【第6回懇話会(10/2)】 ○ 「山並みの緑の環境」に関する議論 【第7回懇話会(10/30)】 ○ 「身近な樹林・農地」に関する議論
11月	【第2回委員会(11/13)】 ○ 「素案（1～3章）」の主題と確認事項等の説明 ○ 懇話会報告 ○ 「素案（1～3章）」に関する意見交換	【第8回懇話会(11/11)】 ○ 「秋の緑化フェア」アンケートの集計
12月		【第9回懇話会(12/18)】 ○ 『懇話会提案』とりまとめ
1月		【第10回懇話会(1/15)】 ○ 『懇話会提案』とりまとめ
2月	【第3回策定委員会・第11回懇話会 合同会議(2/3)】 ○ 「素案（4章）」の主題と確認事項等の説明 ○ 『懇話会提案』の報告及び策定委員と懇話会委員の意見交換 ○ 市民活動に対する行政支援について	
3月	【第4回委員会(3/30)】 ○ 章別議事内容の整理 ○ 「素案」から「案」への移行を承認 ○ 『委員会報告』について ○ 『懇話会提案』の承認	【第12回懇話会(3/9)】 ○ 『懇話会提案』最終まとめ

4. 生駒市緑の基本計画策定委員会報告

平成 16 年 3 月 30 日

生駒市長 中本幸一様

生駒市緑の基本計画策定委員会
座 長 増田 昇

生駒市緑の基本計画（案）について

〔 報 告 〕

平成 15 年 8 月 4 日付で生駒市長より委嘱のあった生駒市緑の基本計画策定委員会は、「生駒市緑の基本計画（素案）」の妥当性、並びに素案修正の必要性等を 4 回の委員会によって検討した。

本委員会では、別組織として設置されている「緑の基本計画策定懇話会」からの提案を反映させ、委員会所見（総論）、委員会検討趣旨（各論）を委員会での検討結果として取りまとめた。そして、これらに基づき、素案に所要の修正を加え「生駒市緑の基本計画（案）」を取りまとめたので、この 3 点を併せて報告する。

なお、委員会検討趣旨については、基本計画の運用段階において適切に対処されるよう申し添える。

記

1. 委員会所見（総論） 別紙 1

1. 委員会検討趣旨（各論） 別紙 2

1. 生駒市緑の基本計画（案） 別紙 3

委員会所見（総論）

（別紙１）

生駒市では、平成１４年度より第４次生駒市総合計画に基づき“みんなの夢をかなえる挑戦と創造のまち”の実現に向けた政策を総合的に推進されているところである。

本委員会は、「緑の基本計画（案）」の策定にあたり、「生駒市緑の基本計画（素案）」（以下、「素案」という）が、総合計画が掲げる「まちづくりの大綱」と「基本計画施策」に即すとともに、生駒市都市計画マスタープラン、環境基本計画等との整合に留意して検討されてきた経過を確認し、この基本姿勢を尊重することとした。

「素案」は、総論として、まず市域全体を見わたし、市民が誇りとする“緑の住宅都市”の環境は将来にわたって現状を維持することは困難としながら、これを危機感のみでなく、『花と緑と自然の先端都市・生駒の実現

－ 守る・創る・育む そして伝える“市民の緑・市民の心”』

という前向きの議論として展開している。

今後の“花と緑と自然のまちづくり”については、先人たちが培い守ってきた『緑の枠組みを構成する自然的環境の維持・活用』と『身近できめ細かな花と緑の環境創出』を並行的に推進するとしている。これは、市民の主体性と工夫のもとで、新旧の環境と文化を融合し、一体の花と緑と自然の都市環境に育てていく先端的な取り組みとして注目される。

各論では、生駒市の緑の都市環境領域を「山地・丘陵」「河川」「身近な樹林・農地」「公園・緑地」「公共施設・民間施設」「庭先・窓辺・まちかど」の６つとし、それぞれの領域で市民と市民、市民と行政の協働を基本とした“花と緑と自然のまちづくり”施策が組み立てられている。

緑の基本計画の根拠法である都市緑地保全法では、緑の基本計画の目的を従来からの公園緑地施策に加え、民有地を含めた地域固有の緑の環境保全と、緑化を推進するための独自性のある施策を明確にすることとし、これを市民に公表したうえで推進することとしている。このような目的に照らし、「素案」が市民・行政の協働により“花と緑と自然の先端都市づくり”に取り組むといった方向は時宜を得ている。

とりわけ、“花と緑と自然の市民まちづくり”については、本委員会と並行して設置された「生駒市緑の基本計画策定懇話会（以下、「懇話会」という。）」による市民レベルでの議論に注目される。１２回にわたる懇話会の議論を踏まえて取りまとめられた『“花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への懇話会からの提案』は、今後、「緑の基本計画」に掲げられた諸施策推進の先導的役割を果たすものと期待される。また、これらの施策の推進母体として、懇話会の今後一層の発展が期待される。

当委員会は、今日まで４回の委員会を開催し、「素案」に示された将来ビジョン並びに基本的施策はおおむね妥当であると判断した。そのうえで、「素案」に対する所要の修正を「委員会検討趣旨（別紙２）」に基づいて加え、「生駒市緑の基本計画（案）」とした。

委員会検討趣旨（各論）

（別紙２）

１．生駒市の“花と緑と自然の将来像”

（１）自然的な緑の維持・保全のための概念設定について

「自然的な緑の環境」には、量的側面と質的側面がある。生駒市では、生駒山系と矢田丘陵の山並みの緑が圧倒的な量（面）的指標をもってとらえられる。一方、これらが自然環境としてどのような状況（段階）にあり、今後どのように保全・活用されるべきかといった緑（自然）の質的側面は指標としてとらえ難い。

自然的な緑の質的指標に代わる考え方に「市民が関わりを持つうえでの質」「多様な生物の生息環境としての質」などの概念がある。生駒市においても量的指標にこれらの質の概念を加え、この両面から「自然的な緑」の維持・保全・活用施策を講じられたい。

（２）「緑の住宅都市環境」の維持と創造への市民の共通認識づくりについて

素案は、先人たちが培ってきた“緑の住宅都市”としての環境を今後も享受し、次世代にも伝えていくためには、「既存の緑の環境資源を守る」と「新たな花と緑の都市環境を創造する」の両面が必要であることを根底に置いている。

この両面とも、市民の積極的な参加が不可欠である。しかし、市民の価値観は多様であり、市民共通のルール設定は困難である。このため『自らが住んでいる環境は自らで管理する』といったルールを超えた市民の共通認識が必要となる。このために、緑化推進に限らず、あらゆる機会をとらえ、この共通認識の醸成に努められたい。

（３）緑の将来都市構造の具体化について

緑の将来都市構造として、中南部地域では生駒山系と矢田丘陵をつなぐ『はしご（ラダー）状の緑』の構造を設定し、北部地域では富雄川を幹とする『樹木（ツリー）状の緑』を設定して、それぞれの構造で地域全体をおおう考え方を掲げている。

これらは今後の市街地の拡大を視野に、将来的な緑の枠組みを予定調和的に担保する考え方として、また、多様な生物の生息環境を維持・回復するための連続的な緑の環境を維持する考え方として評価できる。今後は、この概念について「どのように市民理解を得ていくのか」「どのように具体的かたちにしていくのか」が問われる。

緑の都市構造を市民に周知し、具体的なかたちにしていくためには、「今後の市街地開発等により創出される公園・緑地等を既存の『緑のはしご』『緑の幹』につなぎ合わせる努力」、「既存の里道、小河川・水路などの地域資源を地域エコミュージアムとしてネットワーク化しながら、これを『緑のはしご』『緑の幹』につなぎ合わせる工夫」などによって、目に見える緑の連続性を積極的につくりあげていく努力が必要となる。今後、このような努力と工夫を積み重ね、緑の都市構造の着実な実現に努められたい。

2. “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に向けて

(1) 山地・丘陵環境の積極的保全策について

生駒山系、矢田丘陵は“緑の住宅都市・生駒”のシンボルである。山裾は良好な住宅地として開発されてきたが、稜線と山腹は今も“緑のバックスクリーン”として市街地の環境価値を高める重要な役割を果たし続けている。

とはいえ、矢田丘陵北部エリアは開発等により幅はやせ、北端は徐々に南下している。市はこの地域を市街化調整区域とし、計画的大規模開発のみを受け入れてきた。これは一方で、条件を満たす開発なら一定規模の丘陵全体を市街化とすることが可能でもある。

現在、丘陵の主要部分は奈良県自然環境保全条例により「良好な環境を保全するために積極的に緑化などをはかることが必要な『環境保全地区』」に指定されている。しかし規制水準は届出制にとどまっている。

丘陵のやせ細りと北端の南下に歯止めをかけ、市街地の環境価値を支える緑の稜線と山腹を維持するため、県条例とともに、所有者の理解のもと、適切に維持管理を施した現況樹林環境を市民が身近に自然に親しめる区域とできるよう、条例化の検討などを含めて、市独自の積極的保全策が講じられることに強く期待する。

(2) 水辺環境の保全・整備・活用について

生駒市での河川環境への現在までの取り組みは、水質浄化の視点からの出発が色濃く感じられる。「多様な生物生息の場としての河川・ため池の役割」「山林、ため池、支流小河川等が一体となって維持する循環型社会の基盤的役割」なども水辺環境がもつ重要な役割である。

今後、生駒市での水辺環境の保全・活用施策については、河川～支流小河川～ため池～背後の山林等を一体の流域としてとらえ、総合的な流域管理の視点から「多様な生物が生息できる環境の維持」「市民と水辺の楽しい関わりづくり」「水質浄化」等に取り組まれることを期待する。

(3) 身近な市街地内樹林地等の保全について

市街化区域内に点在する身近な樹林や農地（以下、「樹林地等」という。）は、これらが位置する地域の生活環境にうるおいをもたらす、緑の住宅都市環境に直接寄与している。しかし、その減少については法的にほとんど問題とされず、山地・丘陵など大きな緑の議論の陰に埋没しがちである。

身近な樹林地等の保全・活用施策の推進は、「素案」のなかで最も緊急で、かつ重みのある取り組みのひとつである。「素案」に提起されている『樹林公園の指定』（地域に不足する公園の役割を補う樹林地等）『市民の森制度』（所有者の申し出等により、期限を付して管理・公開を行う民有樹林地等）は、今般の「緑に関する法制の抜本的見直し」に示された『管理協定制』等に先行した生駒市独自の市街化区域内樹林地等の保全・活用施策として注目される。

本委員会では、身近な樹林地等の重要性を再確認し、「素案」の考え方に、持続的な市民活動の舞台とすることが保全活動の契機となるとの考え方を加えることとした。そして「ため池、支流小河川、田畑、背後の山など」と一体的に森らしい空間を設定し、多様な市民活動メニューを準備することも重要である」とした。

“ 緑の住宅都市・生駒 ” らしさを今後とも持続させて行くために、山地・丘陵の保全施策を充実するとともに、市街化区域内樹林地等の一つひとつの保全と活用につながるきめ細かな施策の準備と、その円滑な推進に向けたきめ細かな工夫を講じられたい。

(4) 地元が誇れる価値ある公園づくりについて

都市公園行政は、従来、都市公園法に基づく配置論と1人当たりの整備量の視点から推進されてきた。ところが近年、新規公園整備の用地確保の困難さばかりでなく、既存公園では「管理の不十分さ」「利用者の極端な減少」「犯罪の温床化」など、様々な問題が顕在化している。このような問題を背景に、整備量などのハード面だけでなく、計画段階から管理マネジメントまで一貫した市民参画型の身近な公園づくりに向けた議論が全国的に高まっている。

今後の生駒市での公園行政の推進にあたっては、既存公園の再生（リニューアル）、新規公園の整備に市民と行政が共に取り組み、地元が誇れる価値ある環境資産として地元で積極的な使い方までを考える仕組みが不可欠となる。このような仕組みの定着に向け、公園の再生・整備・使い方に関する『市民ワークショップ制度』等の積極的な活用に努められたい。

(5) 公共施設・民間施設緑化の効果的な推進について

都市化の進展により市中心部や郊外型商業施設集積地から山並みの緑が見えにくくなり、これらの地区での新たな花と緑の環境創出の促進が重要案件となっている。

主要駅前等では市玄関口のイメージアップ策として公的取り組みが必要となる。緑化余地が少ない商店街等では商業者の工夫への市による支援が期待される。中心部、幹線道路沿道等の大規模商業施設等では、乱立する看板類への対応等と合わせ、緑化促進への適切な規制・誘導策導入の検討も必要となる。

民間施設の緑化促進にとって公的施設での先導的役割は重要であり、市民に親しまれる施設づくりとしての取り組みが望まれる。とりわけ、市庁舎窓辺の緑化や花かざりは、近鉄奈良線、生駒線、京阪奈新線車窓の人びとの心を癒す効果にも期待でき、“ 花と緑と自然の先端都市・生駒 ” のシンボル事業としてふさわしい。

このように、公共施設、民間施設の緑化については、公的取り組み、事業者等による自主的取り組みへの支援、適切な規制・誘導策の導入など、地区の実情に配慮した方策を駆使し、積極的に取り組まれるよう期待する。

(6)庭先・窓辺・まちかど緑化の効果的な推進について

「庭先・窓辺・まちかどの緑化や花かざり（住宅地等の緑化）」の促進については、すでに「花のまちづくりセンターふろーらむ」の活動を中心に積極的に取り組まれているところである。

住宅地等の緑化促進は身近なテーマであり、委員会では大きく次の2点のテーマについてきめ細かな議論を行った。その第一は「ふろーらむへの期待」、第二は「住宅地等での緑化促進の方向」である。

『ふろーらむへの期待』は、開設以来の内部充実段階から、本来的な目的である市内各地域での“花と緑と自然の市民まちづくり”の支援段階に踏み出していく準備に取り組まれることに期待する。そのために次のような課題への対応に取り組まれない。

- 市民との密接な関係を創り出すためのメニュー開発
- “花好き市民”の情報交流の場としての活性化メニューづくり
- “花と緑と自然の市民まちづくり”に貢献できる人材育成のためのプログラムづくり
- ボランティア活動の輪を広げるための戦略検討
- 「ふろーらむ」の立地条件を克服するための“出前型交流”の検討

『住宅地等での緑化促進』については、まず「ふろーらむ」の対外的活動に期待される。一方で、多様な市民の価値観を背景に、“花と緑と自然の市民まちづくり”に対する市民の共通認識をどのように醸成していくかが大きな課題となる。

この課題には『自らが住んでいる環境は自らで管理する』といったルールを超えた市民の共通認識の醸成が必要となることは先にも述べた（各論1.(2)）。

具体的な共通認識づくりとしては、自分のまちでは「せめてこれくらいの花や緑が目映って欲しい」といった「緑視率」など分かりやすい緑化指標を各地域や市街地のタイプごとの目標像として描き、この目標を地域住民が共有する仕組みをつくることなどが考えられる。

このように、「住宅地等での緑化促進」については、「地区市民自らによる地区環境管理意識の醸成」と「視覚的な“花と緑と自然のまちづくり”目標づくり」の両面からの取り組みに期待する。また、今後に開発される住宅地等での緑化促進については、地区の実情と緑化の目標に照らし、緑化重点地区制度、緑化地域制度、地区計画制度等の効果的な活用に努められたい。

なお、「ふろーらむへの期待」「住宅地等での緑化促進への取り組み」については、さらに具体的な実践論が懇話会で議論されている。このため、懇話会提案を尊重した市民主導の“花と緑と自然の市民まちづくり”が促進されるよう、行政の支援体制づくりに努められたい。

3. “花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現への取り組みに向けて

本委員会は、第3回委員会を懇話会と合同で開催し、『“花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への懇話会からの提案』の説明を受けたうえで意見交換を行った。そのなかで“花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への取り組みは、市民と行政の協働が基本となることを確認した。そして、取り組みの要点を次のように総括した。

(1) 取り組みの基本姿勢

- 市民の“花と緑と自然のまちづくり”に初期段階から多くを期待することなく、できることから少しずつ取り組んでもらえる環境を整える必要がある。
- “花と緑と自然のまちづくり”は、「市民にできること」「行政が取り組むべきこと」の両輪の明確化と「両者の円滑な交流」が推進の基本となる。
- 「市内に里山、棚田があり、新しい住宅市街地もある」など生駒の地域特性を活かすことにより、市民の多様な交流と協働の枠組みをつくることができる。
- 多岐にわたる既存の市民活動に緑との関わりを持ってもらうことにより、より幅広い“花と緑と自然の市民まちづくり”を展開することができる。

(2) 行政の取り組み姿勢

- 行政には、市民と市民（「地主さん」と「市民活動グループ」など）の協働を支える中間組織としての役割の発揮が求められる。
- 市民参加条例や緑化推進基本条例など制度的な裏づけを準備する必要がある。
- 「市民まちづくり」の支援体制が硬直化しないよう、変化し続ける市民の価値観や市民まちづくりへのニーズ等に柔軟に対応できる体制が必要である。
- 公益ファンドやミニ公募債など税金に頼らない原資の確保や、市民交流サロンなど柔らかな市民活動を支援するための柔軟な予算措置が望まれる。
- 市民参加型施策の円滑な推進に向け、行政内部での「ワークショップリーダー研修」「緑や都市景観に関する研修」などに取り組む必要がある。

(3) 今後の取り組みに向け必要となる組織など

- 懇話会からは、市民まちづくりにまつわる話題を何でも話しあえる『花好き市民・自然好き市民交流サロン』といった場づくりが強く求められている。
- 行政は、その中に「行政との協議を行う機関」「市民まちづくりを応援するグループ」などを生み出す方向で支援していくことが考えられる。
- 「緑の基本計画」の推進には、庁内横断型の推進組織を設置し、多様な市民活動の支援にあたりとともに各種公的事業を通じた緑化事業の推進が必要である。
- 施策を客観的に評価し、公正な推進管理を行う第三者機関の設置が必要である。

今後の施策推進にあたっては、上記の要点を踏まえつつ、真の協働を基本とした“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現に努められたい。

5. 生駒市緑の基本計画策定懇話会からの提案

“花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への懇話会からの提案



はじめに - 提案づくりのねらいと構成 / 1

“花と緑と自然の市民まちづくり”実現への提案 / 2～8

1. 山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心を未来に伝える”ために
2. 川の環境を取りもどし生駒に“水と緑の骨格を創り・育む”ために
3. 樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚みを育み・伝える”ために
4. 市民の英知で“楽しく使いやすい公園を育む”ために
5. 公共施設と民間施設の緑化で“まちなかに花と緑のシンボルを創る”ために
6. “花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかどを創り・育む”ために
7. 実現に向けた市民の思い

平成16年3月30日

生駒市緑の基本計画策定懇話会

はじめに - 提案のねらいと構成

- 生駒市緑の基本計画策定懇話会は、生駒市緑の基本計画(素案)に掲げられた“花と緑と自然の先端都市・生駒”の実現施策 - 緑化推進施策 - を市民・行政が共に考える場として発足しました。
- 懇話会では平成15年6月から10回の議論を重ねてきました。その議論は、本市の緑の環境を構成する6つの領域での“花と緑の環境づくり”に向けて「市民はどのような取り組みができるのか」「必要な仕組みは」などへと発展しています。まだまだ議論は途上ですが、今後の議論を密度の高いものとするためにも、現在までの成果を『“花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への懇話会提案』として取りまとめました。そして、「生駒市緑の基本計画策定委員会」「市行政」並びに「市民のみなさん」に投げかけることとしました。
- 提案は、「素案」に掲げられた本市の緑の環境を構成する6つの領域ごとに、懇話会での議論の流れに沿って、次のように取りまとめました。
 - 『今、何が問題なのか - 懇話会からの問題提起』
 - 『花と緑の都市環境の理想像は - 市民の思い・期待』
 - 『今後の取り組みテーマ - 市民の思いの実現に向けて』
- 6つの領域での「今後の取り組みテーマ」には共通点が多く、それぞれの領域での取り組みが“市民ぐるみのうねり”へと発展していく必要があるという考え方から、『市民の思いの実現に向けて』を7番目の提案として再度取りまとめています。
- この『提案』は、“花と緑と自然の市民まちづくり”の準備段階、実践段階での市民議論の「たたき台」として活用していただくことを念頭に取りまとめています。「ここまではすでに議論されたんだ、市行政もこの議論の経過を知っているんだ」という認識のもとに、次の段階へと積極的に踏み込んでいただくことが懇話会委員一同の願いです。

平成16年3月30日

生駒市緑の基本計画策定懇話会 委員一同



“花と緑と自然の市民まちづくり”実現への提案

1. 山地・丘陵の緑の環境に親しみ“自然を守る心”を未来に伝えるために

懇話会からの問題提起

- 今、何が問題なのか -

- 生駒山や矢田丘陵は生駒の歴史を育み、生活文化を培ってきた場のはずなのに、今や、市民生活とは何の関わりもなくなってしまう。自然体験や環境教育の場として市民との関わりを取り戻し、次世代に伝えていくことが必要だ。
- 生駒山や矢田丘陵では、山林や田畑（棚田）が放置され、昔ながらの里山らしさが失われて残念だ。
- 生駒山、矢田丘陵にはいろんな法律や条例がかけられているらしいが、市民には今後開発がどこまですすむのかも分からず不安だ。
- みちしるべ道標が少なく、初心者では気軽には歩きづらい。

山地・丘陵がこんな場であって欲しい

- 市民の思い・期待 -

- 山に入って野草や樹木の名前を調べるなどの自然観察に参加してみたい。
- 山菜採りと野外料理や炭焼き（木炭、竹炭）などを体験したい。子どもたちには探検ごっこを体験させたい。
- ウォーキングラリー、オリエンテーリング、スタンプラリーなどを開催してほしい。
- 森林ボランティアや清掃ハイキングなどに参加してみたい。
- 貸し農園のような『自分の森や棚田』で農作業体験してみたい。
- 生駒山や矢田山にまつわる歴史などを知ってみたい。
- 生駒山や矢田山のせせらぎ（沢）を歩いてみたい。
- 隠れた山道を探して歩いてみたい。

市民の思いの実現に向けて

- 今後の取り組みテーマ -

市民が個人でも山の自然とふれあえる機会をつくれる仕組みが必要

- 森林、棚田の「市民への貸し出し」と「技術指導」の仕組みづくり
- 市民に分かりやすい「窓口」づくり

山林所有者がいつでも管理を依頼でき、市民が誰でも参加できる「里山再生活動」の仕組みが必要

- 「再生を依頼したい地主さん」「参加したい市民」「活用・管理のリーダーさん」の登録受付と市民の里山再生・管理活動のお世話組織づくりなど

初級者から上級者まで、生駒の山や丘陵を楽しく歩ける仕掛けが必要

- 駅構内での『生駒の森の歩き方情報』提供システムづくり（コース、ポイント、マナーなど）
- 古い杉道や街道などを見出し、維持管理ができる組織づくり

これらの「仕組み」や「仕掛け」をつくるために市民が気軽に集まり、語りあえる場が必要

- 市民みんなが“自然好き”になれる『市民サロン』の開設など



2. 川の環境を取りもどし生駒に“水と緑の骨格を創り・育む”ために

懇話会からの問題提起

- 今、何が問題なのか -

- 竜田川、富雄川、天野川、山田川とも、市民が気軽に近づける場（水辺空間）がほとんどない。
- 生駒にも川があり、大和川、淀川の最上流都市だということは、市民にあまり意識されていない。
- 小河川までコンクリートで改修され水辺の生物が棲める環境は失われつつある。
- ため池がどんどん減っているが、大和川、淀川の最上流都市らしい環境を維持するために残ってほしい。
- ため池は危険な場所とされ、市民にとって近寄りにくい場所となってしまうている。
- 川の水は相変わらず汚れているし、川やため池周辺にはゴミが目立っている。
- 学校教育でもっと身近な水辺について取り上げ、子どもたちが水辺で遊びながら川の環境を学べる機会をつくってほしい。

河川・ため池を こんな環境にしたい

- 市民の思い・期待 -

- 河川沿いで散歩、ジョギングやサイクリングができれば、もっと川に親しめる。
- 近くの小川やため池の古くからの呼び名を知ることができれば、もっと身近に感じることができる。
- 川堤や川沿いの住宅地が花や緑や紅葉で彩られたらもっと季節の移ろいを感じられる。
- 夏には飛び交うホタルを鑑賞したい。冬にため池に飛来する渡り鳥を今後もみたい。
- ゴミがなく、水のきれいな川やため池になってほしい。

市民の思いの実現に向けて

- 今後の取り組みテーマ -

市民が川やため池など水辺環境の良さや課題を再発見する機会づくりが必要

- 水辺環境を見なおす「市民ネットワーク」づくり
- 学校や市民による「自然環境学習の会」の開催 など
- * 市民の手で川やため池の水辺を歩きたくなり、子どもたちが水辺で遊べる工夫をするために
- * 水質浄化に取り組みたくなるような工夫をするために
- * 知られていない川（沢筋）のよさを再発見するために
- * イベントができるような水辺空間を探すために
- * 水辺にまつわる市民活動のリーダーを見つけるために

市民が積極的に水辺らしい空間づくりや水質の浄化運動に気軽に関われる仕組みが必要

- 河川沿いの市民と河川管理者が協働し、花と緑の水辺環境づくりや維持管理に取り組む「水辺環境づくり市民協定制度」（市民アダプト制度）など
- * 川の改修に計画段階から市民が参加できる仕組み
- * 水辺環境を活かした空間づくりへの「市民提案制度」など



3. 樹林・農地を活かして“まちなかの緑の厚み”を育み・伝えるために

懇話会からの問題提起

- 今、何が問題なのか -

- 市街地の近くには、中小規模の樹林が多く残り、緑豊かな街をかたちづくっているが、知らぬ間に宅地化されだんだん減少している。身近な樹林や農地を今後も何とか残せないものか。
- 残っている樹林の多くはあまり管理されことなく荒れているのが残念だ。
- 「^{もり}杜さん」など樹林にまつわる伝承や行事がいろいろあるようだが、だんだん失われているようなので、何とかしないといけない。

身近な樹林や農地をこんな環境にしたい

- 市民の思い・期待 -

- 近くの樹林で、多様な年齢層の人びとと交流しながら、枝打ちや下草刈りなどの手入れや炭焼きなどを体験してみたい。
- 樹林や農地の管理を安心して任せられる団体やグループがあればお願いしたい。
- 歩いていける場所に「市民農園」があれば農作業の体験をしてみたい。
- 休耕田をコスモスやレンゲでいっぱいしてみたい。
- ^{もり}杜さんなど、樹林にまつわる歴史や伝承を知ることができれば緑の大切さがもっと理解できると思う。
- 近くの樹林が公園のように気軽に利用できたら、冒険遊びや、クワガタやカブトムシにも出会えるし、木々の名前を知ることができる。また、高齢者や身障者も気軽に散歩を楽しみながら自然に触れることができる。

市民の思いの実現に向けて

- 今後の取り組みテーマ -

樹林所有者がいつでも樹林の管理を依頼でき、市民が誰でも管理やレクリエーション活動に参加できる、「身近な樹林の管理・活用」の仕組みが必要

- 「市民の森 - ^{もり}○○さんの森制度」や、「樹林の活用・管理情報バンク」、市民に分かりやすい「相談窓口」の設立 など

* 地主さん、市民が共に安心して樹林の管理とレクリエーション活用に取り組める仕組みづくり

- 行政が定める「樹林公園制度」づくり

* 市が公園として市民利用に供しながら維持管理をするべき樹林候補地の選定や維持管理の仕組みづくり

身近な樹林や農業にまつわる民俗文化や伝承に親しみ、古くから伝わる緑の大切さを知る機会が必要

- ^{もり}杜さんの紹介
- 市内在住の民俗学、伝承、年中行事などに詳しい人探し
- * 生駒の文化伝承などの研究会や、学校教育などとの連携による学習会づくりなど



4. 市民の英知で“楽しく・使いやすい公園”を創り・育むために

懇話会からの問題提起

- 今、何が問題なのか -

- 公園で元気に遊ぶ子どもたちの姿をもっと増やせないものか。
- 子どもを安心して遊ばせることができる公園が少ない。
- 清掃や花の手入れをしたいが、一市民がどこまで手を出していいものか判断できない。
- 公園にあるたくさんの木々の名前を知りたい。
- 安全管理意識があまりにも優先しすぎているためか公園に面白さが少ない。

こんな公園であってほしい

- 市民の思い・期待 -

- 公園に自分たちで作った花壇があったらみんなで手入れもするようになる。
- 公園に自分たちが植えた木があったらもっと親しみがわく。
- 「ふろーらむ」のような個性を持った公園が近くにあったら楽しいし、掃除や手入れもしっかりする気になる。
- 近くの樹林が公園だったら、思いっきり遊べ、クワガタやカブトムシにも出会えるし、高齢者や身障者も気軽に自然に触れることができる。

市民の思いの実現に向けて

- 今後の取り組みテーマ -

公園づくりや公園の改修に市民の思いを反映させる仕組みが必要

- 「公園づくり市民ワークショップ制度」づくり など

* すでにある公園を地元市民の思いを取り入れて市民と行政が協働して改修するために

* 新しい公園づくりに市民の思いを取り入れるために

市民の思いでできた公園を市民と行政が協働して運営管理にあたる仕組みが必要

- 「公園の利用と管理市民協定制（市民アダプト制度）」づくりなど

* 地元の思いでできた公園を地元で運営管理するための「○○公園友の会」の結成

* 「友の会」と「市」による運営管理の役割分担の取りきめ

身近な樹林の公園的な利用を実現する仕組みが必要

- 行政による「樹林公園指定」と市民による樹林公園の運営管理の仕組みづくり など

- 「市民の森 - ○○さんの森制度」づくり

* 地主さんから樹林を一定期間借り受け、市民と行政が協働して管理と活用に取り組む制度



5. 民間施設と公共施設の緑化でまちなかに“花と緑のシンボル”を創るために

懇話会からの問題提起

－ 今、何が問題なのか －

- 街路樹管理が行き届いていない幹線道路が、まちのイメージを損なっている。
- 公園の木や街路樹の枝が窓や庭先まで伸び、落ち葉対策や毛虫対策が大変。
毛虫退治や清掃、花の手入れをしたくても、一市民がどこまでしていいものかが分からない。
- 生駒駅前には市の玄関としてあまりにも緑が少なく、市、地元商業者などの協力による“花と緑と自然のまちづくり”が必要。
- 沿道型の商業施設などには花や緑への配慮の少ない施設が多く見受けられる。
- 公園やまちかどの花かざりは、花苗の植え替え作業は楽しいが、後の水やり、草ひき作業が大変で長続きさせるのが難しい。

公共施設や商業施設の花や緑がこうあってほしい

－ 市民の思い・期待 －

- 街路樹の周りなどに花を植えることができたならまちに彩りを添えることができる。
- 街路樹のある道路がもっとあればいい。
- 通りによって異なった街路樹にすればまちの個性になる。
- 商店街やデパート、スーパーの周りを花や緑で飾れば、もっと訪れたいくなる楽しい街になる。
- 駅やバス停などの人の集まる場所が花や緑でいっぱいだったら、通勤・通学がもっと楽しくなる。
- 水やりが楽になる工夫をすれば、まちかどや公園での花づくりがもっと活発になる。

市民の思いの実現に向けて

－ 今後の取り組みテーマ －

沿道の市民や企業に、街路樹の世話や道路の美化に積極的にかかわってもらえる仕組みが必要

- 道路空間の利用と美化の「市民協定制度」(市民アダプト制度) など
- * 道路管理者が街路樹の周りなどを沿道の“花好き市民”に花かざりスペースとして提供するとともに、これを支援し、一方で周辺清掃を任せていく制度

商店街、デパート、沿道型商業施設や役所などの大規模施設に、積極的に緑化や花かざりに取り組んでもらう仕組みが必要

- 「花の商店街づくり」「花の庁舎づくり」「花のオフィスビルづくり」の展開など
- * 商店街、企業、役所などを訪れる市民への思いやりの空間づくりとして

いつも水やりができる“花と緑と自然のまちづくり”の工夫

- 「“水のあるまちづくり”支援制度」など
 - せせらぎのある道づくり
 - 雨水再利用の花のまちづくり
 - 川の水利用の花のまちづくり
 - 井戸のある公園づくり
- 市民発案への行政の協働や支援



6. “花と緑であふれる庭先・窓辺・まちかど”を創り・育むために

懇話会からの問題提起

- 今、何が問題なのか -

- まちぐるみの生垣づくりも、住民の高齢化などにより、手入れが困難となり、だんだんとブロック塀に代わっていかざるを得ない。
- まちぐるみの庭先・窓辺の花かざりは、住民の価値観が多様であり、ルール化するのはなかなか難しい。
- 公園やまちかどの花かざりは、花苗の植え替え作業は楽しいが、後の水やり、草ひき作業が大変で長続きさせるのが難しい。
- 花と緑のまちづくり推進の拠点である「ふろーらむ」の活動は、あまり市民に浸透していないようだ。

庭先・窓辺・まちかどが こんな環境であってほしい

- 市民の思い・期待 -

- わがまちのみんなが誇りに思えるような“花と緑と自然のまちづくり”に取り組んでみたい。
- まちのいろんな場所が花と緑で一杯になるようなまちづくりに取り組んでみたい。
- どこでどのような苦勞をしながら“花と緑と自然のまちづくり”に取り組んでいるのかの情報交換ができれば、活動の輪がもっと広がる。
- オープンガーデン（個人の庭の市民開放）ができるような庭をつくって、互いに見て回れるようにしたい。
- 子どもと一緒に、地域の花づくりに取り組んでみたい。
- 得意な分野で“花と緑と自然のまちづくり”に参加してみたい。
- 花かざりや庭木の手入れなどの講習会を身近な場所で開いてほしい。
- もっと気軽に訪れることができる「ふろーらむ」にしてほしい。

市民の思いの実現に向けて

- 今後の取り組みテーマ -

“花と緑と自然の市民まちづくり”の輪を広げ、市民ぐるみのうねりにまで高めるには、花好き市民のしっかりしたネットワークが必要

- 市民みんなが“花好き”になれる『市民サロン』の開設など

* まちの花づくりグループや個人が、“花と緑と自然のまちづくり”への取り組み実践例や苦勞談を交換しあい、ネットワークの拠点となる場

* オープンガーデンができる市民のネットワークづくりや、“花と緑と自然の市民まちづくり”のための準備やお世話をする場

“花と緑と自然の市民まちづくり”の輪を広げ市民ぐるみのうねりにまで高めるためには、中核となる「ふろーらむ」への参加者・訪問者を大きく増加させる取り組みが必要

- 「ふろーらむ訪問者・参加者倍増計画」など

* 交通の便の改善

* ふろーらむ南・中支所づくり

* ボランティア活動活発化への工夫（エコマネーのような楽しい参加メリットづくりなど）

* 「ふろーらむ」活動に気楽に参加できるシステムづくり（「ふろーらむ友の会」など）



7. 実現に向けた市民の思い

生駒市の“花と緑と自然の市民まちづくり”の「うねり」を創り出すために、懇話会では基本として考えておかねばならない提案と、1～6のそれぞれの領域における提案があります。後者については、前述しています。基本として考えておかねばならない提案は、以下のとおりです。

(1) 生駒市の“花と緑と自然の市民まちづくり”は、

- ・山歩きが大好きな市民
- ・川魚をこよなく愛する市民
- ・アウトドア活動が好きな市民
- ・屋外でバーベキューをするのが好きな市民
- ・屋外で食べることが好きな市民
- ・バードウォッチングが趣味の市民
- ・川が汚いなあとと思っている市民
- ・子どもに米づくりを体験させたいなあとと思っている市民
- ・無農薬野菜をつくって食べたいと思っている市民
- ・写真コンテストで優勝したいと思っている市民
- ・休みの日には、公園でひなたぼっこをしたいと思っている市民
- ・周りを花や緑で飾りたいと思っている市民

このような一人ひとりの“ちょっとした取り組み”が出発点だと考えています。すなわち、誰もが、“花と緑と自然の市民まちづくり”に参画・参加することができるということを、市民が知る必要があると考えています。

(2) “ちょっとした取り組み”が、その市民の「やりがい」や「満足」に繋がるような仕組みづくりが必要だと考えています。

例：コンテストの実施、学習会の企画や講師担当、エコマネーの導入、地域の相互援助など

(3) 市民が“ちょっとした取り組み”やそれらを集結した取り組みをする際には、行政の支援や制度の制定が大変必要だと考えています。

例：規制をかける、○○指定をする、税の軽減、会議室の提供など

(4) 行政が支援する際には、行政各分野の横断的な風通しの良さが必要だと考えます。

(5) “ ちょっとした取り組み ” を集結する際には、生駒市にすでにある市民グループや市民組織、企業などが多角的に繋がり、ネットワークが組めるような仕組みが必要だと考えています。

例：生涯学習グループ、自治会、学校、婦人会、子ども会など

(6) 生駒市の “ 花と緑と自然の市民まちづくり ” への市民の思いを実現していくためには、市民が中心となる会の継続が必要だと考えています。そして、この会は、市行政とも対等の立場で話し合いができ、行政との両輪を構成しながら、責任を持って “ 花と緑と自然の市民まちづくり ” に取り組める会でなければならないと考えています。

(7) 生駒市の “ 花と緑と自然の市民まちづくり ” の市民の思いを実現していくためには、市民や生駒市にきた方が集える場が必要と考えています。

例：市民サロンや生駒の自然を愛するハイカーステーションの開設

“ 花と緑と自然の市民まちづくり ” は、市民が自分たちの手で、この生駒を愛着の持てるまちにするための取り組みです。自然を大切に作る心を育み、花と緑があふれるまちづくりを軌道に乗せていくためには、市民一人ひとりにできる “ ちょっとした取り組み ” をこつこつと積み重ね、「市民ぐるみのうねり」に成長させていくような地道な取り組みが基礎になると考えています。

また、このような取り組みをとおして “ 花と緑と自然の先端都市・生駒 ” を実現していくためには、段階的な数値目標の設定や、各段階での取り組み方を第三者機関の目で評価し、確認していく仕組みをつくっておくことも大切です。

生駒市緑の基本計画

花と緑と自然の先端都市・生駒をめざして

守る・創る・育む そして伝える“市民の緑・市民の心”

(平成16年9月)

編集・発行 生駒市都市整備部 公園緑地課

〒630-0288 生駒市東新町8番38号

電話:0743-74-1111 (代表)

ホームページ: <http://www.city.ikoma.nara.jp/>